栃木県地域福祉支援計画
（第４期）

～ 住民が互いに支え合いながら、
安心して暮らせるまちづくり ～

令和３(2021)年３月

栃　木　県

県民の皆様へ

本県では、平成 17(2005)年３月に「栃木県地域福祉支援計画（第１期）」を策定し、社会情勢等に応じた必要な見直しを行いながら、多様な主体の参加による支え合いの仕組みづくりや、相談支援体制の構築など、市町や関係機関と連携・協働し、様々な取組を展開して参りました。

これまでの取組の結果、地域における見守りや、住民や社会福祉法人、ＮＰＯ法人等の多様な主体による地域のニーズに応じた創意工夫ある取組が広がりを見せるなど、地域福祉の充実が図られてきました。

また、社会保障制度は、子ども・高齢者・障害者などの対象者ごとや、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。

しかしながら、地域では、人口減少や少子高齢化の進行、地域社会の変容等に伴い、社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱え、これからの社会の活力維持・向上を図るため、新たな局面における課題への対応が求められております。

更には、こうした背景から、育児と介護を同時に抱える「ダブルケア」や、80 代の親と 50 代の無職等の子が同居する「8050 問題」など、個人や世帯が抱える課題が多様化・複雑化するケース、また、日常生活に身近なごみ出しや買い物など、現在の公的支援制度では解決が困難な「制度の狭間」にあるケースが顕在化してきました。

こうした中、国では、「子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる≪地域共生社会の実現≫」を改革の基本コンセプトとし、社会福祉法をはじめとする社会福祉関係制度の改正が進められております。

県では、こうした情勢を踏まえ、県、市町、社会福祉関係者や地域住民等がチームとなって、『「オール“とち”ぎ」で「“まる”ごと」取り組む「とちまる地域共生社会の実現」～住民が互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり～』を目指すべき姿に掲げ、このたび、「栃木県地域福祉支援計画（第４期）」を策定いたしました。

この計画の中で施策として位置づけております「安心して暮らせる地域づくり」、「地域を担うひとづくり」、「地域福祉の基盤づくり」の３本柱に基づく様々な取組の着実な実施により、地域福祉の更なる充実に向けて推進して参りますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言等をいただきました「栃木県地域福祉支援計画推進委員会」の委員の皆様をはじめ、関係団体や県民の皆様方に、心から御礼申し上げます。

令和３（2021）年３月

栃木県知事　福田富一

目　　次

栃木県地域福祉支援計画（第４期）の全体構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
第１章　計画の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
　１　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
　２　計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
　３　計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
　４　ＳＤＧｓの達成に向けた取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
　１　第３期計画の推進状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
　２　地域社会の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
　３　地域福祉を取り巻く課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第３章　計画の目指す方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第４章　地域福祉施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　施策１　安心して暮らせる地域づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
　　（１） 緩やかに見守り、つながる地域づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
　　事例１　“福祉×地域創生”による持続可能な地域づくり ・・・・・・・・・ 33
　　（２） 災害に備えた取組の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
　　事例２　災害から改めて感じた「支援の輪」！“更につながる人と地域” ・ 38
　　（３） ひとにやさしいまちづくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
　施策２　地域を担うひとづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
　　（１） ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
　　（２） 地域住民等による社会貢献活動の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
　　事例３　いちごハートねっと事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
　　（３） 福祉人材の育成・確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
　施策３　地域福祉の基盤づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
　　（１） 包括的な支援体制の構築促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
　　事例４　「総合相談支援」の実施と「地域交流拠点」の整備 ・・・・・・・・ 63
　　事例５　“もったいない”から“ありがとう”への助け合い ・・・・・・・・ 64
　　（２） 社会福祉協議会の取組の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
　　（３） 成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進 ・・・・ 67
　　事例６　「地域住民への虐待防止推進に関する取組」の実施 ・・・・・・・・ 72
　　（４） 福祉サービスの質の確保・向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
　　（５） 寄附文化の醸成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
　　事例７　様々なカタチでの募金活動への“参加” ・・・・・・・・・・・・・・ 80

第５章　計画の推進に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
　１　計画の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
　　（１）　県の推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
　　（２）　市町との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
　２　計画の進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１

参考資料

○　栃木県地域福祉支援計画推進委員会　委員名簿
○　栃木県地域福祉支援計画（第４期）の策定経過
○　用語解説
○　評価指標一覧

栃木県地域福祉支援計画（第４期）の全体構成

第１章　計画の趣旨

１　計画策定の趣旨

近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、地域福祉の基本的な方向性を示すとともに、様々な主体の取組を支援する県の施策を示す

２　計画の位置づけ

- 社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
- 地域福祉分野の基本的方針
- 各市町における「市町村地域福祉計画」や、各種の福祉に関する計画の実現を支援する計画
- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」

３　計画期間

令和３(2021)年度から令和８(2026)年度まで（６年間）

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題

１　第３期計画の推進状況

２　地域社会の状況

- 人口構造の変化・少子高齢化の進行
- 世帯構造の変化
- 高齢者等の状況　　等

３　地域福祉を取り巻く課題

- 地域のつながりの再構築
- 地域住民等の意識の醸成
- 様々な課題に応じる包括的支援体制の構築促進　　等

第３章　計画の目指す方向

「オール“とち”ぎ」で「“まる”ごと」取り組む

『とちまる地域共生社会の実現』

～ 住民が互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり ～

施策１　安心して暮らせる地域づくり
施策２　地域を担うひとづくり
施策３　地域福祉の基盤づくり

第４章　地域福祉施策の展開

施策１　安心して暮らせる地域づくり

（１） 緩やかに見守り、つながる地域づくり
（２） 災害に備えた取組の促進
（３） ひとにやさしいまちづくりの推進

施策２　地域を担うひとづくり

（１） ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成
（２） 地域住民等による社会貢献活動の充実
（３） 福祉人材の育成・確保

施策３　地域福祉の基盤づくり

（１） 包括的な支援体制の構築促進
（２） 社会福祉協議会の取組の充実
（３） 成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進
（４） 福祉サービスの質の確保・向上
（５） 寄附文化の醸成

第５章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

（１） 県の推進体制
（２） 市町との連携

２　計画の進行管理

（１） 計画の着実な進行管理
（２） 計画の周知

第１章　計画の趣旨

１　計画策定の趣旨

本県では、平成 17(2005)年３月に「栃木県地域福祉支援計画（第１期）」、平成 22(2010)年３月に「栃木県地域福祉支援計画（第２期）」、平成 26(2014)年に「栃木県地域福祉支援計画（第３期）」（以下「第３期計画」という。）を策定し、地域福祉の推進に向けた基本的な方向性を示すとともに、「市町村地域福祉計画」の策定や、市町の取組等を支援してきました。

こうした中、近年、人口減少や少子高齢化の進行、単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例えば、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」や、80 代の高齢の親と 50 代の無職等の子が同居する「8050 問題」、18 歳未満の子が家族の介護や世話を行う「ヤングケアラー」などの課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度など、それぞれの制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、包括的に支援していくことなどが求められています。

また、多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えており、人口構造の推移を見ると、令和７(2025)年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化することに伴い、社会の活力維持・向上をどのように図るかなど、新たな局面における課題への対応が必要です。

しかしながら、これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場における「支え合い」の基盤が弱まってきており、暮らしにおける人と人、人と資源とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない場合や、適切な支援に結びつかない場合など、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、各自治体では、「人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる『地域共生社会』の実現」に向けた体制整備などが進められており、本県においても、住民一人ひとりの安心した暮らしに向けた取組を着実に実施していく必要があります。

そこで、第３期計画の計画期間満了に伴い、地域福祉の推進に向けた基本的な方向性を示すとともに、「市町村地域福祉計画」に基づく市町の取組をはじめ、様々な主体による取組を支援する県の施策を示すため、新たに「栃木県地域福祉支援計画（第４期）」を策定しました。

２　計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものであるとともに、本県の福祉に関する基本方針となるものです。

また、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」に位置付けられるものです。

さらに、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」のほか、「栃木県高齢者支援計画『はつらつプラン 21（八期計画）』」、「栃木県障害者計画『とちぎ障害者プラン 21』」、「栃木県障害福祉計画（第６期計画）」、「栃木県障害児福祉計画（第２期計画）」及び「とちぎ子ども・子育て支援プラン（２期計画）」等の各個別計画との連携を図りながら、他の計画では対応しがたい事項や横断的事項に取り組み、各市町における「市町村地域福祉計画」や、各種福祉に関する計画の実現を支援する計画です。

３　計画期間

福祉分野における各個別計画との連携を図る観点により、令和３(2021)年度から令和８(2026)年度までの６年間とします。

なお、概ね３年を目途に計画の進捗状況を中間的に取りまとめ、必要に応じて評価指標や個別施策の見直しを図るなど、計画期間中における状況の変化に、適切に対応します。

【栃木県地域福祉支援計画と市町地域福祉計画等の関係イメージ】

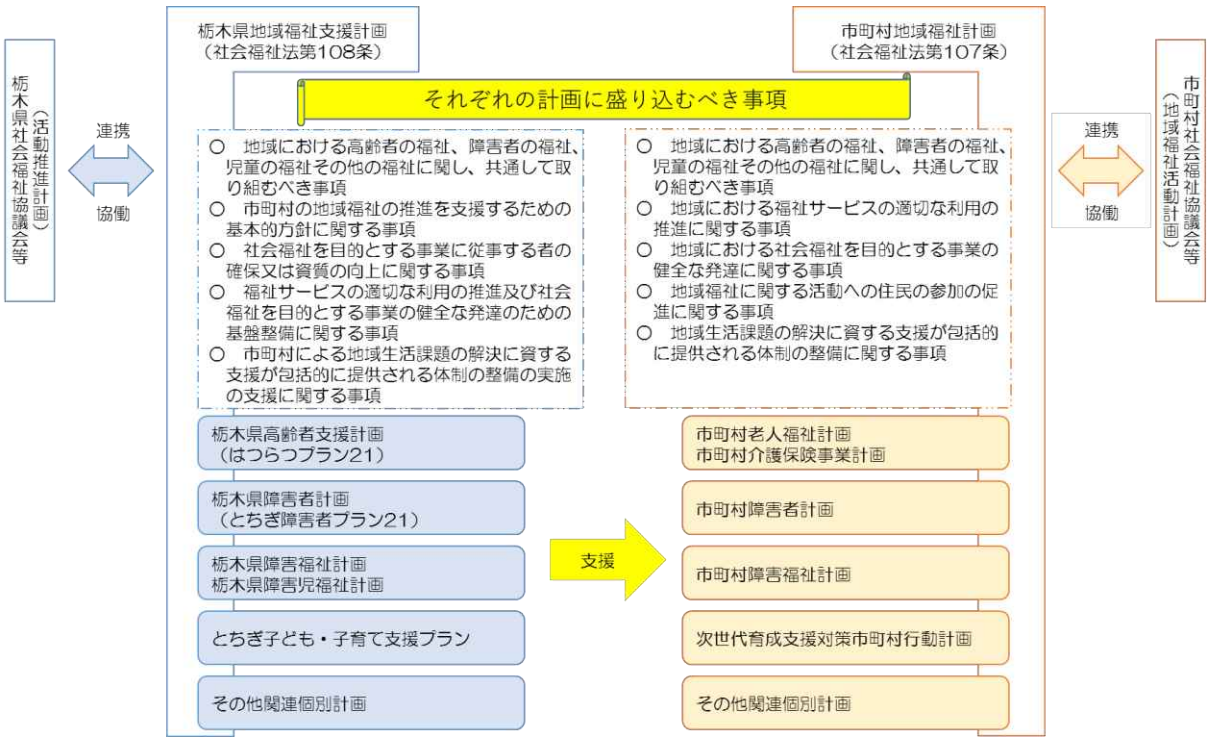

４　ＳＤＧｓの達成に向けた取組

「ＳＤＧｓ（エスディージーズ）」は、平成 27(2015)年９月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」です。

我が国では、平成 28(2016)年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ、「ＳＤＧｓ実施指針」を策定しました。

本県においても、ＳＤＧｓにおける「誰一人取り残さない」という理念を踏まえた計画の策定、実現が求められています。

この「栃木県地域福祉支援計画（第４期）」の取組を推進することは、「ＳＤＧｓ」の目標の達成に資するものにつながります。

○　「ＳＤＧｓ」を達成するための具体的施策

施策（大項目）	施策の展開（中項目）	主なターゲット
１　安心して暮らせる地域づくり	（１）緩やかに見守り、つながる地域づくり （２）災害に備えた取組の促進 （３）ひとにやさしいまちづくりの推進	3，9，10，11，13
２　地域を担うひとづくり	（１）ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成 （２）地域住民等による社会貢献活動の充実 （３）福祉人材の育成・確保	8，9，10，11，17
３　地域福祉の基盤づくり	（１）包括的な支援体制の構築促進 （２）社会福祉協議会の取組の充実 （３）成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進 （４）福祉サービスの質の確保・向上 （５）寄附文化の醸成	1，2，3，4，10，11，16，17

第2章　地域福祉を取り巻く現状と課題

1　第３期計画の推進状況

第３期計画（平成 28(2016)年度～令和２(2020)年度）では、次の７つの項目を数値目標に掲げ、地域福祉の推進に向けて取り組んできました。

なお、その取組状況は以下のとおりでした。

（１）生活困窮者自立支援制度における新規相談

- 複合的な福祉課題を抱える生活困窮者を広く受け止め、多様な問題に対応するため、自立相談支援事業や子どもの学習支援事業等を実施しました。
- 各年度とも、目標値を下回る状況が続いています。

（単位：対象地区人口 10 万人あたりの件／月）

項目＼年度	2016		2017		2018		2019		2020	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
受付件数	13.5	10.8	15.0	11.5	16.5	11.1	18.0	11.8	20.0	－

（２）避難行動要支援者個別計画の策定

- 避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定・運用に市町が円滑に取り組むことができるよう、先進的取組の情報収集を行い、その効果等の紹介・普及を図りました。
- 令和元(2019)年度末の策定状況は、目標を下回る 84%（21 市町）となっています。

（単位：%、市町）

項目＼年度	2016		2017		2018		2019		2020	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
策　定　率	32	36	52	40	72	72	88	84	100	－
策定市町数		9		10		18		21		－

（３）栃木県ひとにやさしいまちづくり条例適合施設

- 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、ひとにやさしいまちづくりの理念を広め、ハード面及びソフト面からのバリアフリー化を推進しました。
- 令和元（2019)年度末の適合施設数は、目標を下回る 1,655 施設となっています。

（単位：施設）

項目＼年度	2016		2017		2018		2019		2020	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
施　設　数	1,630	1,562	1,700	1,598	1,770	1,625	1,840	1,655	1,910	－

（4）ボランティアコーディネーターの配置

● 地域福祉活動への住民参加を促進するため、ボランティア活動を体験できる機会の提供や、セミナー等を開催しました。

● 令和元（2019）年度末の配置率は、目標を下回る84%（21 市町）となっています。

（単位：%、市町）

年度／項目	2016		2017		2018		2019		2020	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
市町配置率	72	72	80	80	88	80	96	84	100	－
配置市町数		18		20		20		21		－

（5）市町村地域福祉計画の策定

● 市町村地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定・改定に向けた取組を支援するため、行政及び社会福祉協議会職員を対象としたセミナーを開催しました。

● 令和元（2019）年度末の市町村地域福祉計画の策定率は、目標を下回る 92%（23 市町）となっています。

（単位：%、市町）

年度／項目	2016		2017		2018		2019		2020	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
策　定　率	84	84	88	84	92	88	96	92	100	－
策定市町数		21		21		22		23		－

（6）地域福祉活動計画の策定

● 令和元（2019）年度末の地域福祉活動計画の策定率は、目標を達成し、96%（24 市町）となっています。

（単位：%、市町）

年度／項目	2016		2017		2018		2019		2020	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
策　定　率	84	88	88	88	92	96	96	96	100	－
策定市町数		22		22		24		24		－

（7）第三者評価受審事業者数（高齢・障害分野）

- 「とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構」において、評価機関の認証や、評価担当者の養成研修を実施したほか、シンポジウムを開催するなど、受審促進を図りました。
- 令和元（2019）年度末の受審事業者数の累計は、高齢者福祉施設が 19 事業者、障害者福祉施設が 33 事業者であり、合計は目標を下回る 52 事業者となっています。

（単位：事業者）

年度／項目	2016		2017		2018		2019		2020	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
受審事業者数	50	34	70	42	90	51	110	52	130	－

2　地域社会の状況

1　人口構造の変化・少子高齢化の進行

（1）人口の減少

本県の人口は、減少傾向にあり、令和７(2025)年には約 187.3 万人、令和 22(2040)年には約 164.7 万人になると見込まれています。【図表１】

（2）少子高齢化の進行

団塊の世代が 75 歳以上となる令和７(2025)年には、高齢化率が 30.6%になると見込まれています。また、令和 42(2060)年の人口構造は、65 歳以上の割合が 39.7%、15 歳未満の割合が 10.4%となり、５歳階級別の人口構造は【図表２】のとおり見込まれています。

【図表１　本県の総人口の将来推計】

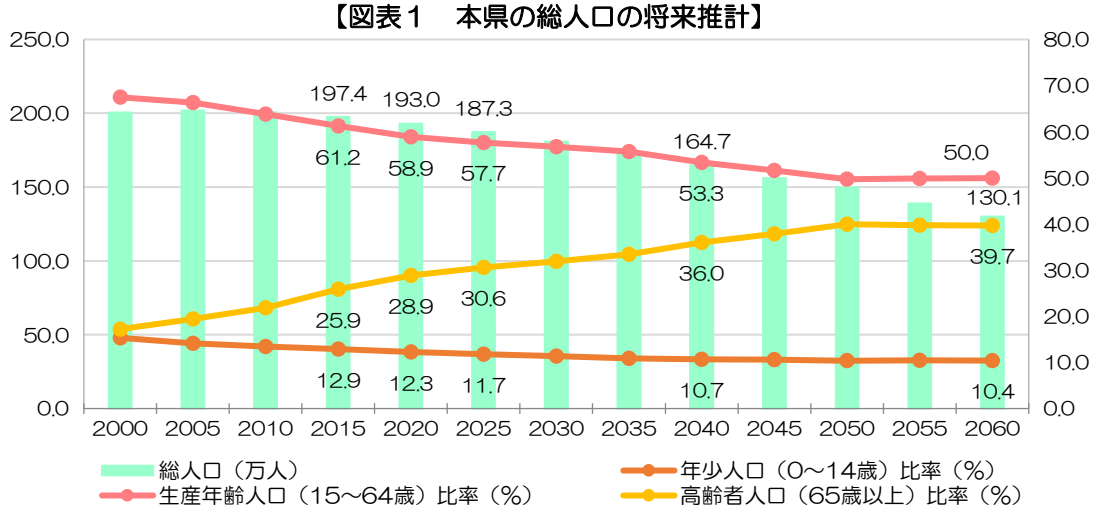

総務省「国勢調査」、県総合政策部推計

【図表２　本県の５歳階級別人口構造の将来推計】

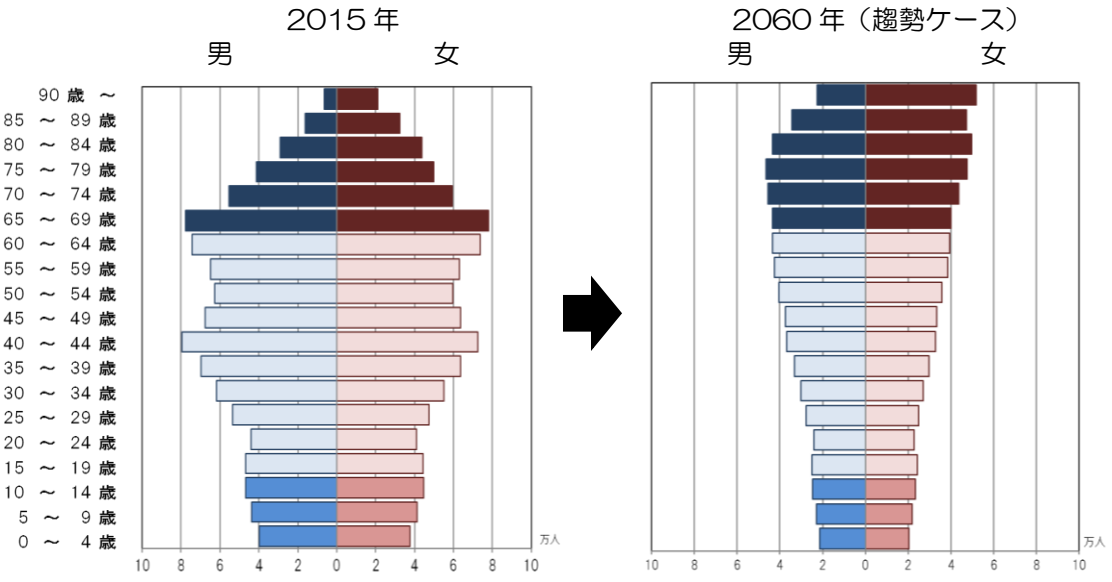

県総合政策部推計（2019 年 10 月）

（３）出生数・合計特殊出生率の低下

本県の合計特殊出生率は、人口を安定的に維持するために必要とされる水準（2.07～2.08）を大きく下回り、低下傾向が続いています。

【図表３　出生数・合計特殊出生率の推移】

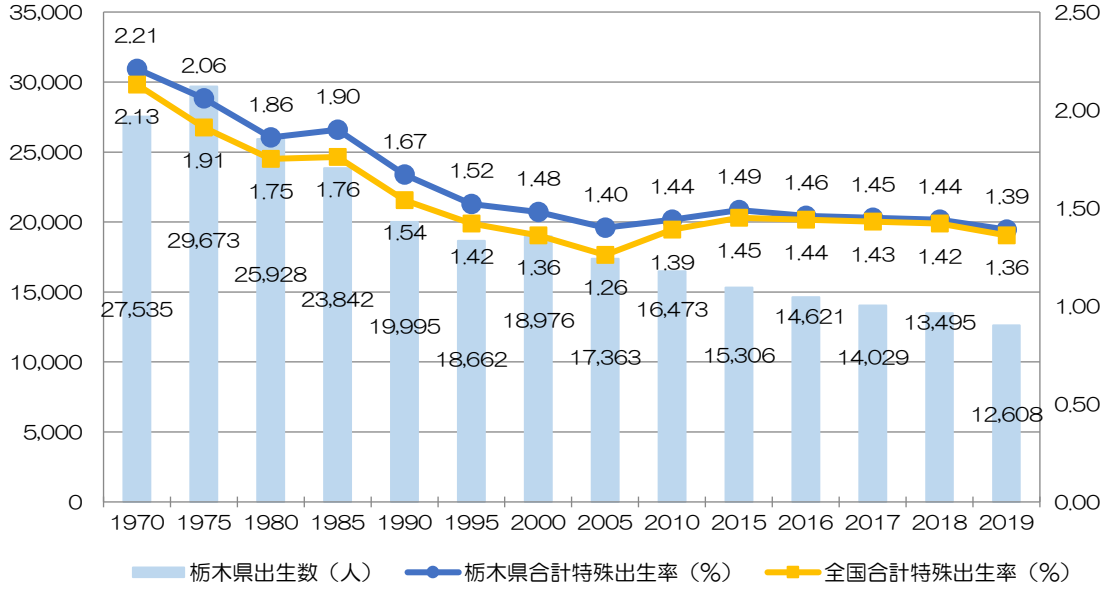

厚生労働省「人口動態統計」

（４）外国人住民数の増加

令和元(2019)年 12 月 31 日現在の外国人住民数は、７年連続で増加し、42,835 人と過去最高になりました。

なお、本県人口（1,940,108 人：令和２(2020)年１月１日現在　県統計課調べ）に占める割合は 2.21%となっています。

【図表４　本県の外国人登録者数/外国人住民数の推移（各年 12 月末日現在)】

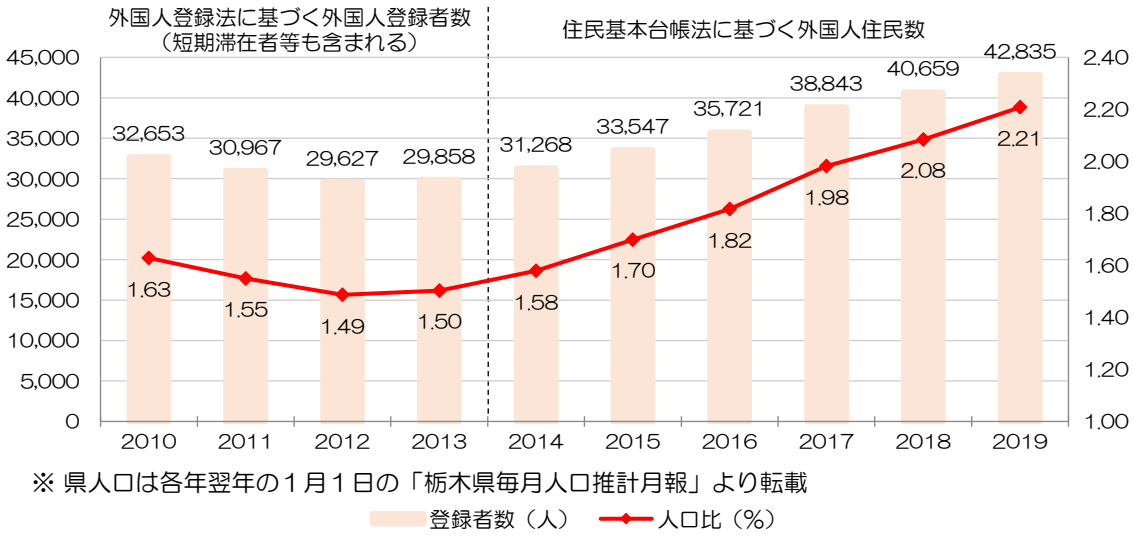

県国際課調べ

（５）自治会等加入率の低下

本県の自治会加入率は低下傾向にあり、令和２(2020)年４月１日現在では 70.0%となっています。

また、老人（シニア）クラブ加入率は、同年３月 31 日現在 8.8%となっています。

【図表５　自治会・老人（シニア）クラブ加入率の推移】

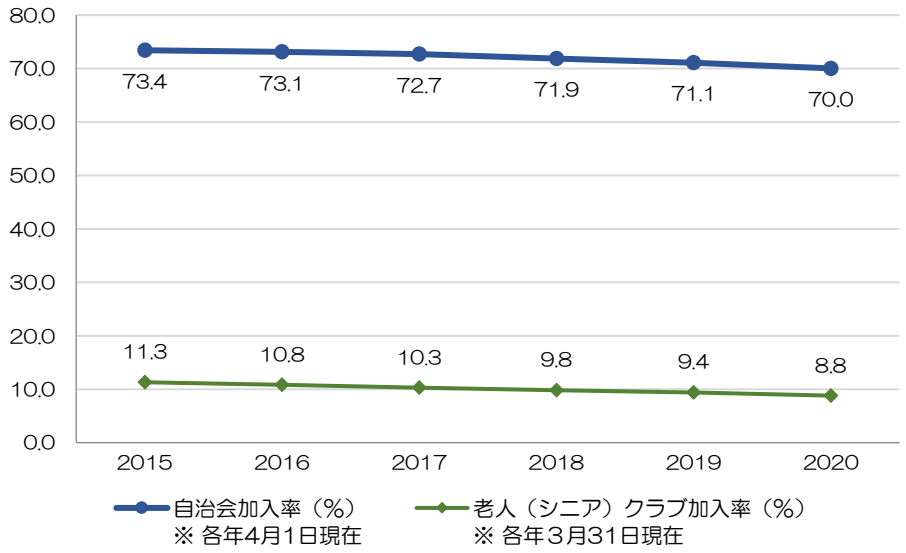

自治会加入率：県市町村課調べ
老人（シニア）クラブ加入率：県高齢対策課算出（各市町調べ基礎）

（６）地域のつながり

ご近所の方との付き合いは、「顔と名前が分かり挨拶をする程度である」が過半数を上回り、また、およそ１割の世帯（個人）は、「ほとんど、もしくは全く付き合っていない」という状況になっています。

【図表６　地域のつながり（ご近所の方との付き合い）】

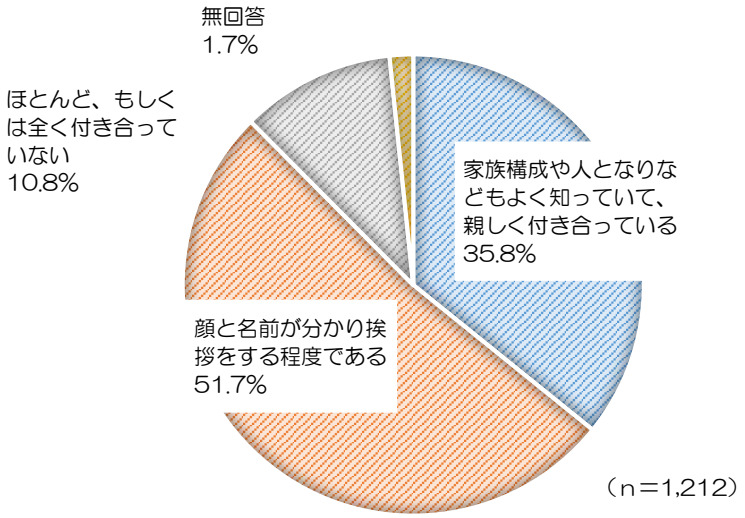

令和元(2019)年度栃木県政世論調査

２　世帯構造の変化

（１）世帯構成の推移

本県の世帯数は、減少傾向にあり、令和 22(2040)年には 711.1 千世帯となる見込みです。

なお、１世帯当たりの平均人員数は２人台のまま緩やかに減少し、世帯規模は縮小していくと見込まれます。

【図表７　本県の世帯数及び１世帯当たりの人員数の推移】

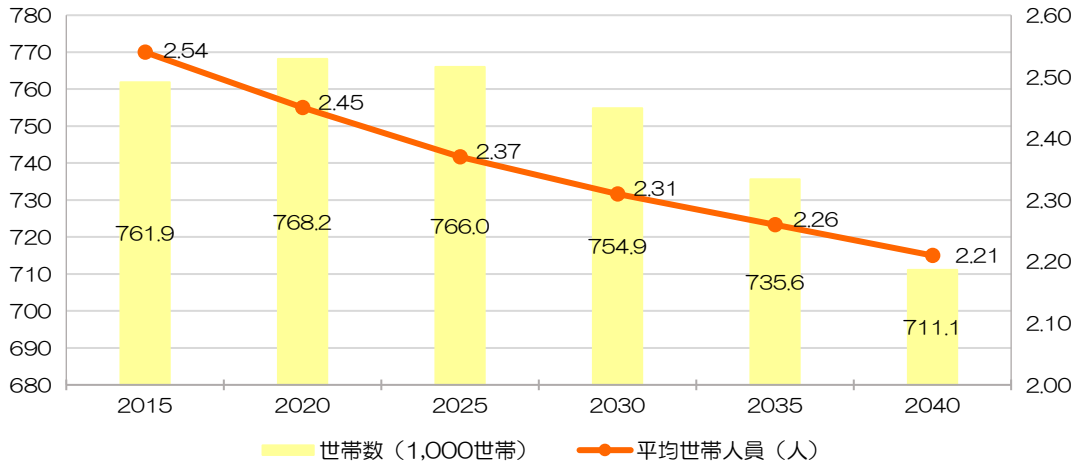

総務省「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口・世帯数」

（２）核家族化の進行

本県の家族類型別世帯数では、単独世帯が最も多い状況となっています。

今後、夫婦と子から世帯が減少傾向にある一方で、単独世帯や夫婦のみの世帯、ひとり親と子の世帯の増加が見込まれます。

【図表８　本県の家族類型別世帯数の推移】

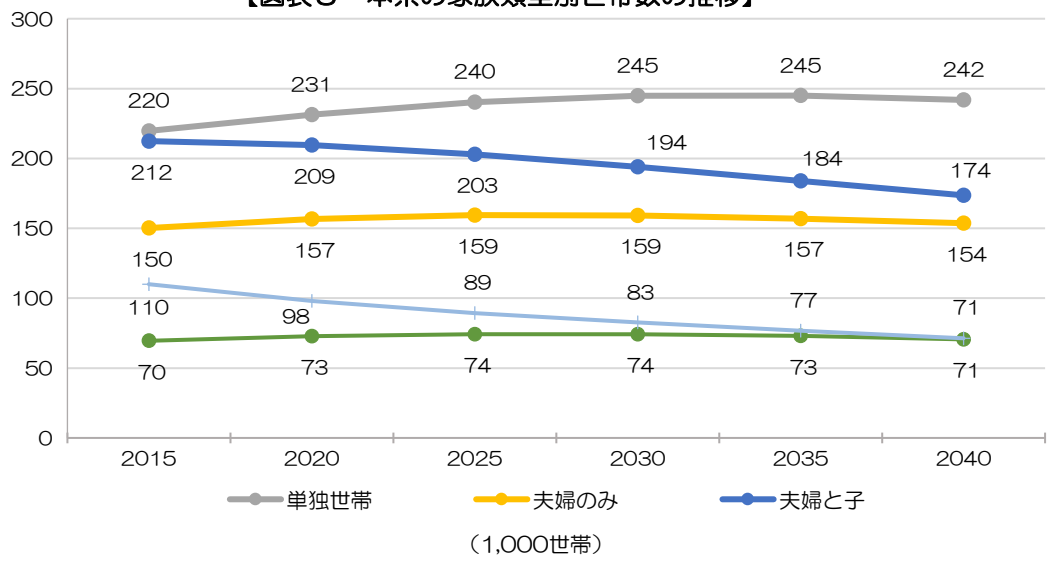

総務省「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口・世帯数」

（３）高齢者のみの世帯の増加

本県の単独又は夫婦のみで暮らす高齢者の世帯は、増加傾向にあり、令和７(2025)年には、65 歳以上の単独・夫婦のみの世帯いずれも 90,000 世帯を超えることが見込まれます。

【図表９　本県の高齢者のみの単独・夫婦のみの世帯の推移】

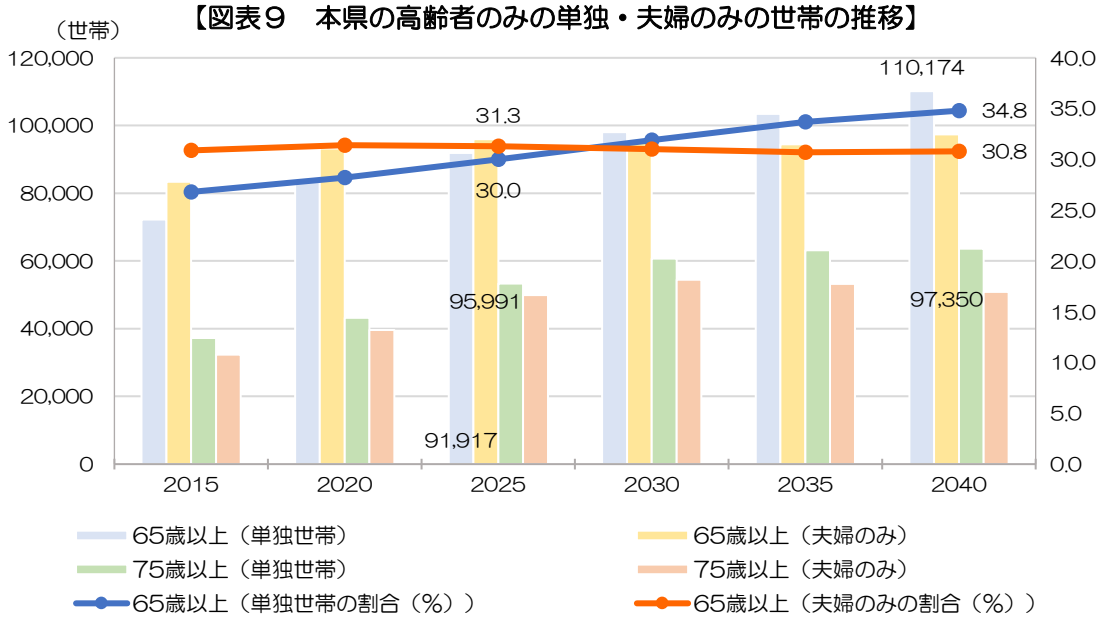

総務省「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口・世帯数」

３　高齢者の状況

（１）要支援・要介護認定者数の増加

本県の要支援・要介護認定者数は、増加傾向で、平成 31(2019)年には 88,203 人となり、制度が開始された平成 12(2000)年と比較して約 3.08 倍に増加しています。

【図表１０　本県の要支援・要介護認定者数の推移（各年４月末）】

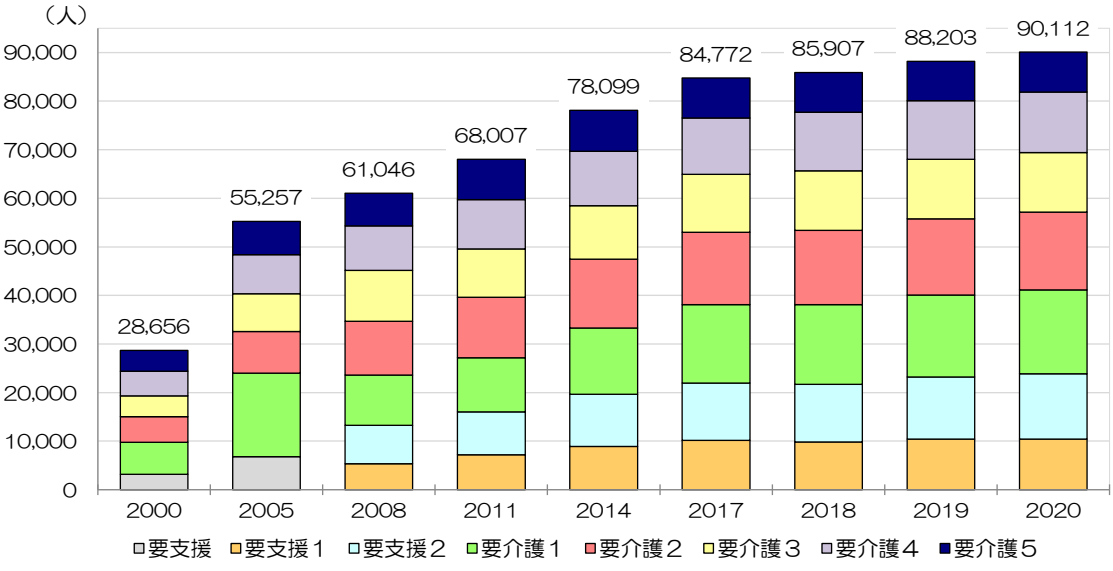

厚生労働省「介護保険事業状況報告」

（２）認知症高齢者の増加

全国の認知症高齢者数は、増加傾向にあり、令和７(2025)年には更なる増加が見込まれています。

これを本県に当てはめた場合、有病率が一定又は上昇いずれの場合であっても 10 万人を上回ると見込まれます。

【図表 11-1　全国の高齢者人口に対する認知症高齢者数の将来推計】

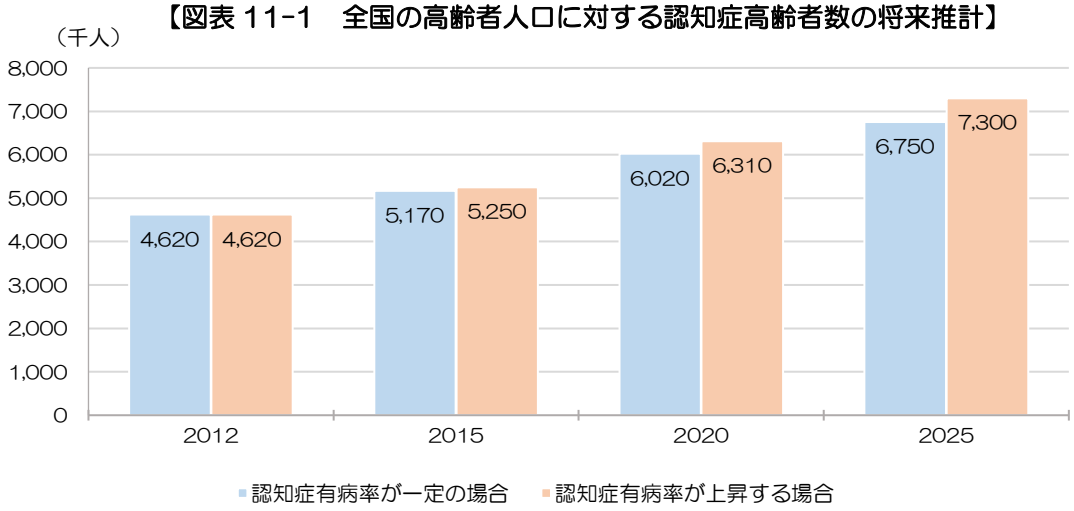

厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）【参考】認知症の人の将来推計について」（2015 年１月）
県高齢対策課調べ

【図表 11-2　上記推計を本県の状況にあてはめたもの】

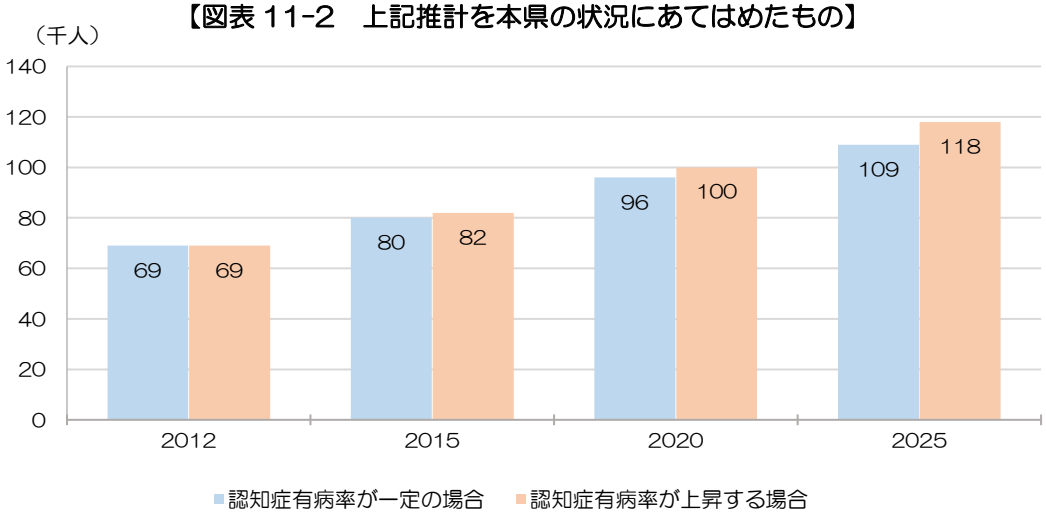

厚生労働省「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）【参考】認知症の人の将来推計について」（2015年1月）及び県内市町の高齢者数推計に基づき推計
県高齢対策課調べ

（３）介護サービス利用者数

本県の介護サービス利用者数は、近年、全体として増加傾向にあり、特に在宅サービス利用者が多くなっています。

【図表１２　本県の介護サービス利用者数】

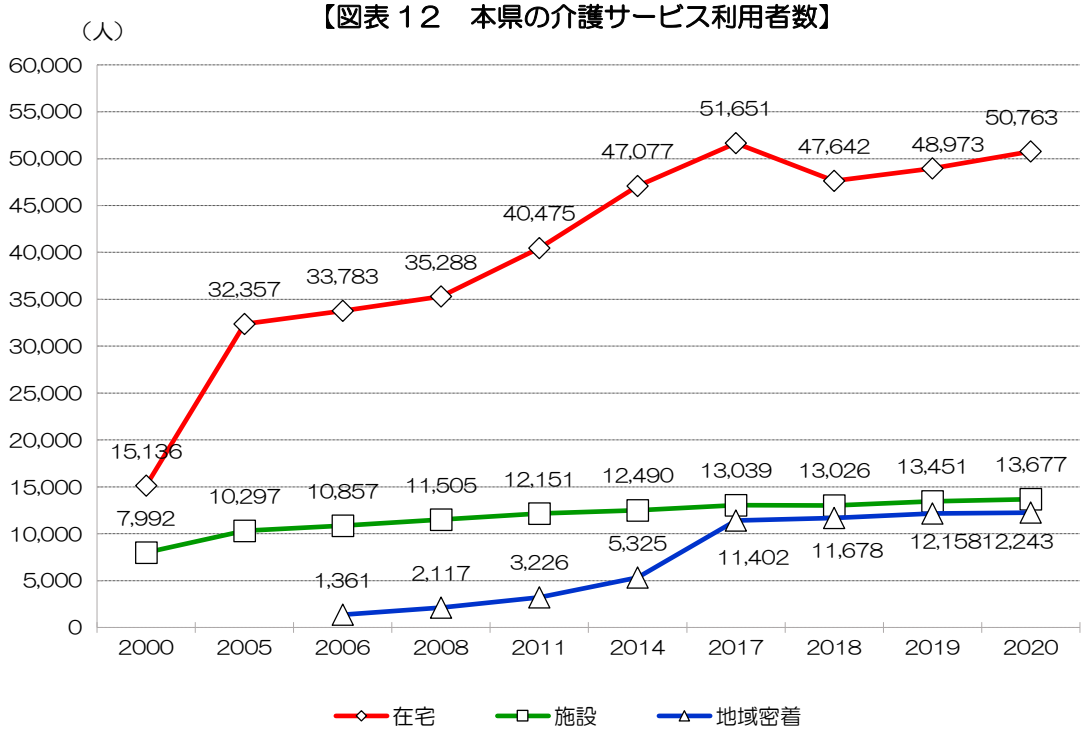

厚生労働省「介護保険事業状況報告」

（４）高齢者に対する虐待の状況

家庭内における養護者による高齢者に対する虐待の相談・通報受理件数は、300 件前後で推移しています。

また、被虐待者数は、200 件前後で推移しています。

【図表１３　家庭内における養護者による高齢者虐待の状況】

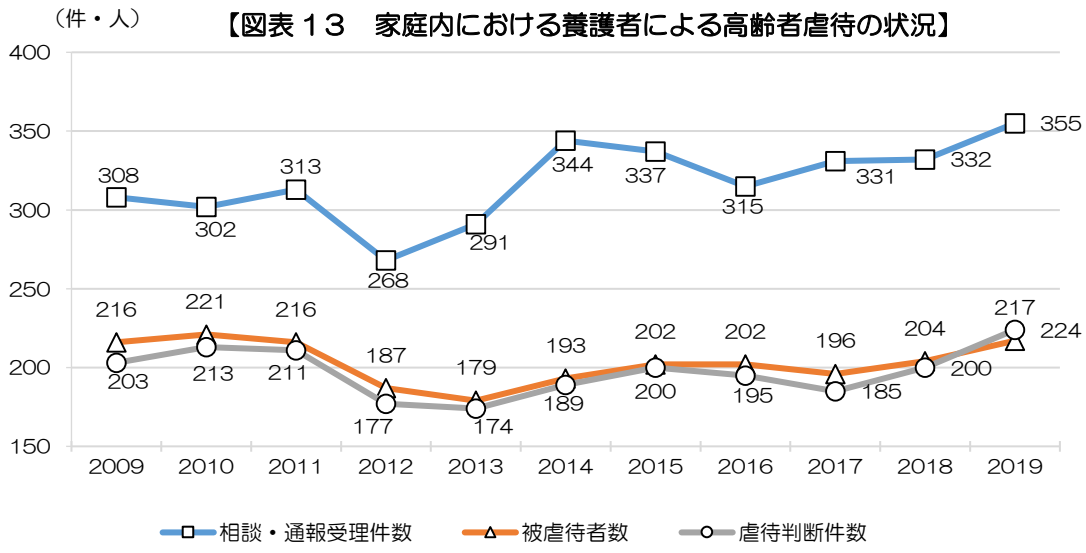

県高齢対策課調べ

４　障害者の状況

（１）障害者数の増加

本県の障害者数（手帳所持者数）の推移は、身体・精神・知的障害者のいずれも増加傾向にあり、令和２(2020)年４月１日現在で 103,704 人となっています。

【図表１４　本県の障害者数の推移（各年４月１日現在)】

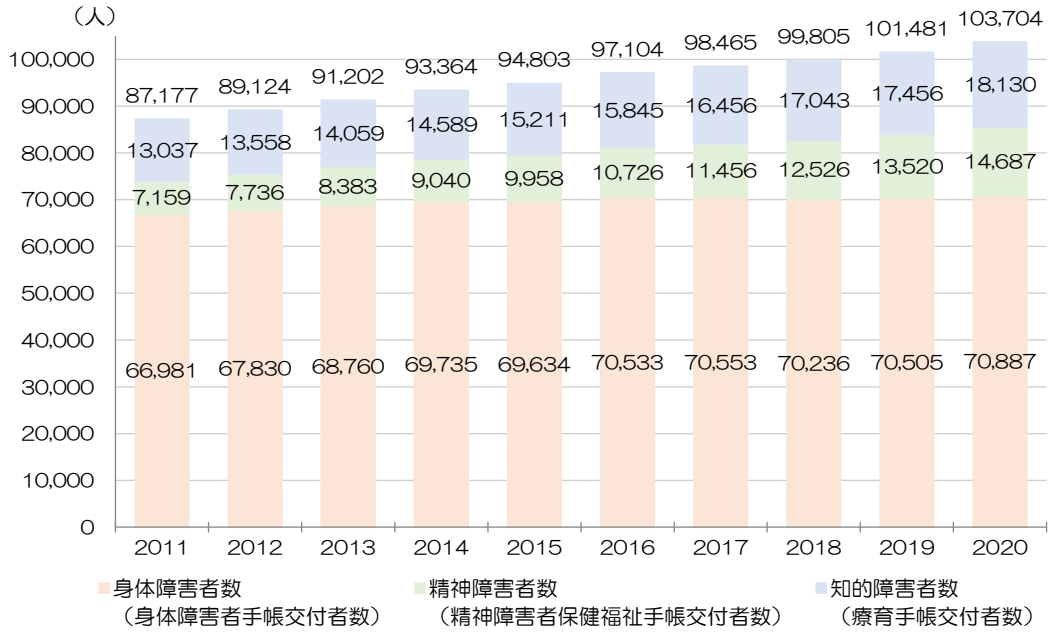

県障害福祉課調べ

（２）障害者に対する虐待の状況

家庭内における養護者による障害者に対する虐待の相談・通報・届出数は、平成29(2017)年度まで増加傾向にありましたが、平成 30(2018)年度は減少し、26 件となっています。

また、被虐待者数は、10 件を上回って推移しています。

【図表１５　家庭内における養護者による障害者虐待の状況】

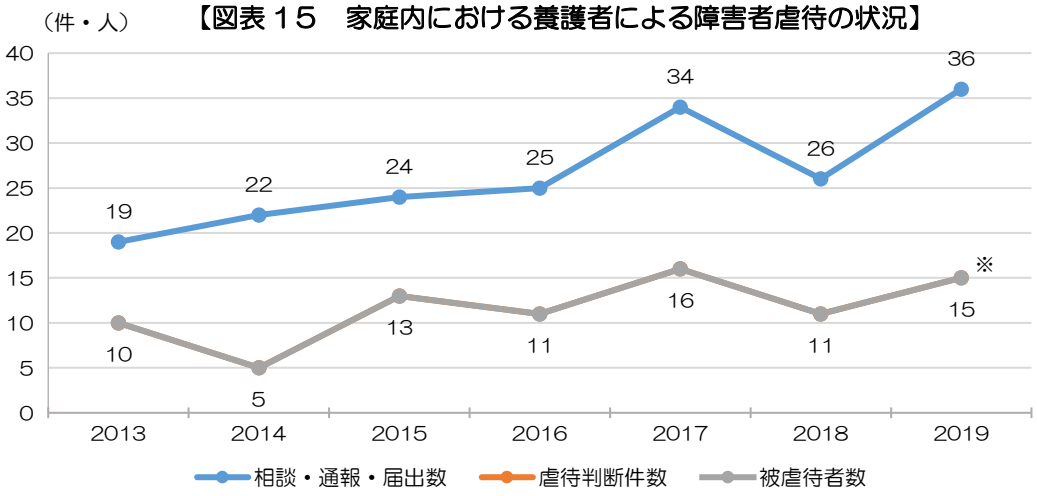

※　虐待判断件数と被虐待者数の数が同一のため、２つの折れ線が重なっている。

県障害福祉課調べ

５　児童の状況

（１）ひとり親世帯の増加

本県のひとり親世帯数は、年々増加傾向にあり、平成 27(2015)年度には母子世帯が 10,708 世帯、父子世帯が 1,379 世帯、計 12,087 世帯となっています。

【図表１６　本県のひとり親世帯の推移（20 歳未満の子を養育している親）】

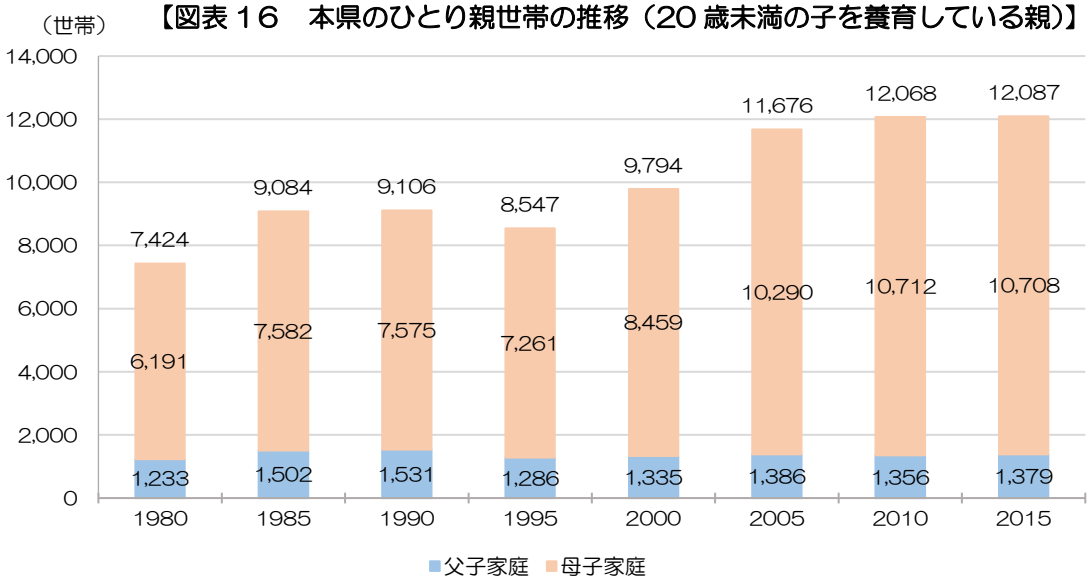

総務省「国勢調査」

（２）子どもの貧困等

国民生活基礎調査による子どもの貧困率は、上昇傾向にありましたが、平成 27(2015)年では 13.9%に低下しています。

また、全国消費実態調査においても、子どもの貧困率は、平成 26(2014)年では 7.9%に低下しています。

【図表１７　相対的貧困率の推移】

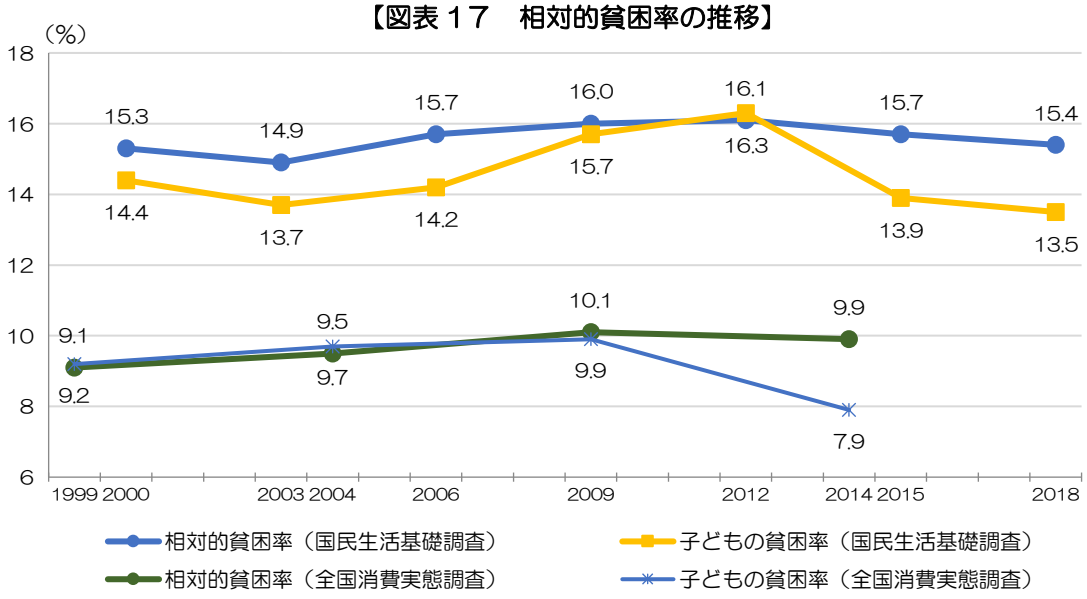

厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」

（３）児童に対する虐待の増加

児童虐待に係る相談対応件数は、近年増加傾向にあり、令和元(2019)年度に児童相談所や各市町で受けて対応した件数は 3,510 件で、過去最多となっています。

【図表１８　本県の児童虐待相談対応件数の推移】

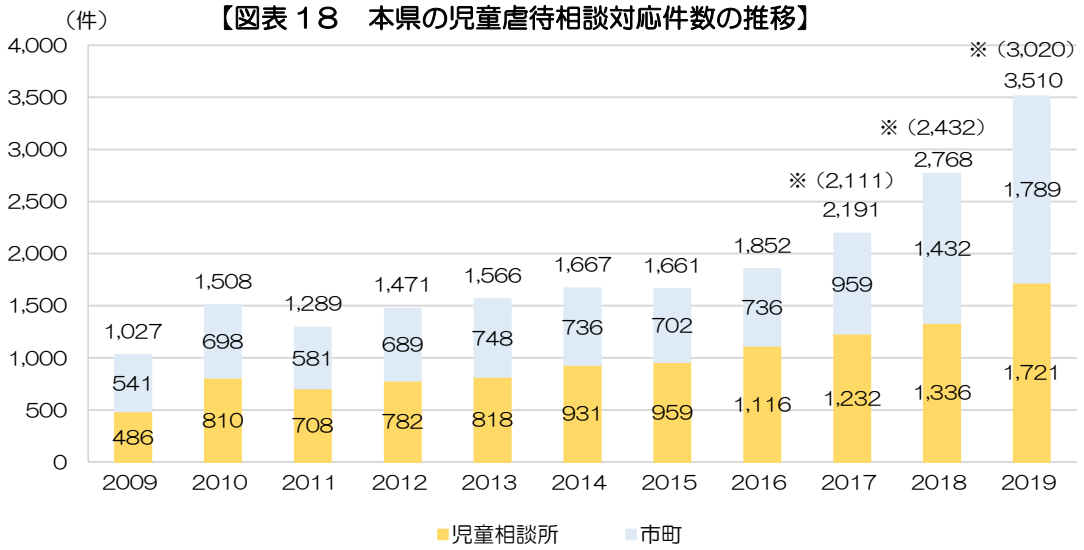

※（カッコ）書きの件数は、児童相談所から市町への事案移送分を除いた数

厚生労働省「福祉行政報告例」

６　生活困窮者等の状況

（１）非正規労働者の増加

労働者は、近年の安定した雇用情勢により増加していますが、非正規労働者が占める割合は、平成 29(2017)年度から大きく増加しています。

【図表１９　全国の正規・非正規労働者人口と非正規労働者の割合】

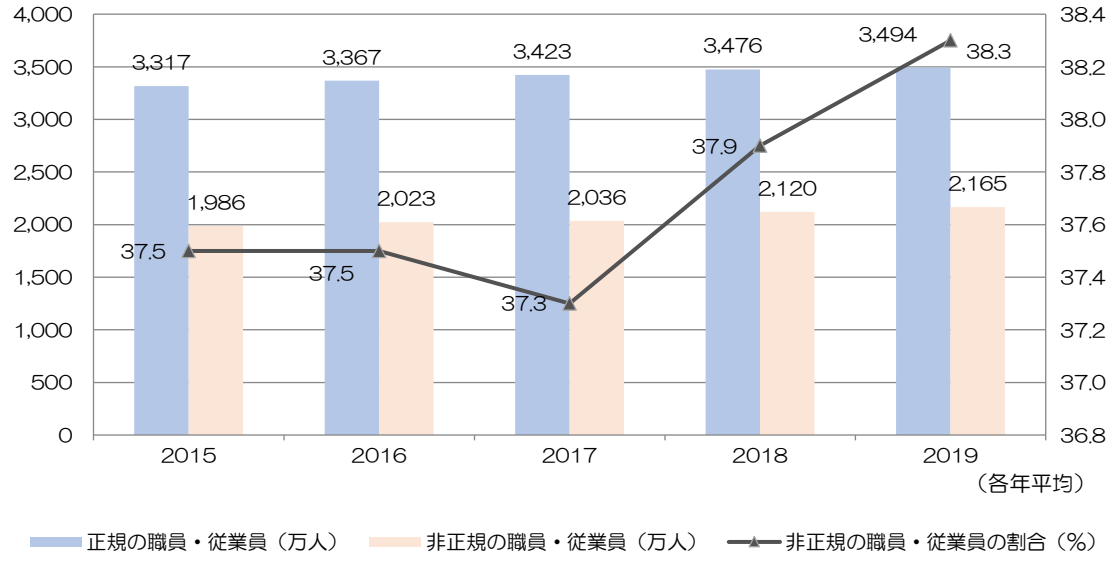

総務省統計局「労働力調査」

（２）生活保護の状況

本県の生活保護に係る被保護人員、保護率及び世帯数は、直近３か年程度は安定した雇用情勢により、いずれも微減の状況が続いております。

【図表２０　本県の被保護人員・全国及び県内の保護率の推移】

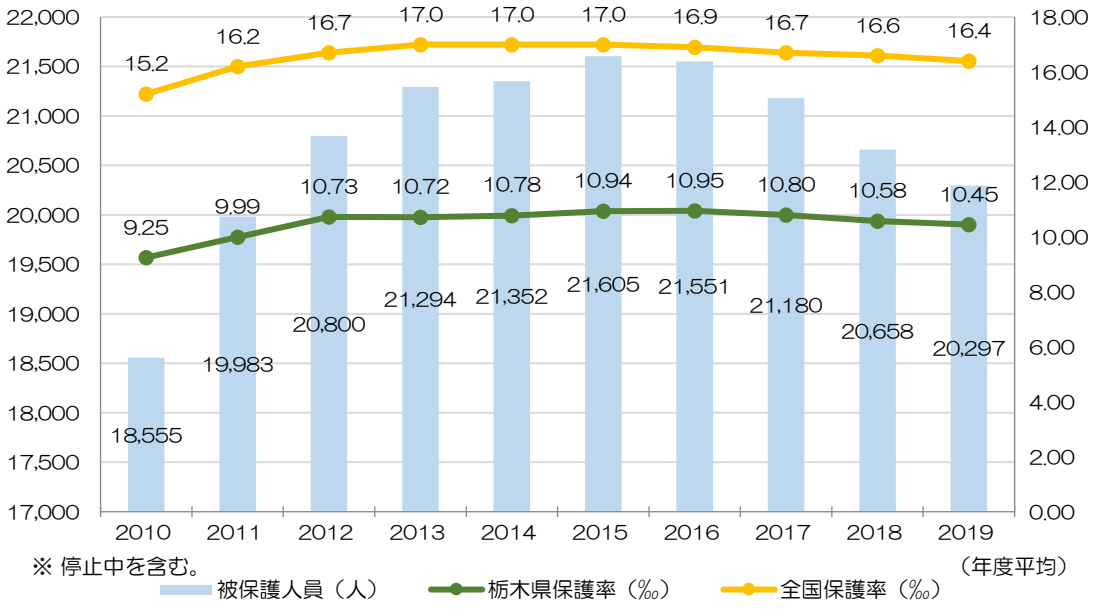

県保健福祉課調べ

（３）ＤＶ相談受付件数・一時保護件数の状況

本県の配偶者やパートナーからの暴力（ＤＶ）に係る一時保護件数は、平成 22(2010)年度以降、増減を繰り返しながら緩やかな減少傾向にあります。

また、相談受付件数も平成 25(2013)年度以降増減を繰り返しており、令和元(2019)年度は 2,063 件となっています。

【図表２１　本県のＤＶ相談受付件数・一時保護件数の推移】

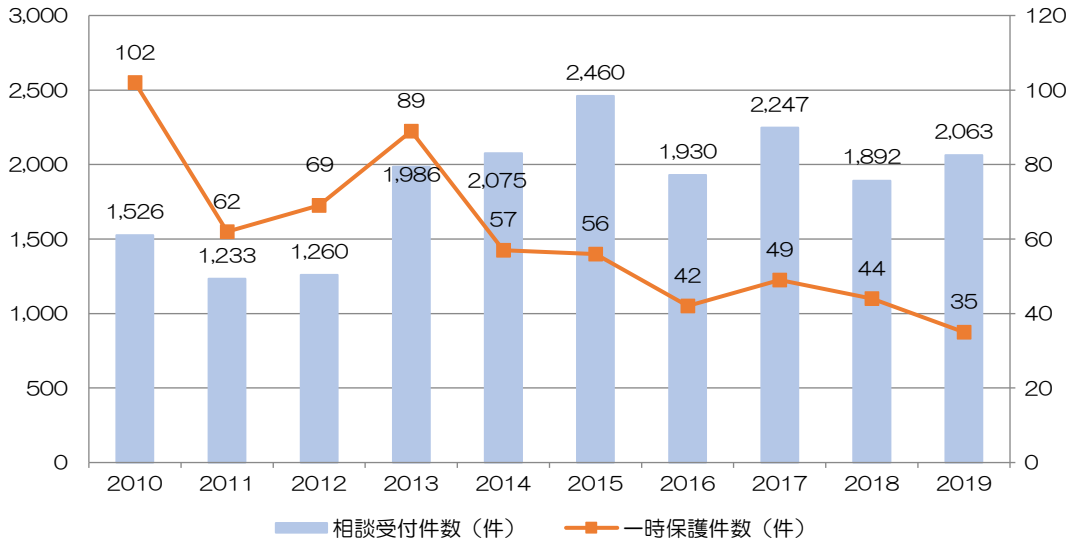

県人権・青少年男女参画課調べ

（４）自殺者の状況

本県の自殺者数は、減少傾向にありますが、令和元(2019)年の自殺率は 17.2%となっており、全国値（15.7%）を上回っています。

自殺の原因・動機別で見ると、全国の傾向と同様、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」の順となっています。（不詳を除く。）

【図表２２　本県自殺者数の推移】

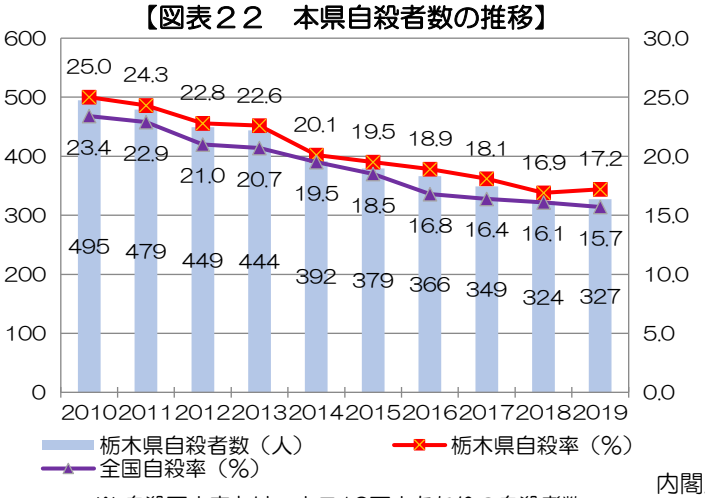

※ 自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数
厚生労働省「人口動態統計」

○原因・動機別自殺者数（令和元年確定値）

原因・動機	栃木県	全国
家庭問題	47 人	3,039 人
健康問題	164 人	9,861 人
経済・生活問題	70 人	3,395 人
勤務問題	28 人	1,949 人
男女問題	14 人	726 人
学校問題	9 人	355 人
その他	19 人	1,056 人
不詳	17 人	5,247 人

内閣府「地域における自殺の基礎資料」

７　福祉的課題を抱える世帯の状況調査結果

（１）様々な困りごとを抱える世帯

令和元(2019)年 10 月、民生委員・児童委員を通じてアンケート調査を実施した結果によれば、「複雑・複合的な困りごと」を抱える世帯は 861 人【図表 23-1】、「制度の狭間にある困りごと」を抱える世帯は 957 人【図表 24-1】の民生委員・児童委員の把握している状況について回答があり、県内では、こうした課題を抱える世帯が約 14,000 世帯以上あると推計されました。

また、こうした世帯のうち、「相談を受けたことがある」世帯については、公的な支援につながっていない世帯が一定数存在していることが明らかとなりました。【図表 23-2、図表 24-2】

【図表 23-1　「複雑・複合的な困りごと」の内容】

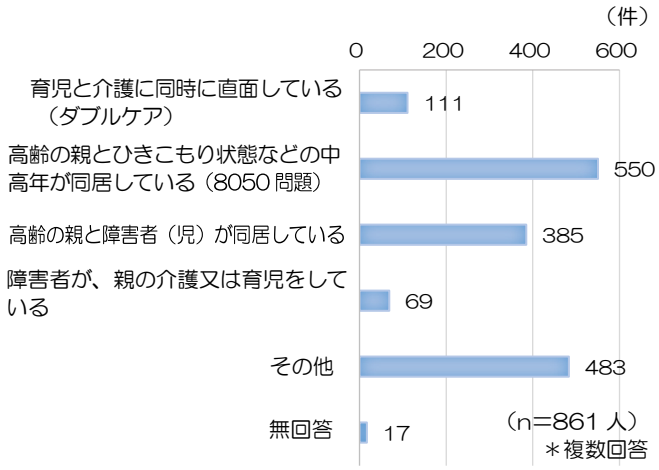

【図表 23-2　相談への対応状況】

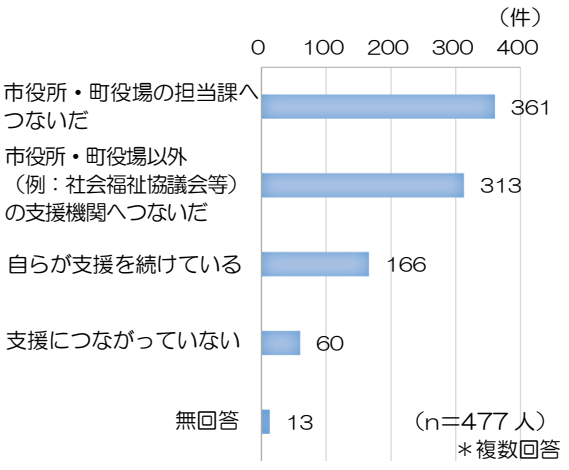

福祉的課題を抱える世帯の状況調査結果報告書

【図表 24-1　「制度の狭間にある困りごと」の内容】

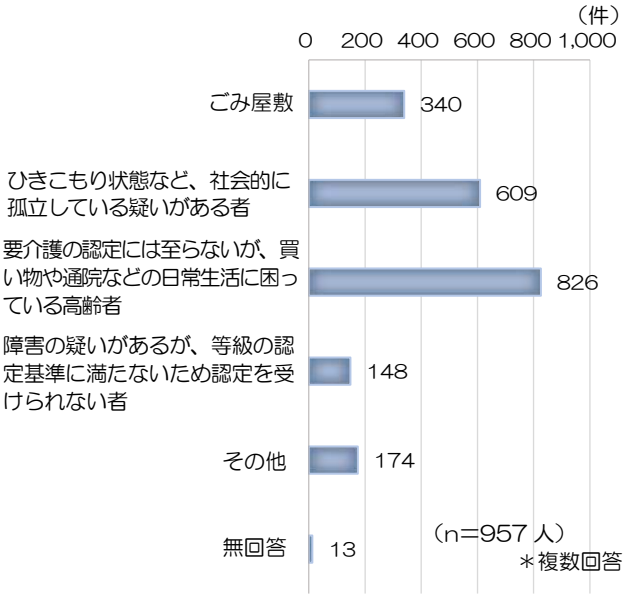

【図表 24-2　相談への対応状況】

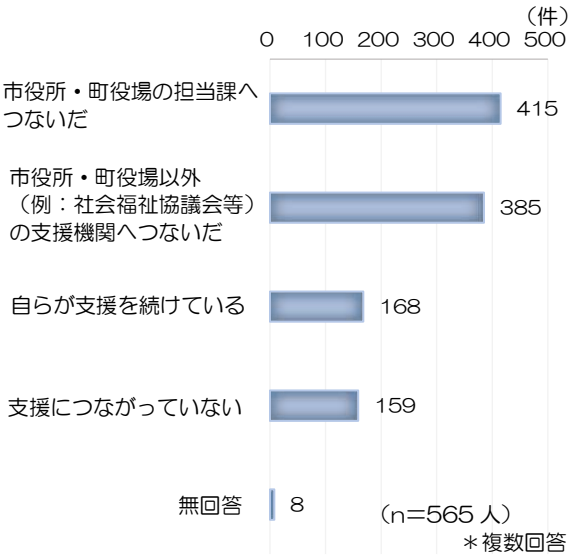

福祉的課題を抱える世帯の状況調査結果報告書

（2）ひきこもり状態にある者の状況（性別・年代・ひきこもりに至った原因）

民生委員・児童委員が把握する「ひきこもり状態にある者」は、1,209 人確認されたところであり、性別では、男性が約8割となっています。【図表 25-1】

また、年代別では、40 代が約3割を占め最も多く、次いで 50 代、30 代となっています。

なお、30 代から 50 代までが全体に占める割合は約7割となっています【図表 25-2】

なお、「ひきこもりに至った原因」は、「分からない」が 550 人で最も多く、次いで「疾病・性格など本人の状況」となっています。【図表 25-3】

【図表 25-1】

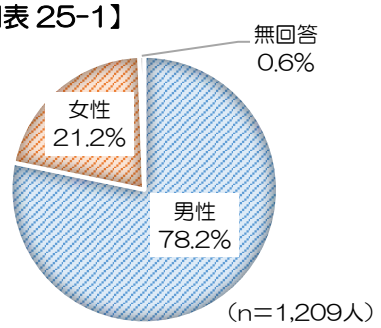

【図表 25-2】

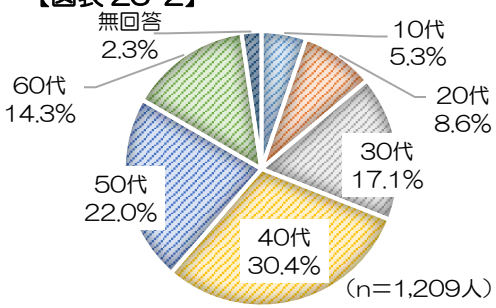

【図表 25-3】

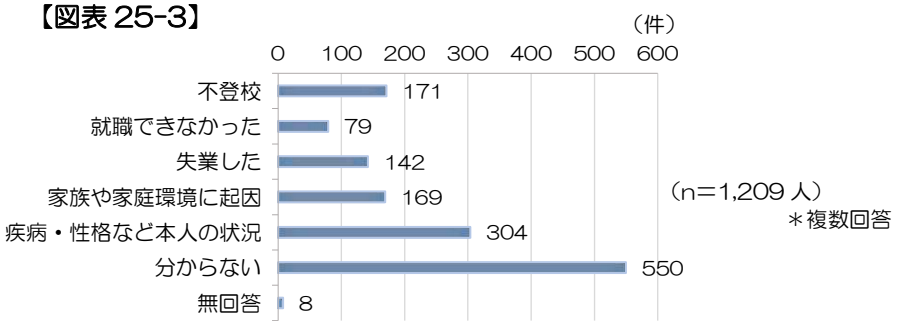

福祉的課題を抱える世帯の状況調査結果報告書

８　福祉サービスの適正な利用

（１）成年後見制度の申立件数の状況

本県の成年後見制度を利用した申立件数は、各年 250 件を上回り、横ばいで推移しています。

【図表２６　後見等開始事件申立件数（各年１～12 月）】

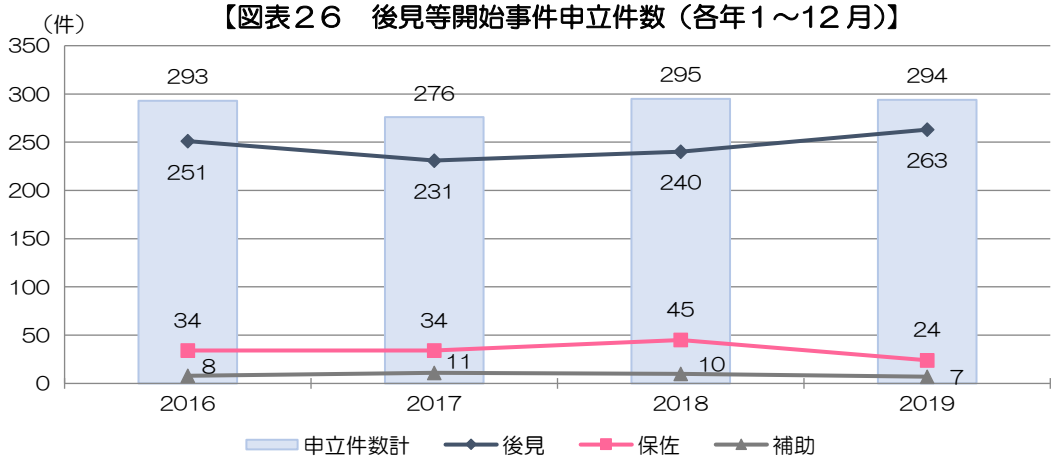

宇都宮家庭裁判所調べ

９　福祉人材等の確保

（１）介護人材の必要性

本県では、今後、介護保険サービス利用者数が増加することによって需要が増加することから、令和７(2025)年には約 8,900 人の介護人材が必要とされています。

【図表２７　本県における介護人材必要数】

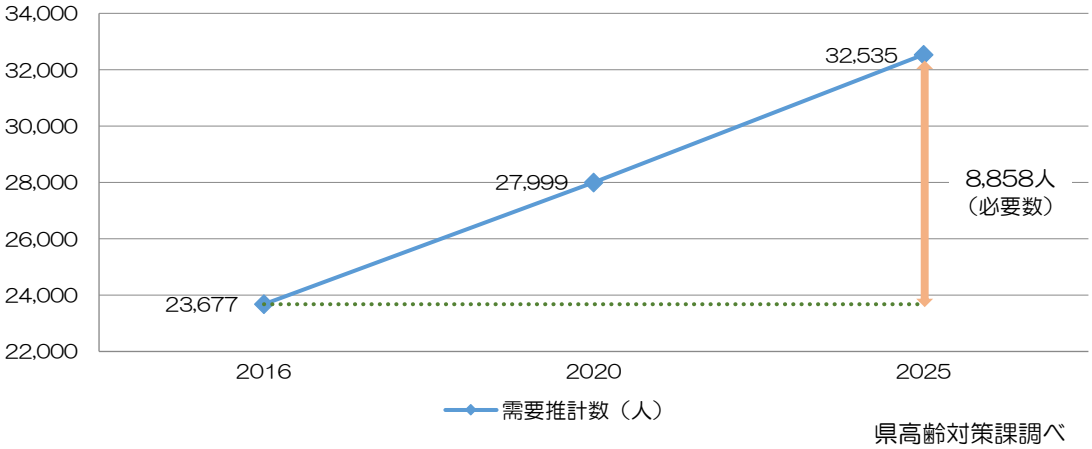

県高齢対策課調べ

（２）民生委員・児童委員の充足率等

地域に身近な相談相手である令和２(2020)年 12 月１日現在の民生委員･児童委員は、定数 3,961 人に対して、現員数 3,887 人であり、充足率は 98.1%となっています。

なお、活動状況等は、例年概ね横ばいで推移しています。【図表 28】

定員	現員数	不足数	充足率
3,961 人	3,887 人	74 人	98.1%

県保健福祉課調べ

【図表２８　本県の民生委員・児童委員活動状況等】

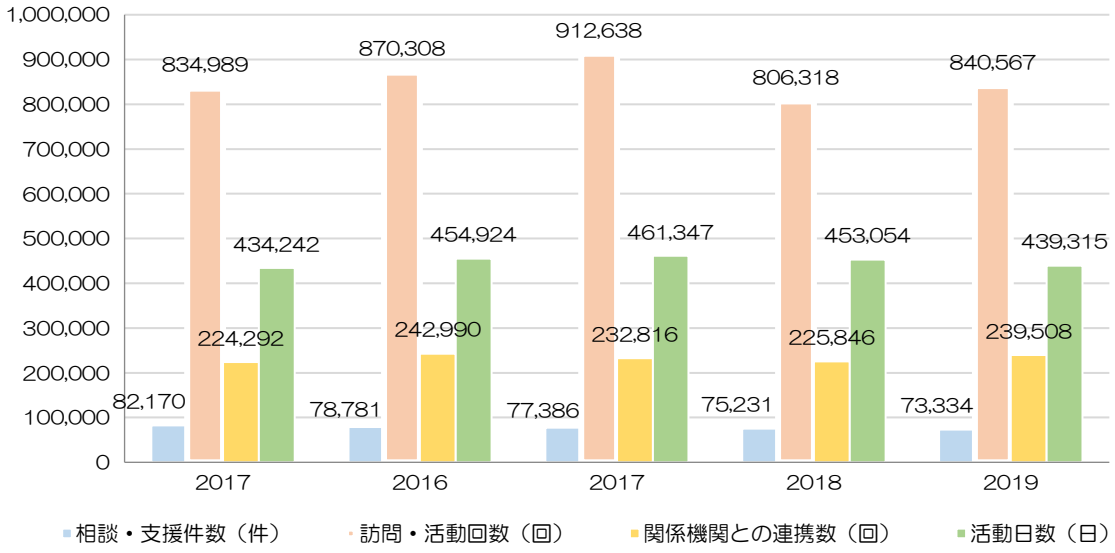

県保健福祉課調べ

（３）ボランティア活動者の状況

本県のボランティア活動の行動者数（総数）は、461 千人となっています。

なお、活動者を年齢別に見ると、25 歳～34 歳が 16.6%と低くなっています。

【図表２９　ボランティア活動の年齢別行動率】

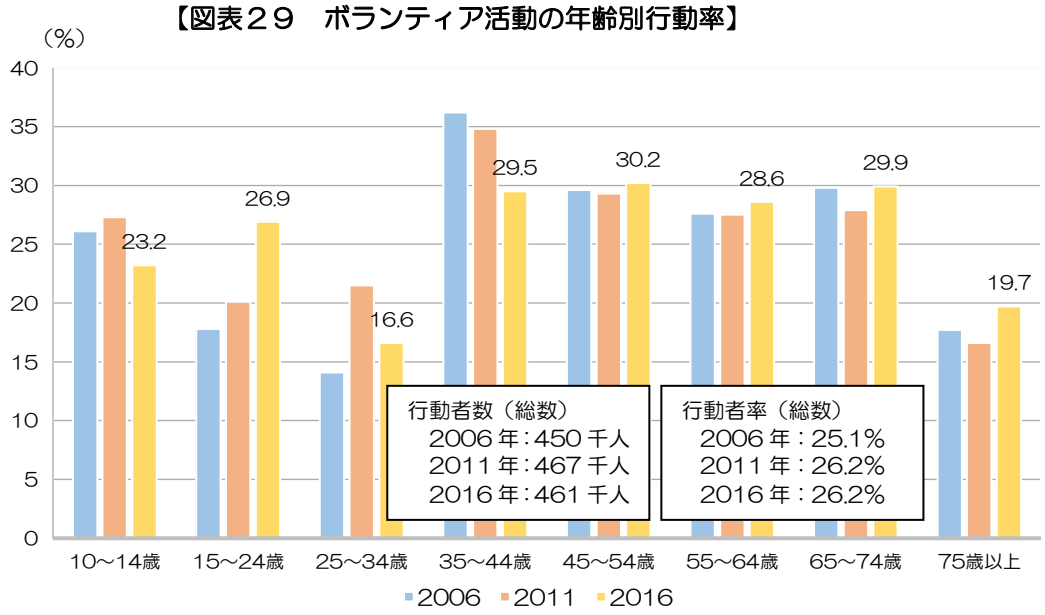

総務省「社会生活基本調査」

10　地域福祉の計画的な推進

（１）市町における包括的支援体制の構築

地域共生社会の実現に向けては、様々な課題を適切に受け止め、支援するため、市町には包括的支援体制の構築が求められているところですが、令和３(2021)年３月現在、国モデル事業を活用して取組を実施している市町は８市町となっています。

また、県では、市町の取組を支援するため、様々な課題を適切な支援につなぐ「相談支援コーディネーター（相談支援包括化推進員）」の養成研修を実施していますが、令和２(2020)年度までの修了者数は、累計で 64 人となっています。

	2018	2019	2020
研修修了者数	25 人	20 人	19 人

県保健福祉課調べ

（２）市町村地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

市町村地域福祉計画は、令和元(2019)年度末現在、23 市町で策定されています。

また、市町社会福祉協議会における地域福祉活動計画は、同年度末現在 24 市町で策定されています。

11　サービスの質の向上

（１）福祉従事者向け研修への参加者数

栃木県福祉人材・研修センターが実施する福祉従事者向け研修への令和元(2019)年度の参加者数は、2,000 人程度となっています。

	2017	2018	2019
研修会参加者	3,123 人	2,113 人	1,858 人

（各年度延べ人数）
福祉人材・研修センター調べ

（２）第三者評価受審件数

施設運営の改善及び福祉サービスの質の向上を目指す「福祉サービス第三者評価」について、令和元(2019)年度末時点の受審件数累計は、高齢者福祉施設が 23 件、障害者福祉施設が 36 件、児童福祉施設が計 176 件となっています。

種別 / 項目	高齢者福祉施設	障害者福祉施設	児童福祉施設		計
			保育所	社会的養護施設	
2019 年度末までの累計	23 件	36 件	129 件	47 件	235 件

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構調べ

３　地域福祉を取り巻く課題

現　　状

◆ 少子高齢化の進行

県内の人口は減少傾向にあり、また、少子高齢化の進行により、地域を担う人材の発掘が必要である。

◆ 地域のつながりの希薄化

自治会などの加入率が低下しているなど、地域のつながりが希薄となっている。

◆ 世帯構造の変化

単身世帯や高齢者世帯、ひとり親世帯などが増加しており、家族で支え合う機能が低下している。

◆ 要支援者・要介護者等の増加

認知症を抱える高齢者など、支援や介護を必要とする高齢者が増加している他、児童に対する虐待相談対応件数が増加している。

◆ 個人や世帯が抱える課題の多様化・複雑化

日常生活に身近な困り事を抱えながらも、適切な支援につながっていない個人や世帯が存在し、市町においては様々な課題を包括的に支援する体制の構築が求められている。

◆ 介護人材等の確保

介護保健サービス利用者の需要に対し、介護人材の確保や、地域の身近な相談を受けるなどの活動を行う民生委員・児童委員の確保が必要となっている。

◆ サービスの質の向上

福祉サービスを提供する主体が多様化する中、第三者評価の受審等による利用者の立場に立ったサービスの提供や、質の向上が求められている。

課　　題

◇「地域づくり」の視点

- ○ 地域のつながりの希薄化
- ○ 自治会、老人（シニア）クラブ加入率の低下
- ○ 地域や家族で支え合う機能の弱体化
- ○ 地域の活力低下
- ○ 平時、災害時に関わらず、要支援・要配慮者が増加

◇「ひとづくり」の視点

- ○ 地域への関心の低下
- ○ 地域住民等の意識の醸成
- ○ 日常生活に身近な課題に対する支援
- ○ 地域の担い手の発掘
- ○ ボランティアの確保
- ○ 介護人材の確保・定着

◇「基盤づくり」の視点

- ○ 様々な課題に対する包括的な相談支援の実施
- ○ 成年後見制度の利用低迷
- ○ 福祉サービスを提供する主体の多様化
- ○ サービスを提供する人材の質の向上

第３章　計画の目指す方向

目指すべき姿

「オール“とち”ぎ」で「“まる”ごと」取り組む

『とちまる地域共生社会の実現』

～ 住民が互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり ～

地域共生社会とは・・・

子どもから大人、高齢者まで、年齢や障害の有無などに関わらず、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、全ての住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる『誰一人取り残さない社会』を目指すものです。

この「地域共生社会の実現」を目指して、現状を踏まえながら、次の３つの施策に「オール“とち”ぎ」で「“まる”ごと」取り組みます。

施策１　安心して暮らせる地域づくり
施策２　地域を担うひとづくり
施策３　地域福祉の基盤づくり

なお、各種取組に当たっては、主に下の図のように、「地域共生社会」の「理念の浸透」、地域や市町に相談窓口における「キーとなる人材の育成」、地域づくりの主体となる「市町の後押し」の考え方に立って施策を展開します。

県の取組に当たっての考え方

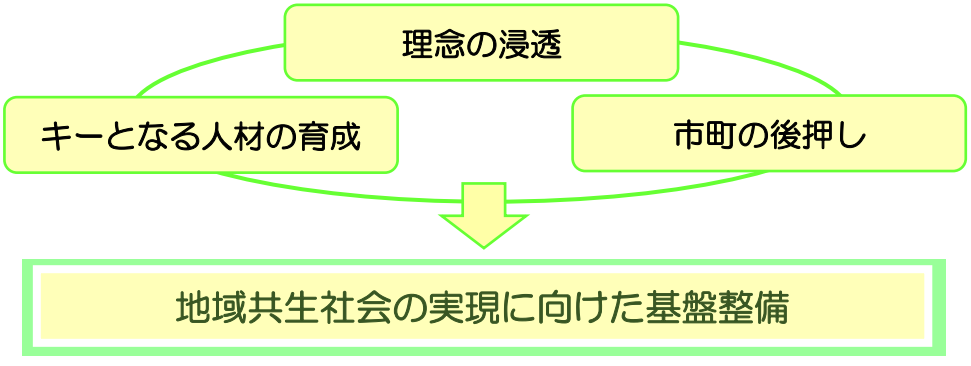

第４章　地域福祉施策の展開

施策１　安心して暮らせる地域づくり

（１）　緩やかに見守り、つながる地域づくり
（２）　災害に備えた取組の促進
（３）　ひとにやさしいまちづくりの推進

施策２　地域を担うひとづくり

（１）　ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成
（２）　地域住民等による社会貢献活動の充実
（３）　福祉人材の育成・確保

施策３　地域福祉の基盤づくり

（１）　包括的な支援体制の構築促進
（２）　社会福祉協議会の取組の充実
（３）　成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進
（４）　福祉サービスの質の確保・向上
（５）　寄附文化の醸成

◇　施策の記載及び展開について

本章においては、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等に係る各分野計画における主な施策を記載しております。

したがって、本計画における具体的施策については、本計画に記載しているほか、各分野計画に基づく施策と連携して展開します。

なお、各分野計画に係る主な施策ついては、本章で以下のとおり記載しています。

- 栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン２１（八期計画）」　➢　はつらつプラン
- 栃木県障害者計画「とちぎ障害者プラン２１」　➢　障害者プラン
- 栃木県障害福祉計画（第６期）　➢　障害福祉計画
- 栃木県障害児福祉計画（第２期）　➢　障害福祉計画
- とちぎ子ども・子育て支援プラン（２期計画）　➢　子ども・子育てプラン

施策１　安心して暮らせる地域づくり

（１）　緩やかに見守り、つながる地域づくり

現状と課題

● 県内の要支援・要介護認定者、認知症高齢者、障害者、外国人等の数や、単身世帯や高齢者単独又は夫婦のみの世帯、ひとり親世帯の数は着実に増えており、地域における支え合いや支援を必要とする住民は増加傾向にあります。

● また、自治会や老人（シニア）クラブへの加入率の低下など、地域のつながりの希薄化に伴い、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、または適切な支援を受けられていないなど、課題が深刻化、複雑化している事例が増加しています。

● こうした中、感染症対策により人々の生活が変化することに伴い、住民が集う機会やつながりを持つ機会が更に失われる恐れがあることから、「新しい生活様式」に対応した人と人、人と社会のつながりを考えることが必要です。

● 更に、認知症や障害等を持つ本人や家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症や障害などへの正しい理解を持つことや、身近な住民による見守りが必要です。

● このため、地域住民や民生委員・児童委員、自治会、事業者、行政機関などの多様な主体が身近な地域に関心を持ち、地域の課題を「我が事」として考え、見守り、つながり、支え合いながら、全ての住民が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を目指すことが求められています。

取組の方向性

◆　緩やかに見守り、つながる仕組みづくり

● 地域住民等の多様な主体による見守り活動や、誰でも気軽に集える場の整備などを支援し、地域で緩やかに見守り、つながる仕組みづくりを促進します。

◆　認知症や障害等への住民による理解の促進と、安心して暮らせる地域づくり

● 認知症や障害等に対する住民の正しい理解の促進等に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

◆　デジタル技術を活用した取組の促進

●　ＩＣＴやＩｏＴなどのデジタル技術を活用した様々な取組を促進します。

県 の 施 策

◆　緩やかに見守り、つながる仕組みづくり

●　全ての住民の社会的孤立の防止と安心した暮らしに向けて、地域住民や民生委員・児童委員等の実践者など、多様な主体による見守り活動を推進するとともに、「栃木県孤立死防止見守り事業（とちまる見守りネット）」の普及と、協力事業者の拡充に努めます。

●　生活に困難を抱える個人や世帯を早期に発見し、適切な支援機関につながる仕組みづくりに向けて、県社会福祉協議会が開催するセミナー等に対して支援を行うとともに、地域住民や民生委員・児童委員等に対する出前講座や研修を開催します。

●　地域住民が将来にわたり住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活に必要なサービスの確保、地域交流の場の創出、集落間の交通ネットワークの形成等に取り組む市町を支援し、「小さな拠点」づくりなどの居場所づくりを促進します。

●　県内外の先進的な事例の紹介等を通じ、見守りネットワークの構築やボランティアポイント制度の促進、公民館等を活用した高齢者の「通いの場」等の地域における支え合い体制づくりの取組を促進します。【はつらつプラン　第２章の４において記載】

●　親子が気軽に訪れ、情報交換や交流等を行う場であるとともに、子育てに関する相談や情報提供等を行う地域子育て支援拠点の整備を促進します。【子ども・子育てプラン　施策Ⅳにおいて記載】

●　高齢者や低所得者、被災者等の住宅確保要配慮者が、賃貸住宅へ円滑に入居し、安心して暮らせるよう、住宅セーフティネット制度を普及・促進するとともに、安否確認や住宅相談などの生活支援を実施する栃木県住宅確保要配慮者居住支援法人等と連携し、セーフティネット機能の強化を図ります。

◆　認知症や障害等への住民による理解の促進と、安心して暮らせる地域づくり

●　認知症は誰もがなりうることから、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症の人の視点に立って認知症への理解を深めるための普及・啓発を推進するとともに、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立し、認知症の人にやさしい地域づくりを推進します。【はつらつプラン　第５章において記載】

● 障害者差別について、住民が適切に対応するための道しるべとして策定した「栃木県障害者差別対応指針」を活用しながら、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者はもとより、民間事業者に対しても「県政出前講座」を実施するなど、合理的配慮の浸透・定着に取り組みます。【障害福祉計画　第２章Ⅵの８において記載】

◆ デジタル技術を活用した取組の促進

● ＩＣＴやＩｏＴなどのデジタル技術を活用しながら、不足する担い手等の確保や感染症対策に資する対応、地域住民同士による見守り、つながる仕組みづくりに向けて、セミナー等を通じた先進的事例の情報収集・紹介を行います。

評 価 指 標

（単位：者）

項目＼年度	現状値 (2020)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
とちまる見守りネット協定締結事業者数（＊）	22	23	24	25	26	27	28

（＊）県警察本部及び県民生委員児童委員協議会を除く。
なお、事業者間での合併や統合等があった場合、本期間中においては合併等前の数で計上する。

（単位：％）

項目＼年度	現状値 (2019)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
介護予防につながる通いの場への高齢者の参加率	6.5	⇒	⇒	7.5	次期「はつらつプラン」と整合を図る。		

（単位：人）

項目＼年度	現状値 (2020.12)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
認知症サポーター養成数	229,319	⇒	⇒	231,000	次期「はつらつプラン」と整合を図る。		

官民協働の見守りによる活動の実施

県では、社会的援護を必要とする全ての県民を地域全体で見守るネットワークを、栃木県、栃木県警察本部、栃木県民生委員児童委員協議会、市町、生活関連事業者との協働により構築し、県民の孤立死を防止することにより、誰もが地域社会の一員として安心して暮らせる地域づくりを推進するため、「栃木県孤立死防止見守り事業（とちまる見守りネット）」に平成 24(2012)年９月から取り組んでおり、令和３(2021)年２月末現在で県内 22 の生活関連事業者に御協力をいただいております。

近年の見守り活動では、前日にお届けした商品がそのままだったため、市役所へ連絡したところ、家の中で倒れている家主を警察が発見し、救急車で病院へ搬送された結果、意識も戻り大事に至らなかった事例や、独り暮らしの家主が玄関で倒れているところを発見し、意識はあるものの自分で起き上がれず、会話もたどたどしい状態だったことから、近所の方に協力を依頼することでご家族と連絡をとり、後に一命を取り留めるほどの重大なものであった事例もありました。

このように、本事業では、県民や事業者等が、ご近所や配達先などで、「異変」を察知した場合に、市町の窓口に連絡することで、連絡を受けた市町が地域の民生委員や警察等と連携・協力して、速やかに安否確認を行うなどの取組を実施しています。

【異変（例）】
- 玄関や郵便受けに新聞や郵便物が数日間溜まっている。
- 夜になっても庭先に洗濯物が干したままである。
- 幾晩も続けて屋内の電灯が点灯しない。
- 日中、電灯が点灯したままである。　など

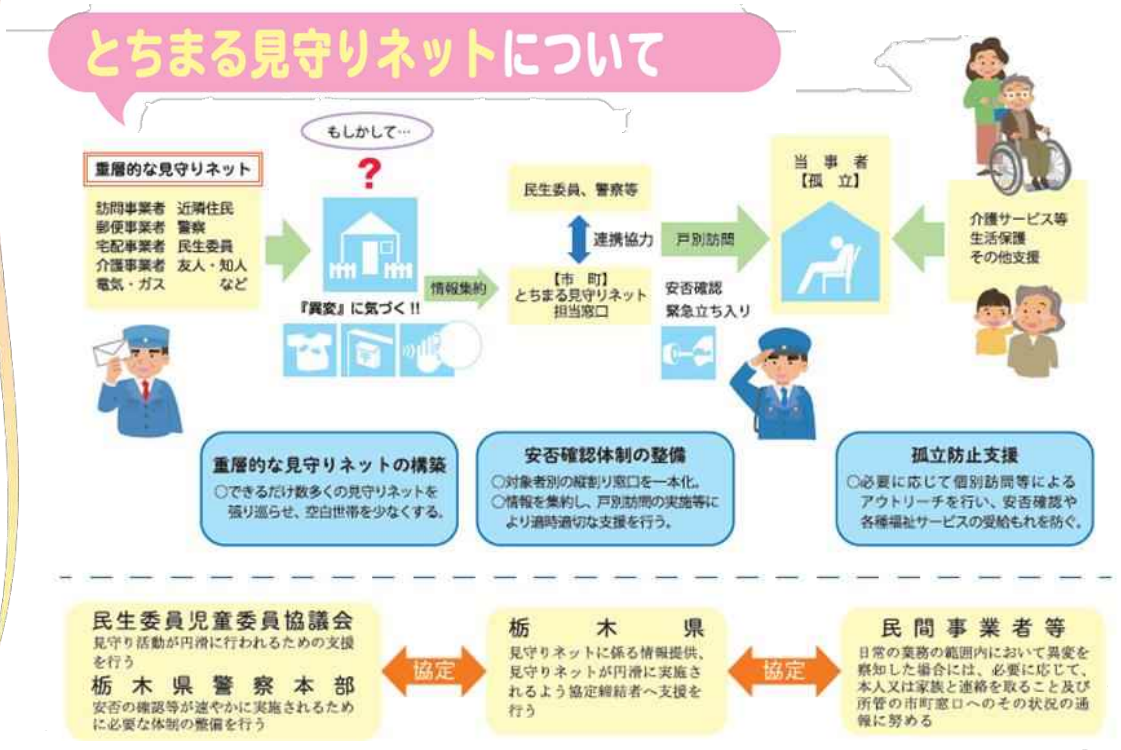

“住み慣れた地域で、安心した暮らし”に向けて

県では、令和元(2019)年度、市町の福祉行政及び社会福祉協議会に携わる職員や、民生委員、社会福祉施設の職員、ボランティア活動者など、地域で福祉活動を実践する方々により構成する、「地域共生社会の実現に向けた地域座談会」を設置しました。

この取組では、県内市町を５つの圏域に分け、市町域を越えたグループワークを行い、地域共生社会の実現に向けて、どんなことに取り組みたいかを話し合い、皆で共有しました。

グループワークでは、特に“人と人、人と資源のつながりづくり”や“居場所づくり”などの話題が多く挙げられました。

各市町や小中学校区域などにおいて、行政と住民、関係者等が共に“自分たちが暮らす地域をどのようにしたいか”、“そのためにどんなことをしたいか”など、地域のことを一緒に考えることにより、地域住民の主体的かつ特性を活かした取組の展開や、地域のニーズに合った地域福祉の推進が図られ、“住み慣れた地域でずっと暮らし続けていきたい”という思いや、“住民一人ひとりの安心した暮らし”につながります。

地域福祉の充実に向けて、行政と住民、関係者等の互いの信頼関係のもと、誰かが主役となるのではなく、地域と関係機関等とが連携・協働しながら、年齢や障害の有無等にかかわらず、“誰もが主役の地域づくり”を目指していけるよう、県政出前講座やセミナー等を通じて「地域共生社会」の理念の浸透を図るとともに、市町の取組を支援します。

＜グループワークによりとまめられた模造紙（県南Ｃ・Ｄグループ）＞

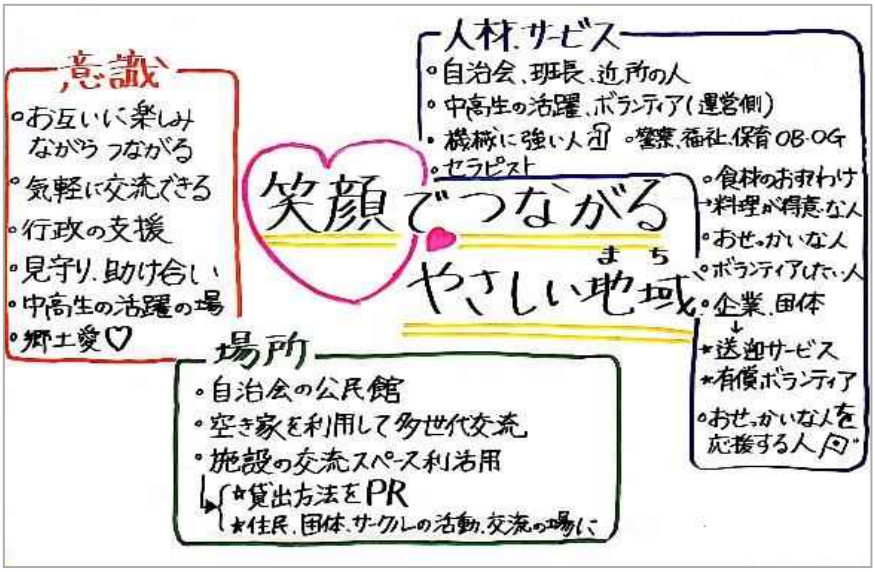

事例１　“福祉×地域創生”による持続可能な地域づくり（那須町）

各地域において、人口減少や少子高齢化が進行している中、那須町では、令和２(2020)年 10 月１日現在の高齢化率が４割を超え、県内の市町で茂木町に次いで２番目に高齢化が進んでいるほか、廃校となってしまう小学校があります。

こうした中、旧朝日小学校地区では、地域運営組織の話し合いが行われ、廃校となった朝日小学校の跡地を、健康増進、介護予防、多世代交流、６次産業の育成や雇用創出の場等、“地域づくりの拠点”として整備・活用することとしました。

ここでは、高齢者向けの健康教室や趣味などの講座を開催しているほか、コミュニティカフェを運営し、囲碁や将棋、卓球などができる場を開放することで、多世代の地域住民が交流を深める場となっています。

また、地域で起業を目指す若者等を対象とした支援による雇用の創出や、障害者の就労支援、近くにスーパーやコンビニがない高齢者等の買い物難民の解決とともに、地域の住まい、食や介護の問題等をワンストップで受け止める「よろず相談所」を設置し、移住・定住の促進を図るなど、様々な活動を行っています。

このような活動を行うことで、住民同士の交流や地域の活性化が図られ、住民の生きがいづくりや、住み慣れた地域で将来にわたり安心して暮らしていく仕組みづくりへとつながっています。

＜高齢者支援「楽校」＞

＜コミュニティカフェ　ここ＞

＜買い物支援「あや市場」＞

＜よろず相談所＞

那須町 小さな拠点

（２）　災害に備えた取組の促進

現状と課題

● 近年、大規模な自然災害が全国的に頻発しており、本県でも「令和元年東日本台風」による多大な人的・物的被害を受け、多くの住民が避難所での生活を余儀なくされました。

● 市町では、高齢者や障害者などの災害時に自力で避難することが困難な人（避難行動要支援者）について、「避難行動要支援者名簿」の作成・更新や、避難行動要支援者一人ひとりの具体的な避難方法等を定めた「個別計画」の策定を進めるなど、避難体制の整備に取り組むことが必要です。

● また、避難所の設置・運営に当たっては、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、状況に応じて特別な配慮を受けられる福祉避難所をあらかじめ確保するとともに、感染症対策を講じることも必要です。

● このほか、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等においては、避難確保計画の作成や、避難訓練を実施する必要があります。

● このため、自主防災組織による避難訓練の実施など、住民や社会福祉施設等の防災意識の醸成を高めておくことや、避難行動や避難所の設置・運営体制の整備等、災害に備えた平時からの取組が求められています。

取組の方向性

◆　誰一人取り残されることない避難に向けた備え

● 避難行動要支援者名簿の作成・更新等、市町における避難体制の整備に向けた取組や、社会福祉施設等における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を促進します。

◆　避難所の設置・運営等

● 避難所の設置及び運営における感染症対策や、福祉避難所の確保及び指定に向けて、市町の取組を促進します。

◆　災害時における連携及び福祉的支援等の充実

● 災害発生時に備えた平時からの連携体制の構築や、避難所における福祉的支援等の充実を図ります。

県 の 施 策

◆　誰一人取り残されることない避難に向けた備え

● 市町における避難行動要支援者名簿の整備及び避難に係る個別計画の策定が促進されるよう、市町福祉部局や社会福祉協議会等を対象とした研修会の開催等により、市町の取組を支援します。

● 災害発生時に配慮の必要な方が迅速に避難できる体制の整備等を含め、地区住民により自発的に行われる防災活動に関する計画である「地区防災計画」の策定を促進するため、各市町における計画の策定を支援します。

● 男女共同参画の視点を活かして避難所の運営等が行われるよう、平常時から市町等と情報交換を行うとともに、広く県民や防災関係団体に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の周知を行います。

● 外国人住民の安全を確保するため、防災関連情報の多言語化、県・市町総合防災訓練における外国人住民を含めた避難誘導訓練や災害時外国人サポーター養成講座等を実施します。

● 社会福祉施設等に対する指導監査等において、避難確保計画の作成や必要な訓練の実施を促進するため、必要な助言及び指導を行います。

◆　避難所の設置・運営等

● 市町において避難所を設置・運営するに当たっては、感染症対策が十分に講じられるよう、市町に対する助言等の必要な支援を行います。

● 市町において必要な福祉避難所の確保・指定等を促進するため、情報提供や助言等、市町に対する必要な支援を行います。

● 災害時に市町が行う避難所運営において、高齢者や障害者、妊産婦等、要配慮者のニーズに配慮するよう、必要な助言等を行います。

◆　災害時における連携及び福祉的支援等の充実

● 避難者等の福祉ニーズの把握や整理、各種相談対応など、避難所の適切な環境整備に向けて、介護・障害等の福祉の専門職により構成する「栃木県災害福祉支援チーム（栃木ＤＷＡＴ）」の連携強化及び、チーム員の資質向上に向けた研修等を実施します。

● 県社会福祉協議会が行う、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営等に向けた研修会の開催を支援します。

● 官民の被災者支援主体間の連携及び連絡調整を円滑に行うため、災害ボランティア活動支援のための仕組みを構築します。

評 価 指 標

（単位：市町）

項目＼年度	現状値(2020)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
避難行動要支援者に係る個別計画策定市町数	21	23	24	25	計画の内容の充実を図る。（項目は見直しの際に別途検討）		

市町が作成したあなたの「避難行動要支援者名簿」を支援者へ提出することに同意しましょう。そうすれば、災害時に支援が受けられやすくなります!

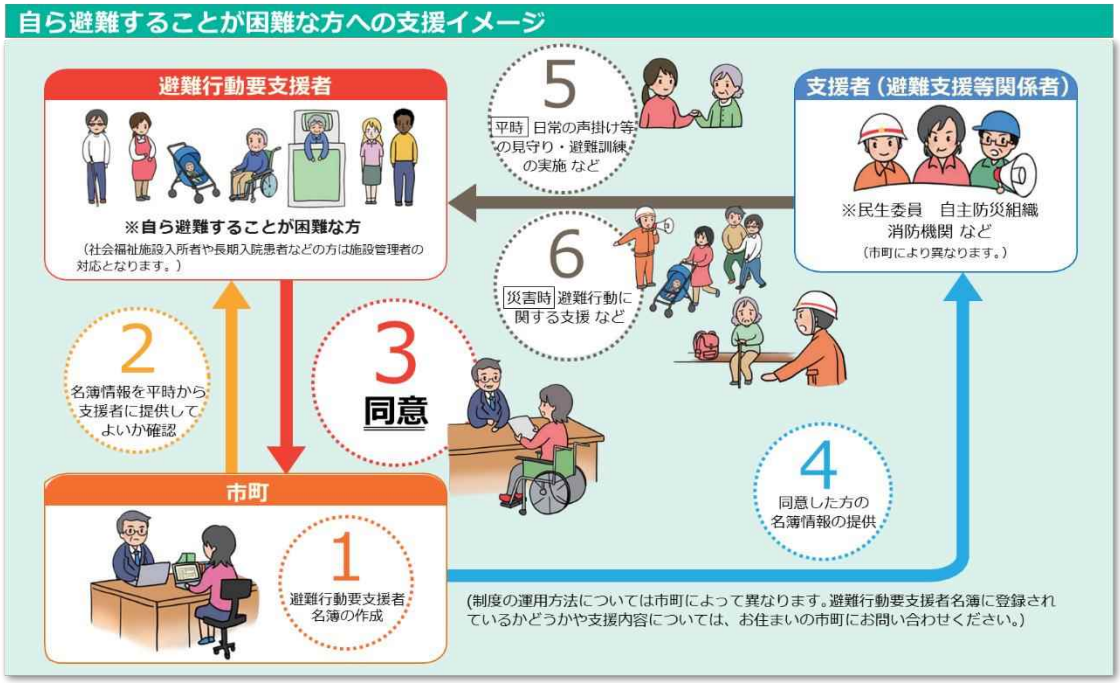

内閣府リーフレットを基に引用

多職種連携による避難所・避難者に対する支援

Disaster Welfare Assistance Team の略
災害　福祉　支援　チーム

近年、災害発生後、避難者が避難生活の中で命を落とす災害関連死や、要介護や障害の状態が悪化するなどの事案があります。

「ＤＷＡＴ」は、このような間接的な被災（いわゆる「二次被害」）を防ぐため、避難所等で活動に当たる福祉の専門職チームであり、避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備などを実施します。

令和元年東日本台風では、栃木市内の避難所において支援対象者への相談支援等を行うなど、現地の保健師等と連携しながら、チーム発足後初めてとなる活動を実施しました。

また、平時においては、防災訓練への参加や研修等を実施し、災害時における迅速な体制整備や、チーム員の資質向上を図っています。

県では、関係団体等やチーム員と緊密に連携しながら、大規模災害が発生した際でも「避難者に寄り添う、本人主体の支援」を行うことで、避難者が安心した生活を送ることができるよう、取り組んでいます。

派遣要請から活動までの流れ

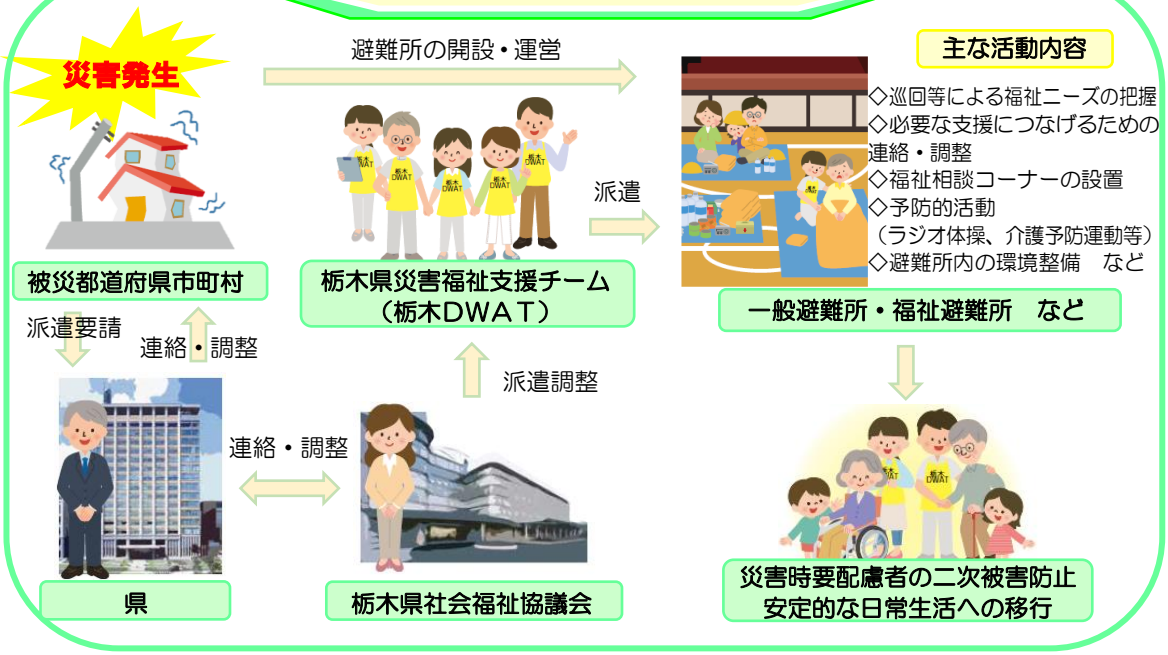

事例２　災害から改めて感じた「支援の輪」！ “更につながる人と地域”
（佐野市社会福祉協議会）

令和元(2019)年 10 月に発生した「令和元年東日本台風」の豪雨による佐野市の被害は甚大で、秋山川や旗川などの決壊や、越水による浸水被害、山間部では土砂の流出による家屋の損壊など、広い範囲で家屋の浸水、全半壊など多大な損害を受けました。

このため、佐野市社会福祉協議会（以下「当協議会」という。）は、これまでで初めて、災害ボランティアセンター（以下「災害ＶＣ」という。）を設置しました。

設置に当たっては、各関係団体等から運営スタッフとしての協力を得られたほか、町会（自治会）等によるボランティアの募集や、支援を必要とする方へのチラシの回覧等、様々な協力のもと、多くのボランティアに参加していただきました。

活動の初期は主に、家屋内外の泥出しや、被災により使用できなくなった家財の運び出しなどをしていましたが、災害ＶＣでの支援が進むと、床下の泥出しなども増加しました。

また、被災者の支援ニーズを分類し、細やかなマッチングを行ったほか、ボランティア活動経験の豊富な「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」のメンバーや、近隣の被災市町の社会福祉協議会から情報を収集し、市内ボランティアと共に活動していただきながら、様々な技術を伝授していただきました。

災害ＶＣの活動が長期化した頃には、活動現場で何度か一緒になったボランティア同士で仲間意識が生まれ、市内在住の有志が中心となり、ボランティアグループが組織化され、コロナ禍で一時中断された後も、市内のボランティアによる活動が継続されました。

この災害をひとつの契機として、関係者の意識の変化も見られ、ボランティア活動は、いま、生活支援の活動にも広がりを見せております。今回の活動により、市民に本会を改めて認知いただくことになったほか、普段から言葉にしている“住民同士のつながりや社会資源との連携”の大切さを痛感しました。

＜災害ＶＣ受付班の様子＞

＜ボランティア活動（泥出し等）の様子＞

佐野市社会福祉協議会

（３）　ひとにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

● 県では、障害者や高齢者、妊産婦、子ども等の行動を阻む様々な障害を取り除くことで、全ての住民が自らの意志で自由に行動でき、積極的に社会参加ができるよう、ハード面（施設整備）及びソフト面（心）からのバリアフリー化を進めるため、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」を平成 11(1999)年 10 月に施行しました。

● ひとにやさしいまちづくりの実現に向け、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」及び「栃木県障害者差別解消推進条例」により、公共的施設のバリアフリー化を進めるとともに障害者に対する合理的配慮をはじめ、心のバリアフリーを更に進める必要があります。

● また、外見からは分かりにくい聴覚に障害を持つ方や難病患者など、日常生活を送る上で支援を必要とする方への配慮等に向けた住民意識の醸成を図ることも必要です。

● このため、障害者や高齢者等を含む全ての住民が、安全で快適な日常生活を営むと共に、積極的な社会参加ができるような生活環境の整備に向けた取組が求められています。

取組の方向性

◆ ひとにやさしいまちづくりの推進

● 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化を推進します。

◆ 思いやる心の醸成

● 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」及び「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害者への合理的配慮や、高齢者など日常生活を送る上で支援が必要な方に対し、思いやる心を醸成する機会の確保や、普及・啓発を図ります。

県 の 施 策

◆ ひとにやさしいまちづくりの推進

● ひとにやさしいまちづくりの理念の浸透を図り、全ての住民が自らの意志で自由に行動し、積極的に社会参加できるよう、ハード面及びソフト面からのバリアフリー化を推進します。

●　市町や各種団体で構成する「栃木県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」において、推進施策の普及・啓発に向けた協議を行うなど、県、市町、住民及び事業者が一体となって、ひとにやさしいまちづくりを推進する体制を整備します。

●　障害者や要介護者、妊産婦等の歩行が困難な利用者のため、「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」の取組を進めるとともに、おもいやり駐車スペースの適正利用に向けた普及・啓発を図ります。

●　障害者や高齢者、子育て家庭などに配慮したバリアフリー化された県営住宅の整備を図るとともに、路線バスや鉄道駅のバリアフリー化の推進に向けた取組を実施します。

◆　思いやる心の醸成

●　「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人として権利が尊重され、全ての住民が障害及び障害者に関する理解を深め、地域社会を構成する多様な主体が相互に協力することによって、障害者差別の解消を推進します。【障害福祉計画　第２章Ⅵの８において記載】

●　心の輪を広げる体験作文や障害者週間のポスターの募集、優秀作品の発表、12 月３日から９日までの「障害者週間」の周知・啓発を通じて、障害者理解を促進します。【障害者プラン　施策Ⅲの１（１）において記載】

●　障害者差別解消を推進するための基本的な考え方や障害に関する基礎的知識について幅広く住民の理解を深めるため、障害者差別解消対応指針の活用や出前講座、ヘルプマークの周知など普及・啓発を進めます。【障害者プラン　施策Ⅲの２（１）において記載】

●　子どもが自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるよう、人格形成の基礎が培われる時期から人権を尊重する心と態度を育てる教育を行います。【子ども・子育てプラン　施策Ⅰにおいて記載】

●　住民一人ひとりが、人権の意義や重要性を正しく理解し、日常生活における人権尊重意識の高揚が図られるよう、イベントや講演会等の開催や啓発資料の作成・配布とともに、様々な媒体を活用した啓発事業を行います。

評 価 指 標

（単位：施設）

項目＼年度	現状値(2019)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
おもいやり駐車スペース協力施設数	817	850	880	910	940	970	1,000

“おもいやりの気持ち”から“ひとにやさしいまちづくり”へ

県では、多くの人が利用する店舗や病院などの施設に設けられた、身体に障害のある方などのための駐車スペースの適正利用を目的とした「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」を、平成 20(2008)年９月から実施しています。

本事業では、県内に共通する「おもいやり駐車スペース利用証」を交付することにより、障害者等用の駐車場を利用できる方を明らかにし、施設管理者の協力の下、駐車スペースを優先的に確保することとしております。

おもいやり駐車スペースには、車いす使用者が車の乗降時にドアを全開にするなど、広い幅の駐車スペースが必要な人向けと、通常の幅でも乗り降りが可能な人向けがあり、これらの駐車スペースは、いずれも施設の入口周辺に配置することになっています。

なお、交付された利用証については、同様の事業を実施している福島県や茨城県、群馬県など３９府県３市（令和３(2021)年２月末現在）で相互利用が可能となっています。

＜有効期限なし（緑色）＞

＜有効期限あり（橙色）＞

＜協力施設ステッカー＞

知っていますか？「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」

私たちの身の回りには、聴覚障害や高次脳機能障害がある方、義足や人工関節を使用している方、からだの内部の障害や難病がある方など、外見からは分かりにくいけれど、援助や配慮が必要な方がいます。

ヘルプマークは、そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなるよう作成されたマークで、かばんや衣服などに取り付けることができます。

ヘルプマークをつけた方を見かけたら、電車やバスの中では席を譲ったり、駅や商業施設等では、声をかけたりするなどの配慮をお願いします。

また、市町ではヘルプカードを配布しています。

このヘルプカードは、お名前、緊急連絡先、障害や病気の内容、手助けしてほしいことや配慮してほしいことなどをあらかじめ書き込んで携帯するものです。自ら困っていることをうまく伝えられない場合や緊急時に、カードを開いて内容を読んでもらうことで、その人の特性や必要な支援などを知らせることができ、より効果的な手助けにつながります。

障害の内容や特性、手助けしてほしいことは人それぞれです。

困っていたら「大丈夫ですか？」と一声かける、ちょっとした「思いやり」のある行動が、適切な配慮につながります。

県と市町では、障害のある方も、地域で安心した暮らしが送れるよう、ヘルプマークやヘルプカードの普及・啓発に取り組んでいます。

＜ヘルプマーク＞

＜ヘルプカード＞
※市町によってデザインは異なります。

施策２　地域を担うひとづくり

（１）　ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成

現状と課題

● 近年、個人や世帯が抱える課題が多様化し、地域のつながりも希薄化する中、「誰一人取り残さない社会」を目指すためには、身近な住民同士で互いを気にかけ合い、認め合いながら、ともに暮らしていく関係性が必要です。

● また、誰もが生きがいを持って自分らしく、住み慣れた地域でともに暮らしていくためには、「支え手」と「受け手」に分かれることなく、住民一人ひとりが役割を持ち、「他人事」を「我が事」として捉えながら、支え合う気運の醸成を図ることが重要です。

● こうした中、令和２(2020)年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療従事者や感染者をはじめ、その家族等に対する偏見や差別、誹謗中傷があるほか、ＳＮＳなどを通じたいじめの存在が改めて社会問題となりました。

● このため、住民一人ひとりが人権尊重の理念について深い理解と認識を持ち、ひとに寄り添い、支え合う気運を高めることが求められています。

取組の方向性

◆　ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成

● 地域における支え合いについて学ぶ機会の確保や、社会福祉法人等による地域に身近な様々な活動を促進することにより、ひとに寄り添い支え合う気運を醸成します。

◆　人権尊重理念の理解促進

● 「栃木県人権施策推進基本計画」に基づき、人権尊重の理念について各種人権施策を展開し、住民一人ひとりの人権が尊重され、平和で豊かな社会の実現を目指します。

県 の 施 策

◆　ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成

● 地域住民等に対して「地域共生社会」の理念の浸透を図るとともに、住民同士による地域での見守りや支え合いなど、身近な地域生活課題を把握・解決に資する活動などについ

て学ぶ機会を確保するため、各種講習会やセミナー等を開催します。

● 市町や関係機関による実践事例の情報共有や、意見交換を行う場を設置するとともに、各関係機関の長を対象としたセミナーの開催を通じて、「とちまる地域共生社会」の実現に向けた気運を醸成するなど、市町における「包括的な支援体制」の構築を支援します。

● 生活に困難を抱える個人や世帯を早期に発見し、適切な支援機関につながる仕組みづくりに向けて、県社会福祉協議会が開催するセミナー等に対して支援を行うとともに、地域住民や民生委員・児童委員等に対する出前講座や研修を開催します。＜再掲＞

● 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」をはじめ、地域における支え合い活動などの充実を図るため、栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会が取り組む「いちごハートねっと事業」と連携するとともに、県内外の好事例を紹介するなど、多様な主体が取り組む創意工夫ある活動を普及・促進します。

◆　人権尊重理念の理解促進

● 認知症は誰もがなりうることから、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症の人の視点に立って認知症への理解を深めるための普及・啓発を推進するとともに、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立し、認知症の人にやさしい地域づくりを推進します。【はつらつプラン　第５章において記載＜再掲＞】

● 「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人として権利が尊重され、全ての住民が障害及び障害者に関する理解を深め、地域社会を構成する多様な主体が相互に協力することによって、障害者差別の解消を推進します。【障害福祉計画　第２章Ⅵの８において記載＜再掲＞】

● 心の輪を広げる体験作文や障害者週間のポスターの募集、優秀作品の発表、12 月３日から９日までの「障害者週間」の周知・啓発を通じて、障害者理解を促進します。【障害者プラン　施策Ⅲの１（１）において記載＜再掲＞】

● 子どもの健やかな成長や発達のため、子どもの最善の利益を尊重すること等を明記した「児童の権利に関する条約」の理念が実現されるよう、子どもの権利の擁護や児童虐待の防止に関する各種啓発を行います。【子ども・子育てプラン　施策Ⅰにおいて記載】

● 子どもが自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるよう、人格形成の基礎が培われる時期から人権を尊重する心と態度を育てる教育を行います。【子ども・子育てプラン　施策Ⅰにおいて記載＜再掲＞】

● 住民一人ひとりが、人権の意義や重要性を正しく理解し、日常生活における人権尊重意識の高揚が図られるよう、イベントや講演会等の開催、啓発資料の作成・配布とともに、様々な媒体を活用した啓発事業を行います。＜再掲＞

評 価 指 標

（単位：市町）

年度／項目	現状値(2020)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
包括的な支援体制の構築に取り組む市町数	8	10	13	16	19	22	25

（単位：人）

年度／項目	現状値(2020.12)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
認知症サポーター養成数＜再掲＞	229,319	→	→	231,000	次期「はつらつプラン」と整合を図る。		

（単位：％）

年度／項目	現状値(2019)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
困ったときに、家族・親族以外で相談できるところ（相手）がいない県民の割合	10.6	→	→	→	→	減少を目指す	（※）

（※）次期栃木県重点戦略と整合を図る。

（２）　地域住民等による社会貢献活動の充実

現状と課題

● 地域では、買い物や通院などの日常生活に身近な課題を抱える個人や世帯が存在しており、それらを解決する担い手として、社会福祉法人や民生委員・児童委員、地域のボランティア等による、住民に身近な地域での支援が求められています。

● 一方で、少子高齢化や人口減少等に伴い、こうした役割を担う人材の高齢化や不足などの課題が見られることから、高齢者や障害の有無などにかかわらず、地域で暮らす住民一人ひとりが役割を持ち、地域で支え合う活動に参加することが必要です。

● こうした中、社会福祉法人おいては、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が社会福祉法に規定され、これを踏まえ、社会福祉法人は特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、制度の狭間にある課題などの様々な地域生活課題や福祉ニーズに対し、総合的かつ専門的に対応していくことが重要です。

● このため、地域の担い手となる人材の発掘、養成及び確保や、地域住民等による支え合いはじめ、地域に身近な課題にも対応した社会貢献活動の促進が求められています。

取組の方向性

◆　地域の担い手の確保及び活動支援等

● 地域の担い手の確保等に向けて、地域住民をはじめとする人材の発掘、養成及び確保するとともに、活動の支援に向けた取組を促進します。

◆　多様な主体による社会貢献活動の促進

● 地域住民等が主体となった身近な生活課題の解決を図るため、社会福祉法人による「地域における公益的取組」をはじめとする、地域の様々な支え合い活動等を促進します。

県 の 施 策

◆　地域の担い手の確保及び活動支援等

● 地域住民の主体的な活動による課題解決力強化や活力向上を図るため、学生を対象とした地域づくり体験活動による担い手の発掘及び、実践者の育成や活動の支援を行うなど、将来にわたる持続的な次世代の担い手の確保に努めます。

● 地域の社会資源のネットワーク形成を推進し、コーディネートする能力を向上させるため、市町及び市町社会福祉協議会の職員等に対して研修を実施するなど、その役割を担う人材の活動を支援します。

● ボランティアやＮＰＯ法人の活動を支援するため、「とちぎボランティアＮＰＯセンター（愛称：ぽ・ぽ・ら）」と連携を図り、相談対応や情報発信、各種研修等を実施します。

● ＩＣＴやＩｏＴなどのデジタル技術を活用しながら、不足する担い手等の確保や感染症対策に資する対応、地域住民同士による見守り、つながる仕組みづくりに向けて、セミナー等を通じた先進的事例の情報収集・紹介を行います。＜再掲＞

● 高齢者の社会参加を一層推進するため、シニアサポーターの養成を行うとともに、身近な地域でも相談等ができる窓口の設置を推進することで、地域における社会参加の環境づくりに取り組みます。【はつらつプラン　第１章の１において記載】

◆ 多様な主体による社会貢献活動の促進

● 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」をはじめ、地域における支え合い活動などの充実を図るため、栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会が取り組む「いちごハートねっと事業」と連携するとともに、県内外の好事例を紹介するなど、多様な主体が取り組む創意工夫ある活動を普及・促進します。＜再掲＞

● 企業、団体等の社会貢献活動や協働の取組を促進するため、11 月の「とちぎ県民協働推進月間」を中心に様々な機会を通じて普及・啓発活動に取り組みます。

● ボランティア活動を推進するため、とちぎ福祉プラザボランティアルームの活用及び市町社会福祉協議会等におけるボランティアコーディネーターの配置等により、各種相談援助事業や活動ニーズとのマッチング機能の強化を図るとともに、スキルアップに向けたセミナーの開催や子どもたちの福祉の学びの機会の提供など、県社会福祉協議会の取組を通じて支援します。

● 生きがいづくり、健康づくり、地域づくりを目指して行っている老人クラブの多様な活動を支援するとともに、老人クラブの組織強化を図るため、「いきいきクラブ大学校」によるリーダーの養成等を行う栃木県老人クラブ連合会の活動を支援します。【はつらつプラン第１章の１において記載】

● 地域社会において子どもたちが主体的に環境学習や環境保全活動に取り組むことができるよう、「こどもエコクラブ」への支援を行います。【子ども・子育てプラン　施策Ⅴにおいて記載】

● 民間企業等による社会貢献活動を促進するため、県社会福祉協議会が実施するボランティア活動の核となる人材の養成を目的とした研修等を支援します。

評 価 指 標

（単位：％）

項目＼年度	現状値(2020)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
高齢者の社会貢献活動参加率	52.3	⇒	⇒	上昇を目指す	次期「はつらつプラン」と整合を図る。		

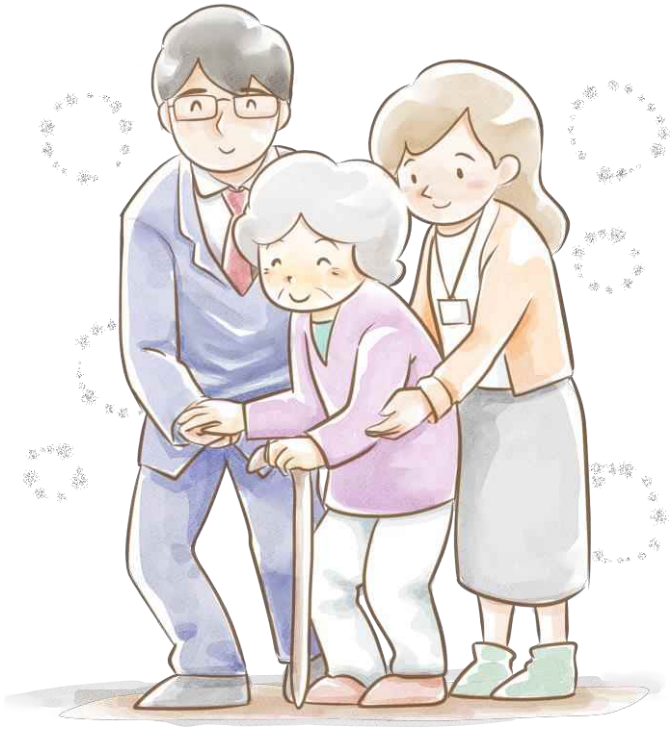

地域で輝くふくしのチカラ大賞（グランプリ）

平成 28(2016)年４月に施行された改正社会福祉法において、社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが法人の責務として規定されました。

県では、社会福祉法人をはじめ、ＮＰＯ法人等が地域で展開している様々な支え合いの活動などの促進を図るため、「地域で輝くふくしのチカラ大賞（グランプリ）」を実施しています。

実際に応募された取組では、サロン活動等の居場所、つながりづくりや、住民がボランティアとして参画しながら協働して行うものなど、地域のニーズに応じた様々な活動がありました。

これらの中から、外部の有識者等を含めた表彰委員会により優良事例を選考し、実践フォーラムにおいて受賞法人による事例発表等を行いました。

いま、地域では、人々が暮らす環境が豊かになる一方で、少子高齢化や地域のつながりの希薄化などに伴い、買い物や通院などをはじめ、日常生活に身近な課題を抱えている住民がいます。

こうした課題をはじめ、地域に身近な課題を地域で解決するため、社会福祉法人や団体等が中心となって様々な活動を実践することにより、地域のつながりや支え合いが促進されるような仕組みづくりに取り組みます。

2019 年度受賞法人

最優秀賞を受賞した「足利むつみ会」の取組については、施策３（72 ページ）で紹介しています。

☆ **最優秀賞**
社会福祉法人足利むつみ会：足利市（前列右）

★ 優秀賞
社会福祉法人パステル：小山市（前列左）
社会福祉法人両崖福祉会：足利市（後列中央）

● 特別賞
特定非営利活動法人ゆっくりサロン：那須町（後列左）
社会福祉法人明成会：宇都宮市（後列右）

2020 年度受賞法人

☆ **最優秀賞**
社会福祉法人蓬愛会：宇都宮市（前列中央）

★ 優秀賞
特定非営利活動法人グループたすけあいエプロン：塩谷郡高根沢町（後列左）

● 特別賞
こども食堂ネットワークかぬま：鹿沼市（後列右）

事例３　いちごハートねっと事業

（栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会）

県内の社会福祉法人で構成している当協議会では、地域の方々に対する相談や支援等を行う「いちごハートねっと事業」を展開しています。

本事業では、地域において様々な「生活のしづらさ（経済的困窮、病気やけが、子育ての悩みなど）」を抱えながらも、どうしてよいか分からずお悩みの方や、必要な支援を受けられない方、孤立している方などに対し、社会福祉施設の持つノウハウや機能、ネットワークを活かして福祉に関する相談に応じる「おこまり福祉相談」や各社会福祉施設が特性を活かして取り組む「あんしん支援事業」を実施しています。

令和３(2021)年２月末現在、122 の社会福祉法人が助け合いのネットワークを形成し、“いちご（一期）一会の出会い”を大切にして地域の暮らしを支えます。

生活や福祉のことでお困りの方は、お近くの「おこまり福祉相談窓口」まで、お気軽に御相談ください。

いちごハートねっと事業

相談窓口は、インターネットからご覧いただけます

○　主な取組

①　社会福祉施設に福祉の何でも相談窓口を設置**「おこまり福祉相談」**
②　各社会福祉施設の特性を活かした様々な支援事業を実施**「あんしん支援事業」**
③　地域の社会福祉施設及び福祉関係機関とのネットワークの構築
④　地域相談支援員のスキルアップのための研修等の実施
⑤　栃木県社会福祉法人による「地域における公益的な取組」推進協議会の運営

（３）福祉人材の育成・確保

現状と課題

● 人口減少や少子高齢化に伴い、地域では様々な支援を必要とする住民が増加しており、専門職や民生委員・児童委員等のなり手不足や高齢化など、こうした人材の確保・育成等が課題となっています。

● 特に介護人材の問題においては、第７期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数の推計により、平成 28(2016)年度の介護人材数に加え、団塊の世代が 75 歳以上となる令和７(2025)年に、本県では約 8,900 人の介護人材が必要とされていますが、介護現場における人手不足感は依然として高く、様々な要因によって参入と定着が困難な状況です。

● また、民生委員・児童委員においては、高齢者、障害者、児童など、地域住民の様々な相談への助言や福祉サービス情報の提供等、住民の身近な相談相手として、地域福祉を推進するための幅広い活動を行っている中、こうした活動の負担感が強く、なり手不足による欠員が生じるなど、後継者の確保が重要な課題となっています。

● このため、介護人材や民生委員・児童委員など、地域福祉を担う人材の確保に向けた取組を推進するとともに、こうした人材の定着や後継者の育成を図るため、就業・活動環境の整備等を行い、新たな人材の参入促進に向けた取組が求められています。

取組の方向性

◆ 介護人材等の確保及び質の向上等

● 「栃木県福祉人材・研修センター」と連携を図り、介護人材をはじめとする福祉人材の確保や、質の向上に向けて取り組みます。

◆ 民生委員・児童委員の確保及び質の向上等

● 民生委員・児童委員の充足率の向上を図るため、後継者の確保・育成及び活動環境の改善に向けた取組を促進します。

県 の 施 策

◆　介護人材等の確保及び質の向上等

●　福祉人材・研修センターと連携を図り、新たな福祉人材の育成や潜在福祉人材の就労を促進するとともに、人材確保のための相談や就職斡旋及び、福祉従事者の資質向上のための研修等を実施します。

●　介護未経験の地域住民の参入を促進するため、市町を主体とした「介護に関する入門的研修」を実施するとともに、就労意欲の高い受講者に対して、福祉人材・研修センター等による就労支援につなげます。【はつらつプラン　第６章の１において記載】

●　介護職への就労を支援するため、福祉人材・研修センターにおいてキャリア支援専門員による求人・求職者のマッチングを行うほか、ハローワーク等での出張相談や就職フェアを実施します。【はつらつプラン　第６章の１において記載】

●　高齢者を対象に、介護周辺業務を担う「とちぎケア・アシスタント」を養成し、養成した人材と介護事業所のマッチングを行うことにより、元気な高齢者の介護業界への参入と介護職員の負担軽減を図ります。【はつらつプラン　第６章の１において記載】

●　介護人材の就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を習得し、適切なキャリアパス・スキルアップを図るための研修を実施します。【はつらつプラン　第６章の２において記載】

●　介護人材の育成・定着に取り組む事業所を対象とした認証・評価を実施し、各事業所の人材育成・確保状況を「見える化」することで、介護業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入・定着を図ります。【はつらつプラン　第６章の３において記載】

●　障害児・者の希望する社会生活の実現のため、資質向上のための研修を実施することにより、質の高いケアマネジメントを実践できる相談支援専門員の養成に取り組みます。【障害福祉計画　施策Ⅴの１（２）において記載】

●　保育士資格を有しているものの保育士として保育等に従事していない保育士（潜在保育士）に対する研修の実施、再就職準備金や保育料の貸付けによる再就職支援等を行い、積極的に保育士の人材確保を図ります。【子ども・子育てプラン　施策Ⅳにおいて記載】

◆　民生委員・児童委員の確保及び質の向上等

● 毎年５月 12 日の「民生委員・児童委員の日」から始まる「活動強化週間」をはじめ、民生委員・児童委員制度の概要や活動内容等についての講座の開催や、メディアを活用等しながら、様々な機会を通じて広く民生委員・児童委員の理解を図ります。

● 学生や地域住民を対象に、民生委員・児童委員活動の意義や、やりがい等を学ぶ講座や一日体験を実施することで周知・啓発を図り、民生委員・児童委員活動への協力者及び、将来的な後継者を育成します。

● 民生委員・児童委員活動に必要な知識や技術を習得し、多様な福祉課題に対応した活動の展開に向けて、様々な福祉制度や実践事例を学ぶための研修会を開催するなど、「栃木県民生委員児童委員協議会」と連携しながら、民生委員・児童委員の資質の向上に向けた取組を行います。

● 民生委員・児童委員活動を円滑にするため、民生委員・児童委員に対して適切な情報提供等を行うとともに、民生委員制度や児童委員制度、活動内容等について、地域住民の理解を促進し、活動しやすい環境づくりを行います。

● ＩＣＴやＩｏＴなどのデジタル技術を活用しながら、不足する担い手等の確保や感染症対策に資する対応、地域住民同士による見守り、つながる仕組みづくりに向けて、セミナー等を通じた先進的事例の情報収集・紹介を行います。＜再掲＞

評 価 指 標

（単位：市町）

年度／項目	現状値(2019)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
介護に関する入門的研修実施市町数	5	⇒	⇒	25	次期「はつらつプラン」と整合を図る。		

（単位：法人）

年度／項目	現状値(2019)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
とちぎ介護人材育成認証制度の審査・認証法人数	39	⇒	⇒	100	次期「はつらつプラン」と整合を図る。		

民生委員・児童委員の協力者・後継者の確保に向けた取組

県では、制度の周知・啓発を図るとともに、民生委員・児童委員の協力者及び後継者を確保、育成するため、平成 29(2017)年度より「民生委員・児童委員協力者等育成事業」に取り組んでいます。

本事業では、①民生委員活動の一日体験と、②民生委員協力者・後継者育成講座を実施しており、内容は以下のとおりです。

また、民生委員制度が創設 100 周年を迎えた同年には、知事自らが民生委員活動の一日体験をし、住民のご自宅へ訪問活動を行いました。

①　民生委員活動の一日体験

民生委員活動の一日体験参加希望者が、地域の民生委員に同行し、見守り対象者の自宅を訪問し、民生委員活動を体験します。

民生委員制度の知識だけでなく、実際にどのようなことをしているのかを肌で感じることで、自身が住む地域の民生委員・児童委員の活動に関心を持つことを目的としています。

また、地域福祉への理解を深めることで、民生委員への協力だけでなく、ボランティア活動への自主的・積極的な参加が期待できます。

②　民生委員協力者・後継者育成講座

民生委員活動の一層の周知・啓発を行い、地域全体で民生委員を支える意識を醸成するとともに、将来の民生委員・児童委員を発掘、育成すること、民生委員が活動しやすい環境づくりをしていくことを目的としています。

＜知事による民生委員活動の一日体験に当たり、栃木県民生委員児童委員協議会　日向野会長（写真右）から委嘱状を交付＞

＜民生委員活動の一日体験＞

＜民生委員協力者・後継者育成講座＞

施策３　地域福祉の基盤づくり

（１）包括的な支援体制の構築促進

現状と課題

● 近年、地域住民が抱える課題が多様化・複雑化しており、育児と介護の問題を同時に抱える「ダブルケア」や、80 代の高齢の親と 50 代の無職等の子が同居する「8050 問題」、18 歳未満の子が家族の介護や世話を行う「ヤングケアラー」などの複合的な課題や、ごみ屋敷の問題をはじめとする、公的制度では解決できない「制度の狭間」にある課題などを抱える個人や世帯が増加しています。

● このような中、平成 30(2018)年４月１日に施行された改正社会福祉法では、地域住民同士が主体となった身近な地域生活課題の把握・解決に向けた体制づくりと、高齢者、障害者、児童や外国人など、個人や世帯の属性にかかわらず、様々な課題を「丸ごと」受け止め、あらゆる分野の関係機関が連携・協働しながら適切な支援へとつなげる包括的な支援体制づくりに取り組む旨が規定されています。

● また、同法では、地域福祉の推進に関する事項を定める「都道府県地域福祉支援計画」と「市町村地域福祉計画」の策定が努力義務化されているとともに、高齢者、障害者、児童など、福祉の各分野の共通事項を定める「上位計画」に位置づけられています。

● このため、地域福祉（支援）計画の充実を図るほか、地域住民等が主体となって創る地域と、多機関による相談支援体制が連携・協働しながら、地域の課題を「我が事」として捉え、人と人、人と社会がつながることにより、地域全体で「丸ごと」支える「包括的な支援体制」を構築し、「住民が互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり」を目指すことが求められています。

取組の方向性

◆　８０５０問題など、多様化する課題への対応

● 多様化する課題への対応に向けて、高齢者、障害者、児童など、各福祉分野計画等との調和及び連携を図りながら、「相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず、受け止める相談支援）」、「参加支援（本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを回復する支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、多世代の交流や多様な活躍の場を確保する）」の３つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実

施など、市町の「包括的な支援体制」の構築に向けた取組を支援します。

◆　「地域福祉計画」等の着実な推進

●　県地域福祉支援計画（第４期）の推進を図るとともに、市町における「地域福祉計画」等の策定・改定と、計画的な推進に向けた市町の取組を支援します。

県 の 施 策

◆　８０５０問題など、多様化する課題への対応

●　地域住民等に対するセミナー等の開催や、市町や関係機関による実践事例の情報共有等を行う場を設置するなどを通じて、「とちまる地域共生社会」の実現に向けた気運を醸成するなど、市町における「包括的な支援体制」の構築を支援します。＜再掲＞

●　多くの関係機関が連携・協働する相談支援体制の充実に向けて、この中核を担う人材の養成や、市町による高齢者・障害者・児童・生活困窮・外国人等、各相談支援機関のネットワークづくりの取組を支援するため、相談窓口の職員に対する研修や、体制づくりに向けた専門職の派遣等を行います。

●　県内外の先進的な事例の紹介等を通じ、見守りネットワークの構築やボランティアポイント制度の促進、公民館等を活用した高齢者の「通いの場」等の地域における支え合い体制づくりの取組を促進します。【はつらつプラン　第２章において記載＜再掲＞】

●　ひきこもりやニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等やその家族等が安心して社会生活を送ることができるよう、ワンストップで対応できる総合的な相談窓口である「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）」を運営し、相談支援を行います。【障害者・児計画　施策Ⅳの８において記載】

●　生活困窮者等の経済的自立や生活意欲の助長を図り、社会参加を促進するため、資金の貸付、就労や住まい、学習機会等の確保に向けた支援、フードバンク活動団体と連携した取組など必要な相談支援を行います。

●　生活困窮者自立支援制度の従事者養成研修を通じて、自立相談支援員等の資質向上やアウトリーチを含めた相談・支援の充実を図るとともに、各市の家計改善支援事業及び就労準備支援事業等の取組を支援するため、自立相談支援機関連絡調整会議を開催し、全国的な好事例や事業効果等の紹介を実施するなど、市町における取組の充実を図ります。

●　在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することがで

きるよう、情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「とちぎ外国人相談サポートセンター」を運営し、相談支援を行います。

● 「いのち支える栃木県自殺対策計画」のもと、国や市町、関係機関・団体、県民等と連携して、広域的に対応が必要な普及啓発や人材育成、心の健康づくり、ハイリスク地対策、自死遺族等に対する支援を行うとともに、市町や民間団体等が実施する自殺対策に関する取組への支援を行います。【障害者プラン　施策Ⅰの４（３）において記載】

● 刑務所出所者や保護観察終了者等に対し、必要な福祉サービスの提供や円滑な社会復帰を図るため、サポート体制の構築など、「栃木県再犯防止推進計画」に基づく取組を推進するとともに、国・市町及び栃木県地域定着生活支援センター等の関係機関・団体と連携して支援を行います。

◆　「地域福祉計画」等の着実な推進

● 市町における「地域福祉計画」が、地域の特性や地域住民のニーズに応じた内容となるよう、「地域福祉計画」等の策定・改定に向けて、会議やセミナー等を通じて理解を促進するとともに、各計画の充実を図ります。

● 栃木県地域福祉支援計画（第４期）の計画的な推進を図ることにより、市町の取組を支援するとともに、会議等を通じた助言・指導などを行います。

評 価 指 標

（単位：市町）

年度／項目	現状値(2020)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
包括的な支援体制の構築に取り組む市町数<再掲>	8	10	13	16	19	22	25

（単位：%）

年度／項目	現状値(2019)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
介護予防につながる通いの場への高齢者の参加率<再掲>	6.5	→	→	7.5	次期「はつらつプラン」と整合を図る。		

（単位：市町）

項目＼年度	現状値(2020)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
基幹相談支援センター設置市町数	14	17	21	25	次期「障害福祉計画」と整合を図る。		

（単位：市町）

項目＼年度	現状値(2019)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
子ども家庭総合支援拠点設置市町数	2	→	→	→	25	次期「子ども・子育てプラン」と整合を図る。	

（単位：人）

項目＼年度	現状値(2019)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
在県外国人支援に係る人材（＊）の登録者数	355	→	→	→	→	600	（※）

（＊）災害時外国人サポーター、トランスレーター（通訳者）、やさしい日本語普及員
（※）次期「とちぎ国際戦略」と整合を図る。

厚生労働省資料

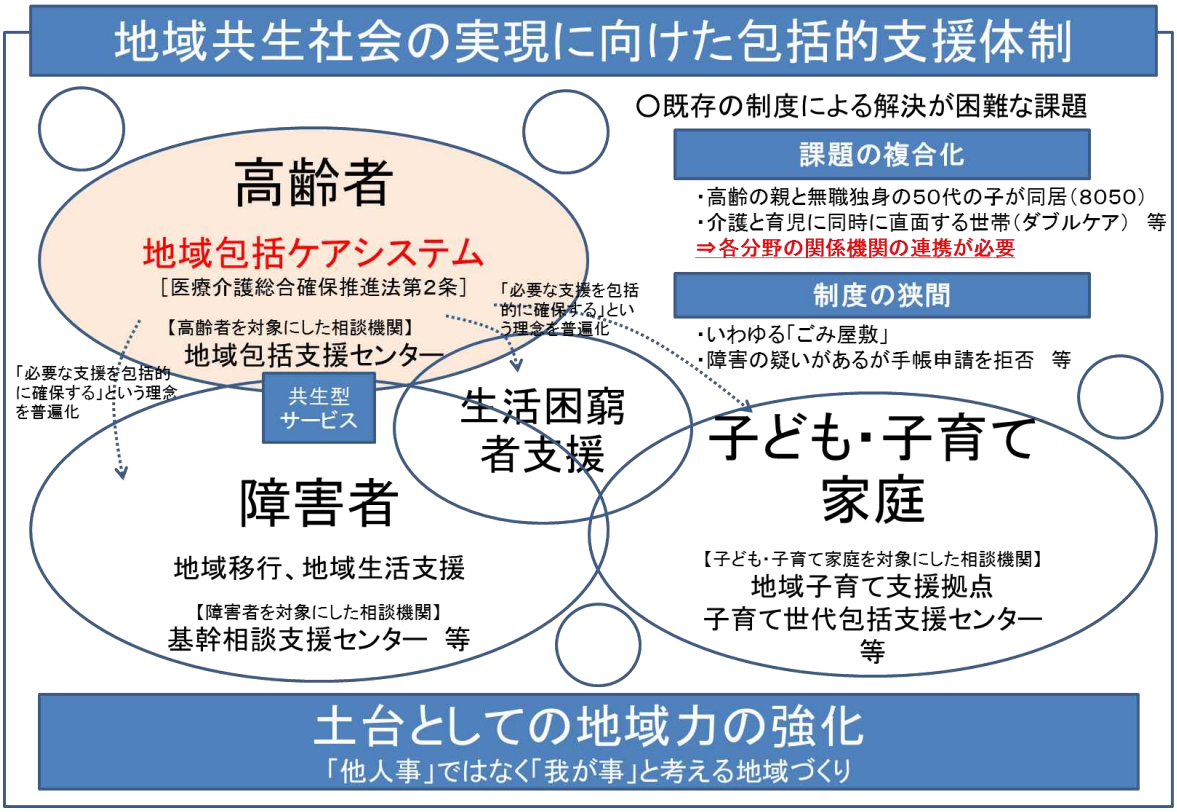

厚生労働省資料

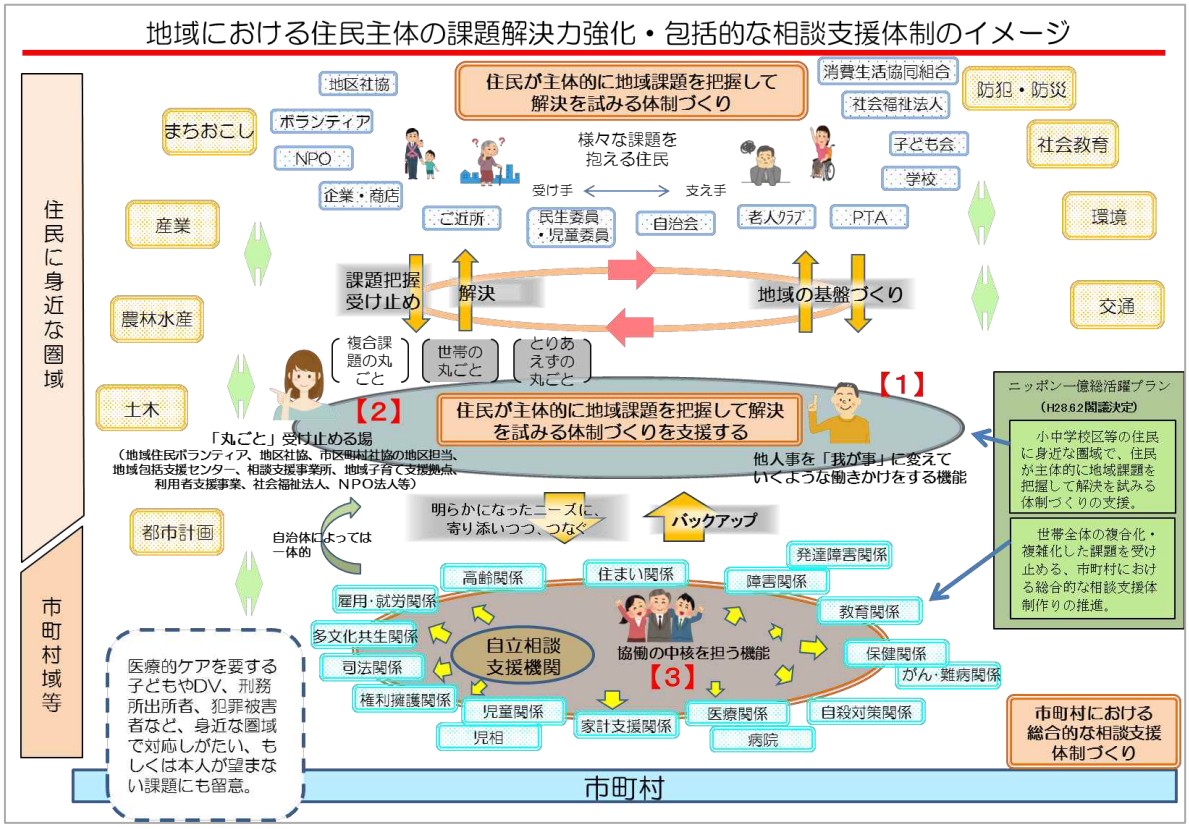

厚生労働省資料

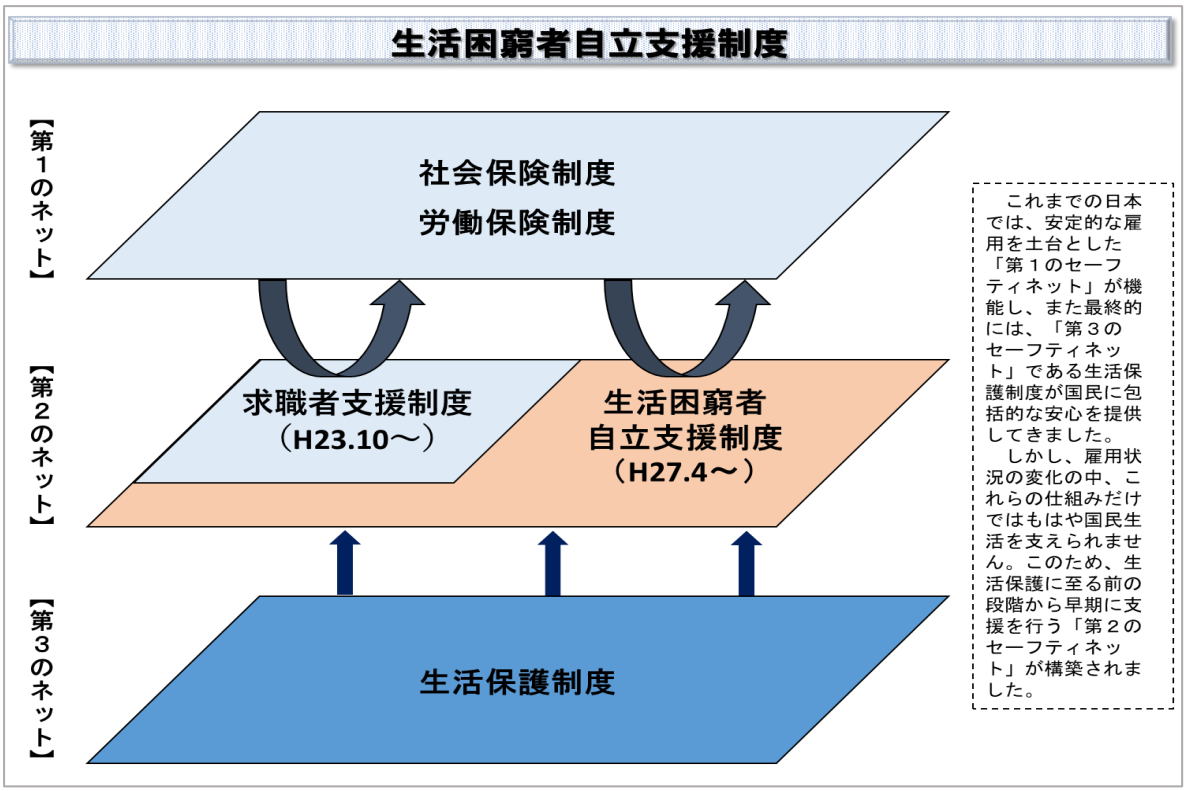

厚生労働省資料

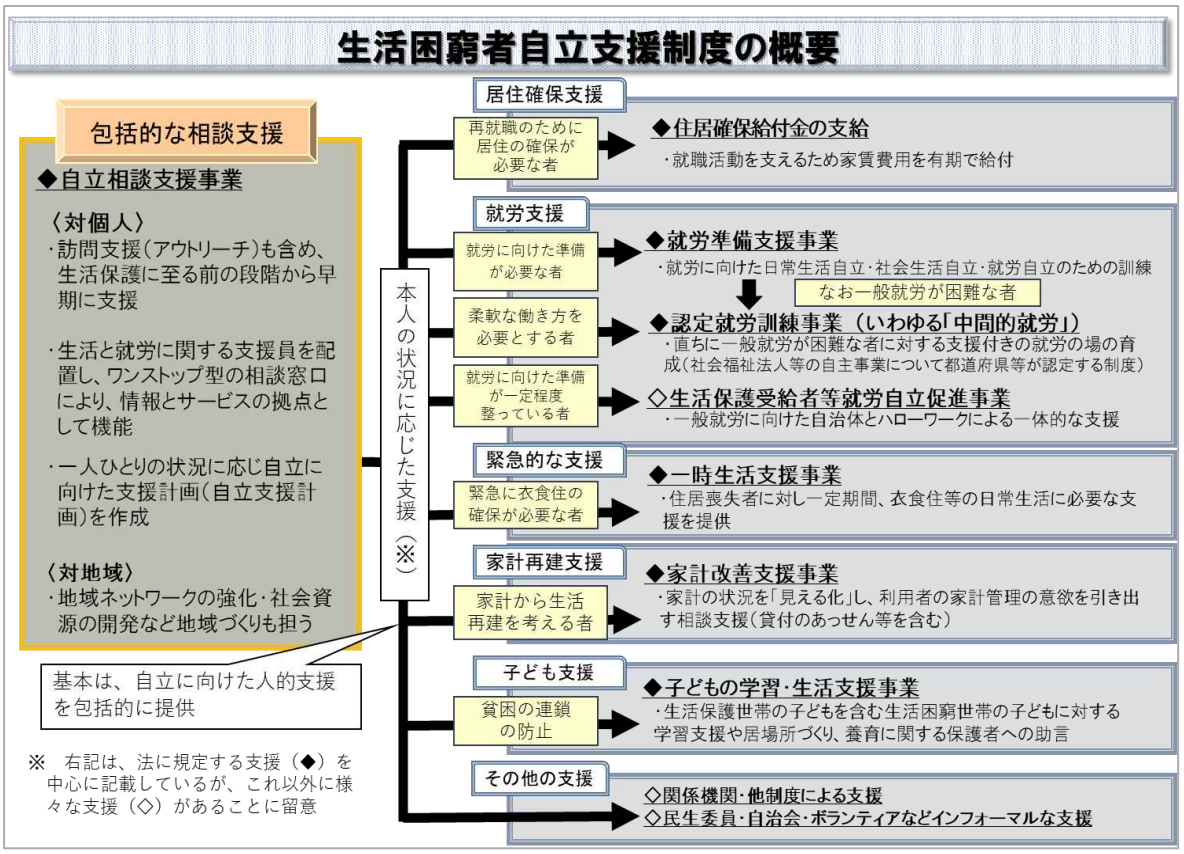

厚生労働省資料

ひきこもりなどに対する相談・支援

「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（愛称：ポラリス☆とちぎ）」では、ひきこもり、ニート、不登校など様々な悩みや困難を抱える子ども・若者やその御家族等からの相談に応じています。

また、「栃木県子ども・若者支援地域協議会」を通じて教育、福祉、保健、医療、雇用等の様々な関係機関と連携し、情報共有を図るとともに、それぞれの専門性を活かした総合的な支援を行います。

ひきこもりに関しては、子ども・若者に限らず、どなたでも相談することができます。

なお、令和２(2020)年５月からは、中高年（概ね 40 歳～64 歳）のひきこもりの支援のため「中高年ひきこもり専用電話相談窓口」を設置し、中高年支援相談員が、御本人や御家族等からのひきこもりの相談にも応じています。

このほか、同じような悩みを持つ親や家族の話を聞いたり、子どもとの向き合い方や対応の方法を学ぶ家族支援セミナーや、様々な困難を抱える子ども・若者を正しく理解し、支援していくための講演会などを開催しています。

▶ 開所日・時間
火曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く。）　10：00～19：00

▶ 相談受付
電　話　　028-643-3422
　　028-643-3438（中高年ひきこもり専用電話）
来　所　　１回／１時間 無料（要予約）
メール　　soudan@polaris-t.net
ホームページ　　https://www.polaris-t.net

ポラリス☆とちぎ

事例４　「総合相談支援」の実施と「地域交流拠点」の整備（野木町総合サポートセンター（愛称：ひまわり館））

野木町では、平成 31(2019)年４月１日に「野木町総合サポートセンター（愛称：ひまわり館）」を開所しました。

館内には、地域包括支援センター室や障がい者相談室、子育て支援室などのほか、談話室（ひまわりカフェ）やフィットネスコーナーなどを設けており、様々な取組を行っています。

例えば、各分野の初期相談窓口である総合事務室では地域住民が抱える介護や障害、育児・子育てなどの様々な課題や多様化・複雑化している課題を、社会福祉士や保健師等（相談支援包括化推進員）が、“ワンストップ”で受け止め、各々のニーズに応じた適切な支援の提供につなげています。

このように受け止める相談の中で、課題が複数の分野にまたがっている場合には、相談支援包括化推進員が中心となって、館内の関係機関や専門職等との連絡調整を行い、多機関が連携・協働しながら課題の解決を図る仕組みを構築しています。

また、ひまわりカフェやフィットネスコーナーなどでは、地域のつながりが希薄化している中、高齢者や障害者、子ども等の交流・居場所づくりや、健康づくりの場を提供しているほか、住民に対して“地域住民等の支え合い”に関する講座の開催等も行っています。

こうした取組の結果、地域住民としては「どこに相談に行けばいいかわからない場合」の相談窓口となっていること、新しく「集まることができる場所」の確保に繋がっています。

＜「ひまわり館」外観＞

＜ひまわりカフェ＞

＜子育てサロン＞

＜地域住民の交流イベント＞

野木町　ひまわり館

事例５　“もったいない”から“ありがとう”への助け合い
（特定非営利活動法人フードバンクうつのみや）

現在、日本では、まだ食べられるにもかかわらず、過剰在庫となった食品や賞味期限間近の食品などが、年間約６１２万トン（平成29(2017)年度推計（農林水産省・環境省））捨てられている一方で、子どもの貧困の割合は７人に１人（平成28(2016)年国民基礎調査）、新型コロナウイルス感染症の影響により、食にお困りでフードバンクを利用する方が急増するなど、支援を求めている方々が多くいます。

こうした中、フードバンクうつのみやでは、フードバンク活動により、こども食堂や社会福祉施設などのほか、個人の方に対し、食料支援を通じた福祉支援に積極的に取り組んでいます。

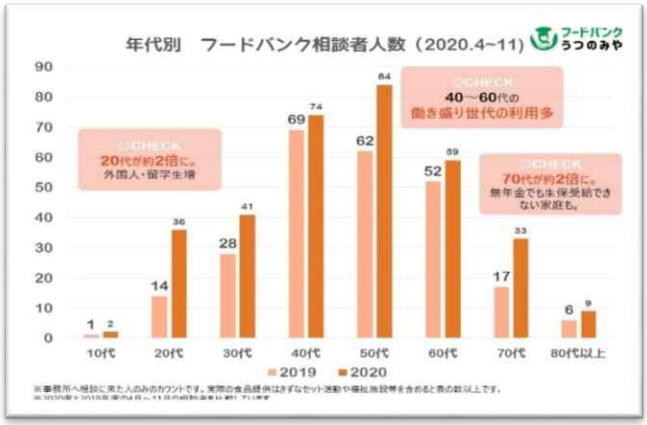

＜生活相談と食品配布会（きずなセット配布）＞

＜食品寄附受付箱（きずなボックス）＞

「フードバンク」ってなに？

食品製造業者や農家、家庭などから、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品の寄附を受け、食べ物に困っている方、福祉施設などに無償で提供する活動やその活動を行う団体をいいます。

フードバンクうつのみや

（２）　社会福祉協議会の取組の充実

現状と課題

● 県社会福祉協議会は、広域的に地域福祉を推進する中核的な機関として、市町社会福祉協議会や社会福祉事業者等の関係機関・団体と協働しながら、福祉人材・研修センターやボランティア活動振興センター等の運営、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、福祉サービス苦情解決事業等を積極的に展開しています。

● 市町社会福祉協議会は、住民や地域の団体、民生委員・児童委員などが会員として運営に参画し、地域福祉を推進する身近な中核機関として、地域の実情に合った総合的な相談支援、ボランティアの養成・活動の支援など、多様な福祉ニーズに応えるため、創意工夫をこらした独自の事業の企画・実施等、幅広い活動を行っています。

● こうした活動を展開するに当たっては、県や市町をはじめとする関係機関が連携をしながら、県・市町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動の推進に向けた計画に基づく事業の円滑な実施を着実に図ることができるよう、支援・協力を行うことが必要です。

● また、生活困窮者の自立支援等、近年の地域福祉を取り巻く新たな課題に対応するため、県社会福祉協議会による更なる取組の充実や、市町社会福祉協議会における体制の整備などが求められています。

取組の方向性

◆　県社会福祉協議会の取組の充実

● 県社会福祉協議会と連携・協働しながら、県社会福祉協議会における各種事業の取組の充実を図ります。

◆　市町社会福祉協議会の取組の充実

● 県社会福祉協議会を通じて、市町社会福祉協議会における各種事業の取組の充実を図ります。

県 の 施 策

◆　県社会福祉協議会の取組の充実

● 関係機関と相互に連携を図りながら、地域福祉推進のためのネットワークの中心となり、市町社会福祉協議会をはじめ、福祉関係団体の育成・支援にあたっている県社会福祉協議会の事業を助成するとともに、広域的な活動を支援します。

● 県社会福祉協議会が策定する「栃木県社会福祉協議会活動推進計画（第４期）」に基づく各種取組が円滑に実施され、地域福祉の推進がなされるよう、十分な連携・調整を図ります。

◆　市町社会福祉協議会の取組の充実

● 県社会福祉協議会や市町と連携し、市町社会福祉協議会における地域福祉活動計画の策定や改定、事業の実施等を通して、地域住民の主体による地域福祉の推進に向けて支援します。

● 県社会福祉協議会が開催する研修会を支援するなど、市町社会福祉協議会職員が地域福祉推進の中核的な役割を担えるよう、その活動を促進します。

（３）　成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進

現状と課題

● 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が今後も増加することが見込まれているほか、知的障害者や精神障害者も増加傾向にあることから、地域において認知症や障害などにより判断能力が十分ではない住民が増加することが懸念されています。

● このような方々の権利を守るため、平成 28(2016)年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、各自治体による取組が求められている中、令和元(2019)年５月には、国において成年後見制度利用促進基本計画に係るＫＰＩ（令和３(2021)年度末の目標）が示され、市町では、同制度の周知や市町村計画の策定や、制度の利用促進に向けた中核機関の設置など、各種取組を早期に行う必要があります。

● また、児童に対する虐待相談件数は年々増加しているほか、ＤＶによる相談受付件数・一時保護件数は増減を繰り返しており、こうした課題が深刻化・長期化することは、被害者の“生きる意欲”の喪失にもつながりかねず、早期に対応することが重要です。

● このため、成年後見制度の利用など、支援を必要とする住民が必要な福祉サービスを適切に利用できる環境の整備や、虐待やＤＶ等の早期発見や被害者の保護など、住民一人ひとりの権利を守るための取組が求められています。

取組の方向性

◆　成年後見制度等の利用促進

● 支援を必要とする住民が、必要な支援制度を適切に利用できるよう、認知症高齢者等の財産や権利を守る成年後見制度をはじめとする、福祉的支援の利用促進に取り組みます。

◆　虐待やＤＶ等による被害防止及び適切な支援の促進

● 虐待やＤＶ等の早期発見や迅速な対応、被害者に対する適切な支援を図るため、住民による見守り活動や、住民に対する普及・啓発を促進します。

県 の 施 策

◆　成年後見制度等の利用促進

● 成年後見制度の普及・啓発や相談体制の充実を図るため、専門職団体や県社会福祉協議会等の関係機関との連携や専門家をアドバイザーとして派遣することにより、市町におけ

る地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置及び、成年後見制度利用促進基本計画の策定等の支援を行います。

● 成年後見制度の利用促進を図るため、市町における「市民後見人養成事業」に対する支援や、制度利用に当たり費用を負担することが困難な方に対して、申立費用や後見人等の報酬の助成を行う「成年後見制度利用支援事業」の促進を図ります。

● 成年後見制度を利用するための申立てにおいて、身寄りのない住民や親族による申立てが期待できない住民などの、その人らしい生活や権利が適切に守られるよう、県社会福祉協議会が開催する研修会への支援をはじめ、市町と連携を図りながら、市町における成年後見制度の市町長申立てに関する取組を促進します。

● 県社会福祉協議会内に設置された「とちぎ成年後見支援センター」と連携し、成年後見制度の普及・啓発や相談体制の充実を図るとともに、法人後見支援員の養成を支援するなど、市町社会福祉協議会が実施する法人後見事業を促進します。

● 判断能力を十分に発揮できない高齢者等の地域における自立した生活に向けて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類の保管など、「とちぎ権利擁護センター（あすてらす）」が実施する日常生活自立支援事業を支援します。

● 成年後見制度への円滑な移行のため、成年後見制度と日常生活自立支援事業の相互連携を推進します。

◆ 虐待やＤＶ等による被害防止及び適切な支援の促進

● 民生委員・児童委員の資質向上のための研修において、「虐待対策」や「ＤＶ」をテーマとして取り上げ、虐待等の早期発見などに向けた見守り活動を促進します。

● 高齢者虐待防止啓発リーフレットの配布等により、幅広い啓発活動を実施します。【はつらつプラン　第７章の３において記載】

● 市町及び地域包括支援センター職員の虐待対応力の向上を図るため、栃木県社会福祉士会との共催による「高齢者虐待対応（初級・フォローアップ）研修」を実施します。【はつらつプラン　第７章の３において記載】

● 高齢者施設等をはじめ、介護・看護職員等に対し、高齢者虐待防止法の周知を図るとともに、身体拘束廃止のための研修等を実施します。【はつらつプラン　第７章の３において記載】

● 障害者虐待の通報義務等の広報・啓発を行うとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対して相談等の支援に取り組みます。【障害者プラン　施策３の２（３）において記載】

● 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、市町障害者虐待防止センターや県に設置した障害者権利擁護センターを中心として、障害者福祉施設、学校、医療、保健、労働局等関係機関との連携協力体制の整備を図ります。【障害者プラン　施策３の２（３）において記載】

● 子どもの健やかな成長や発達のため、子どもの最善の利益を尊重すること等を明記した「児童の権利に関する条約」の理念が実現されるよう、子どもの権利の擁護や児童虐待の防止に関する各種啓発を行います。【子ども・子育てプラン　施策Ⅰにおいて記載】

● 児童虐待通告を 24 時間体制で受理できる児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９」や、子どもや家庭に関して 365 日相談できる「テレホン児童相談」等の対応など、夜間・休日等においても相談援助を適切に実施します。【子ども・子育てプラン　施策Ⅲ－１において記載】

● ＤＶ等防止・早期発見に関するリーフレット等を住民や関係機関に配布し理解を深めるとともに、女性への暴力根絶の機運を高めるための講演会等を開催します。

● ＤＶ被害者等への支援において、福祉事務所、警察等の関係機関や民間団体とのネットワークの強化を図りながら、相談から一時保護、自立支援まで、きめ細かな対応に取り組みます。

評 価 指 標

（単位：市町）

項目＼年度	現状値(2020)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
成年後見制度に係る中核機関設置市町数（＊）	2	6	10	14	18	22	25

（＊）広域設置（複数の市町を所管）の場合、所管する市町数を計上する。
　　また、国において別途ＫＰＩが示されてはいるものの、本県の現状を踏まえて独自の目標を設定し、県内市町の中核機関の設置に向けて、着実に施策を展開する。

〈成年後見制度を利用する流れ〉

成年後見制度は、大きく分けると「任意後見制度」と「法定後見制度」の二つがあります。
なお、任意後見と法定後見の開始までの流れは次のとおりです。

任意後見制度

任意後見契約
公正証書によって行います。
公証役場

判断能力が不十分になったとき

法定後見制度

判断能力が十分ではない方が、たとえば…
- 家を売りたいとき
- 福祉サービスを受けたいとき
- 遺産分割をしたいとき

１人でするには不安がある。
１人ではできない。

申立て

● **任意後見監督人選任の申立て**

どこに申立てをするの？
本人の住所地を管轄する家庭裁判所です。

誰が、申立てをすることができるの？
本人、配偶者、四親等内の親族（※）などに限られます。
その他に市区町村長が申し立てることもできます。

● **後見／保佐／補助選任の開始の申立て**

［申立て時に提出いただくもの］
- 申立書
- 診断書（成年後見用）
- 申立手数料（１件につき 800 円の収入印紙）
- 登記手数料（2,600 円分の収入印紙）
- 郵便切手
- 本人の戸籍謄本　など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください

（※）四親等以内の親族とは、主に次の方たちです。
● 親、祖父母、子、孫、ひ孫　●兄弟姉妹、甥、姪　●おじ、おば、いとこ　●配偶者の親、子、兄弟姉妹

審問・調査・鑑定等

申立て後、家庭裁判所の職員が申立人、後見人候補者、本人から事情をうかがったり、本人の後見人候補者についての意見を照会することがあります。また、必要に応じ、裁判官が事業をたずねること（審問）もあります。
本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。（別途費用がかかります。）

審判（後見等の開始・成年後見人等の選任）

監督の流れ

家庭裁判所
任意後見監督人　成年後見監督人など
任意後見人　成年後見人など

援助

身の回りに配慮しながら財産を管理します。
成年後見監督人など
本人

成年後見登記

審判内容は戸籍には記載されません。
法務局

〈日常生活自立支援事業（あすてらす）の仕組み〉

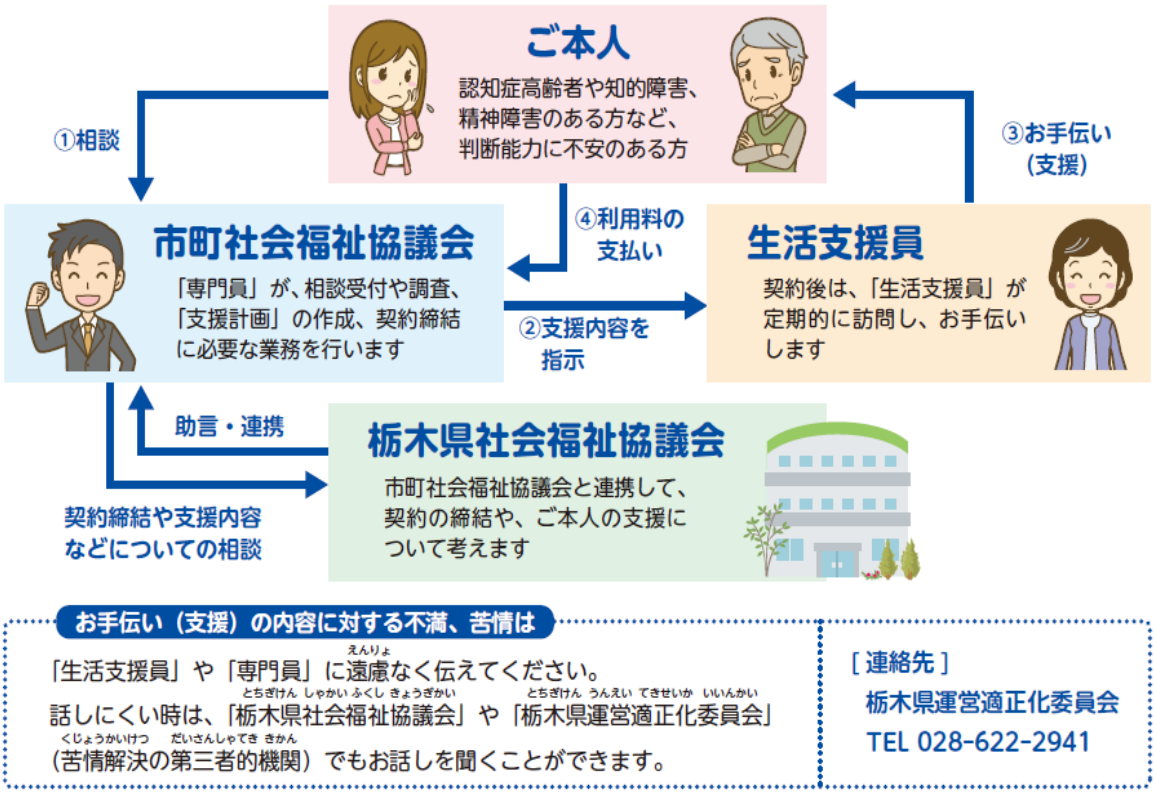

日常生活自立支援事業の活用（県社会福祉協議会事例）

自宅で一人暮らしをするＡさん（80 代）は、アルツハイマー型認知症の診断を受けました。

以前は、家計も家事も自分でできていましたが、現在では、「預金残高がなく出金できない」、「通帳の見方がわからなくなる」、家でも「通帳をしまい忘れる」ことが増えてきました。たくさんの郵便物を、カバンに入れて持ち歩いていますが、何の書類なのかがわからなくなり、光熱水費等の支払いが滞ることもしばしば。

生活面では、ごみの分別もわからなくなり、捨てることができず、ごみ屋敷のような状態。生活に支障が出ていました。

こうしたことから、あすてらすを利用したところ、訪問介護や通所介護などの在宅福祉サービスの利用につながり、生活の安定が図られ、その後、サービスの利用料や光熱水費等の支払いを支援、通帳や印鑑などの大切なものをお預かりすることで、安心した生活を送ることができています。

今後、Ａさんの判断能力が著しく低下するようであれば、成年後見制度の利用へつなげていくことも必要になるかもしれません。ご本人の状態に合わせた支援につなぐことも、あすてらすの大切な役割です。

事例６　「地域住民への虐待防止推進に関する取組」の実施（社会福祉法人足利むつみ会）

当法人では、児童、高齢者、障害者の福祉サービス事業所があり、これまで虐待防止に関する取組を施設ごとに行っていました。

そのような折、悲惨な虐待に関するニュースが繰り返し報道されるなど、社会問題としてクローズアップされ、法人としても一致団結して虐待防止に取り組まなくてはいけないと考え、各サービスを網羅して横断的かつ一体的に取り組むため、法人として「虐待防止委員会」を立ち上げ、施設内での虐待防止の取組はもちろんのこと、毎年、地域に向けた啓発活動として「虐待防止キャンペーン」に取り組んでいます。

具体的な取組としては、各地区を巡回して「虐待防止（人権擁護）映画会」を開催し、高齢者や児童に対する虐待の事例をドラマ化した作品や、障害のある方への配慮や人権擁護をテーマにした映画を上映して、地域住民への虐待防止の啓発に取り組んでいます。

また、職員から募集した「虐待防止標語」を印字したクリアファイルを「啓発グッズ」として作成し、「足利市ふれあいのつどい」や地域交流行事などで、地域の皆様に手渡しでお配りしています。

地域に対する取組は、当法人を身近な方々に知ってもらい、地域とのつながりをつくる上でも必要であると考えており、こうした顔が見える活動をこれからも続けていくとともに、“これ以上、虐待を起こしたくない！虐待をなくしたい！！”という思いを、他の法人にも広めていきたいと思います。

＜阿由葉理事長による「虐待防止」に向けた講話の様子＞

＜啓発グッズ＞

足利むつみ会

＜第１回 地域で輝くふくしのチカラ大賞で「最優秀賞」に輝き、表彰後に撮影した様子＞

（４）福祉サービスの質の確保・向上

現状と課題

● 福祉サービス事業者においては、苦情受付担当者、苦情解決責任者、客観的な立場から苦情解決を図る第三者委員を設置するなど、事業者自らが苦情解決体制をとることや、福祉人材・研修センター等が実施する研修への参加、指導監査機関による指導助言に基づく改善等により、常にサービスの質の確保・向上に努める必要があります。

● また、福祉サービス事業者によるサービスの質の向上や利用者の選択に資するため、介護サービス情報の公表や「福祉サービス第三者評価制度」の受審を促進する必要があります。

● 一方で、「福祉サービス第三者評価制度」は、受審する事業者の費用負担が大きいことや、評価結果が経営向上につながりにくいことなどから、特に、高齢・障害分野では受審事業者数が伸び悩んでいます。

● このため、情報の公表や苦情解決体制の整備、福祉事業者によるサービスの質の向上に向けた取組など、利用者が福祉サービスを選択し、安心しながら満足の得られる利用をするための仕組みづくりが求められています。

取組の方向性

◆ 「福祉サービス第三者評価制度」の普及・啓発

● 利用者本位の福祉サービスの提供を確保・促進し、事業者が自らの福祉サービスの質の向上を図るため、「福祉サービス第三者評価制度」の普及・啓発に取り組みます。

◆ サービス提供体制の整備とサービス提供者の資質向上

● 適切で良質なサービスを提供できるよう、サービス提供体制の整備やサービス提供者の資質向上を図る研修の実施等により、福祉サービスの質の向上に取り組みます。

◆ 「栃木県運営適正化委員会」の運営の支援

● 福祉サービス事業者による解決が困難な事例等に対応するため、県社会福祉協議会における「栃木県運営適正化委員会」の運営の支援等を行います。

県の施策

◆　「福祉サービス第三者評価制度」の普及・啓発

● 評価機関の認証審査や、第三者評価を実施する評価調査者の養成研修等を行う「とちぎ福祉サービス第三者評価機構」の運営を支援し、福祉サービス第三者評価を推進します。

● 専門的かつ客観的な立場から、社会福祉法人等が提供する福祉サービスを公平・中立的に評価し、福祉サービスの質の向上を図ることを目的とした、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構が行う評価機関の認証審査や制度の普及啓発等に対して助成します。

● 福祉サービス事業者における第三者評価の受審を促進するため、様々な媒体を活用した普及・啓発を行います。

◆　サービス提供体制の整備とサービス提供者の資質向上

● 円滑に業務を執行し、サービスの質の確保及び向上を図るため、社会福祉法人等が行う社会福祉事業について、きめ細かな経営指導や適正な指導監査を実施することでサービス提供体制を整備します。

● 福祉人材・研修センターと連携し、サービス提供者の資質向上を目的とした研修を実施します。

◆　「栃木県運営適正化委員会」の運営の支援

● 福祉サービス事業者による解決が困難な事例等に対応するため、県社会福祉協議会における運営適正化委員会の運営を支援することにより、福祉サービス利用者等からの苦情の適切な解決に努めます。

● 運営適正化委員会をはじめ、様々な苦情の受付窓口を県民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を推進します。

評価指標

（単位：件）

項目＼年度	現状値(2019)	2021	2022	2023	2024	2025	2026
第三者評価受審件数（＊）	235	250	270	290	310	330	350

（＊）事業開始（平成 17(2005)年度）からの延べ数

〈福祉サービス第三者評価事業の推進体制〉

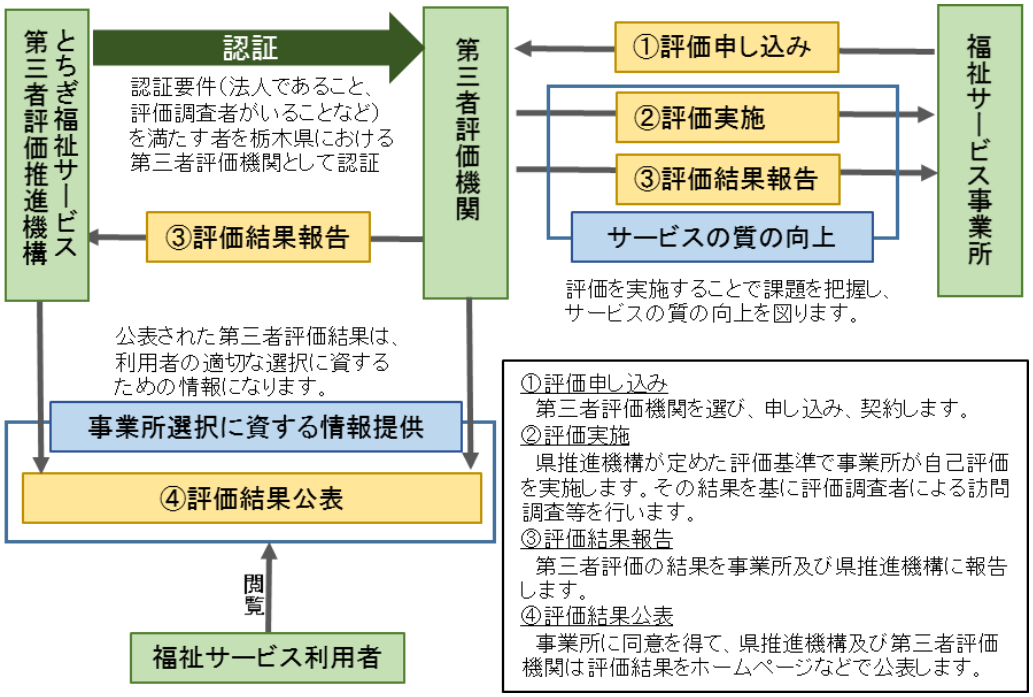

〈福祉サービス第三者評価の主な流れ〉

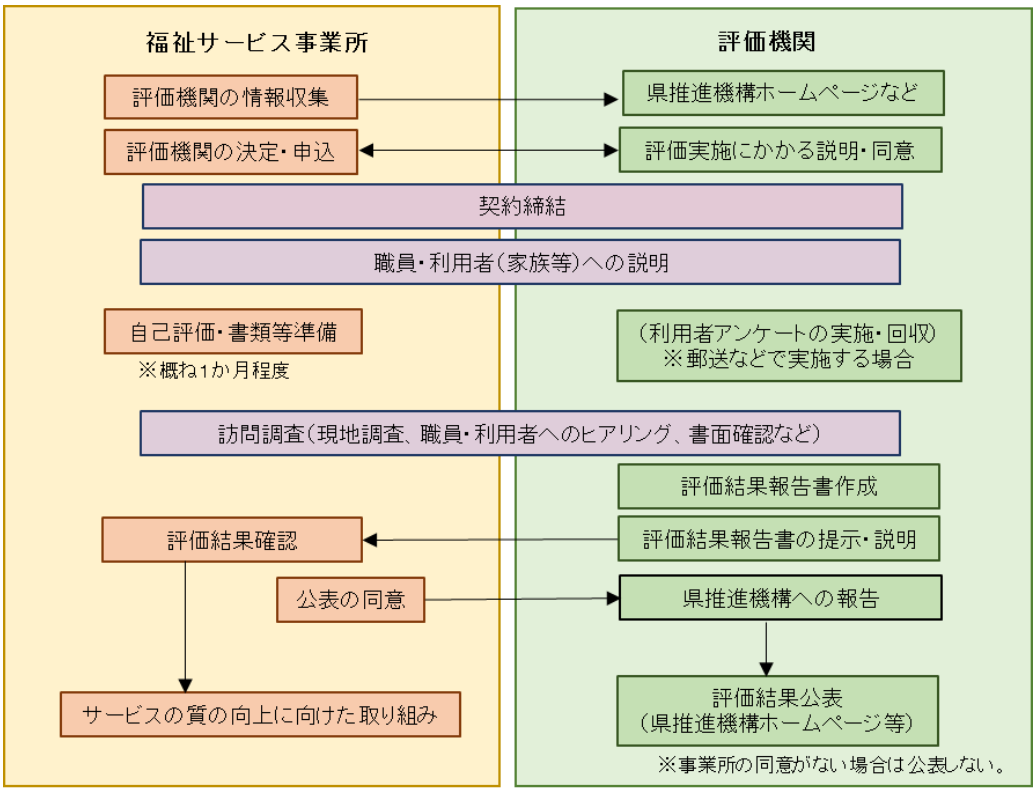

※契約から評価結果の確定・公表までは概ね3～4か月を要する。

＜福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概念図＞

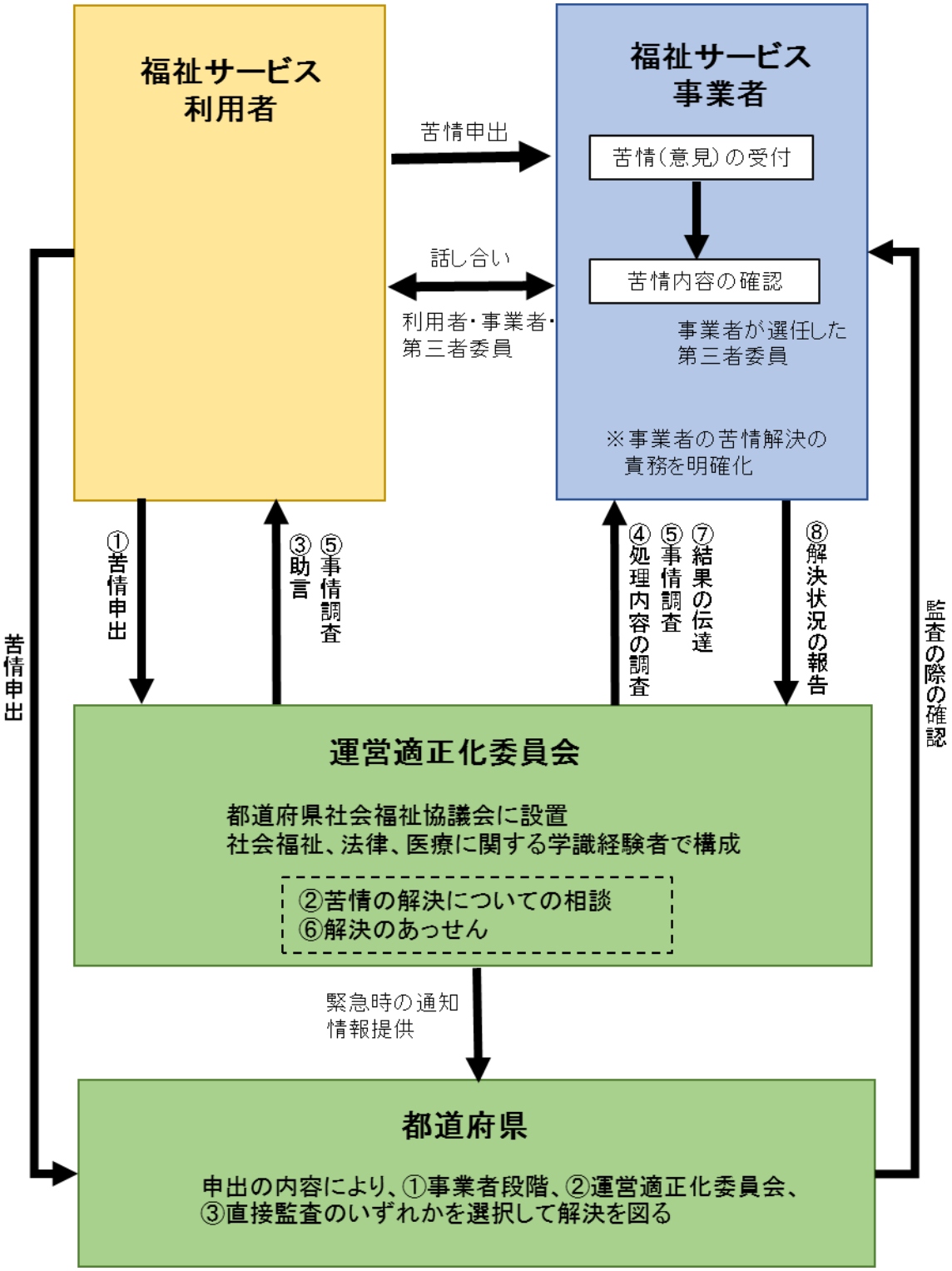

（５）　寄附文化の醸成

現状と課題

● 県においては、「栃木県地域福祉基金」や「輝くとちぎの人づくり推進基金」など、そして、関係団体においては「栃木県地域福祉振興基金（栃の実基金）」や「共同募金」などにより、地域福祉の推進に向けた事業を展開しており、貴重な財源として大きな役割を果たしています。

● また、こうした基金の一部は、地域住民や事業者等からの寄附金となっており、寄附者の意向に沿った取組が進められています。

● たとえば、ふるさと“とちぎ”の福祉の向上を図ることを目的とした「栃木県地域福祉基金」の事業では、ボランティアや民生委員・児童委員活動の推進のほか、おもいやり駐車スペースの適正利用の促進などに取り組んでいます。

● 「栃木県共同募金会」が展開する共同募金では、社会福祉施設や県域福祉団体、市町社会福祉協議会による地域福祉活動の推進のために使われているほか、大規模災害に備え、災害ボランティアセンターの運営や災害ボランティア活動の支援を行うため、募金の一部は「災害等準備金」として積み立てられており、災害時における緊急資金としても重要なものとなっています。

● このように、地域福祉の推進に向けた活動資源となる寄附行為は大変重要なものであり、限られた資源により施策を展開せざる得ない現状においては、「人も地域も真に輝く　魅力あふれる元気な“とちぎ”」の実現に向け、寄附文化が県民、事業者等の協働により醸成される環境づくりが求められています。

取組の方向性

◆　寄附文化の醸成

● 県が実施する栃木県地域福祉基金や、関係団体が実施する募金活動を広く周知するなど、寄附文化の醸成に向けた取組を推進します。

県 の 施 策

◆　寄附文化の醸成

● 寄附文化の醸成と地域福祉の充実及び推進を図るため、栃木県地域福祉基金をはじめとした地域福祉の推進に資する基金について広く周知するとともに、本計画に基づく各種施策等の財源として適切に活用します。

● 社会福祉施設や福祉団体等の支援の充実が図られるよう、栃木県共同募金会をはじめとする関係団体が実施する募金活動などと連携・協働した取組を実施します。

● 住民の寄附に対する意識の醸成が図られるよう、寄附の意義や、寄附により実施された活動の周知・普及啓発に取り組むほか、地域福祉活動に係る寄附文化が、県民、事業者及び県の協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めます。

＜栃木県地域福祉基金への寄附の方法等＞

県では、福祉施策の充実を目的に、寄附金の受入先として、「栃木県地域福祉基金」を設置し、個人や企業等から寄附を募っています。

この寄附金や運用収益を活用し、以下の事業を含む 20 以上の地域福祉の推進に資する事業に活用しています。

寄附の申込みと納付について

①寄附の申込方法

法人（企業・団体）

●県ホームページ
- 寄附申込書

個人

●県ホームページ
- 電子申請
- 寄附申込書

●さとふる（外部サイト）

●応援寄附金パンフレット
- 払込取扱票
- 寄附申込書

②寄附金の納付

法人（企業・団体）

●納付書（県から送付）

個人

●納付書（県から送付）

●さとふるのみ
- クレジットカード
- キャリア決済
- PayPay 残高払い

●応援寄附金パンフレットのみ
- 払込取扱票

栃 木 県 地 域 福 祉 基 金

●　基金を活用している事業（例）
- おもいやり駐車スペースの確保、利用証の作成、適正利用の周知・啓発
- いきいきとちぎ（情報誌）の発行
- ヘルプマークの作成

など

事例７　様々なカタチでの募金運動への“参加”

（栃木県共同募金会）

栃木県共同募金会では、地域の福祉活動の民間財源となる「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」への協力を呼びかけています。

寄せられた寄附は、県内の高齢者サロンや見守り活動、子育て支援事業等の地域福祉活動のほか、福祉施設の備品整備や課題解決に取り組む県域福祉団体の事業を支えています。

また、寄附の一部は、大規模災害時に備えて積み立てを行い、災害ボランティア活動を支援し、復興の一助となっています。

従来から、自治会等を通じて寄附をお寄せいただく戸別募金のほか、法人募金・職域募金、街頭募金など、寄附の方法には様々な方法がありましたが、近年では、インターネットを通じた寄附なども取り入れています。

中でも、県内では、共同募金会と企業や団体が連携して行う『募金百貨店プロジェクト』が広がりを見せています。各企業や団体が取り扱う「モノ」・「サービス」・「コト」を提供した売上げの一部を赤い羽根共同募金に寄附する取組です。地域で愛されるお店だからこそ、「じぶんの町を良くするしくみ」である共同募金の趣旨に賛同し、“自分たちにできることを”と本業を活かした寄附のカタチにより“参加”しています。

また、購入者はお買い物をすることで自分の町を支えることにつながり、日常的に募金運動の“参加者”になっています。

寄附文化が薄いと言われる日本において、募金運動へのさまざまな“参加”のカタチが広がり、寄附文化を根付かせていくことも共同募金会の使命と考えています。

栃木県共同募金会

【募金百貨店プロジェクト　参加例】

●チョコレート販売の例

逆境を乗り越え夢を叶えたオーナーが、地元への思いを込めて作ったチョコレート１箱につき２０円が寄附に。

●クリーニングの例

クリーニング代金のうち３円が寄附に。きれいな衣服で心晴れやかに、地元の方々も笑顔に。

第５章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

（１）　県の推進体制

外部有識者で構成する「栃木県地域福祉支援計画推進委員会」や関係団体、地域住民の意見を聴きながら本計画を進めて参ります。

（２）　市町との連携

本計画や市町村地域福祉計画の着実な推進に向けて、市町と地域福祉に関する情報・意見の交換を行います。

２　計画の進行管理

（１）　計画の着実な進行管理

本県の地域福祉が着実に推進されるよう、市町や社会福祉協議会など関係機関との緊密な連携のもと、本計画に記載された各種施策の進行管理を行うとともに、進捗状況について、「栃木県地域福祉支援計画推進委員会」に報告します。

なお、概ね３年を目途に計画の進捗状況を中間的に取りまとめ、必要に応じて評価指標や個別施策の見直しを図るなど、計画期間中における状況の変化に、適切に対応します。

（２）　計画の周知

インターネット等の媒体を活用して、広く県民に周知します。

【関係機関等との連携のイメージ】

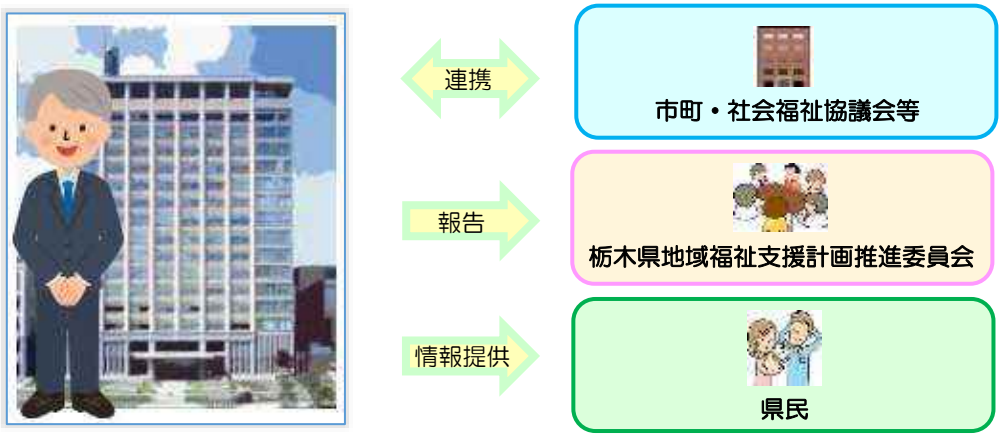

参　考　資　料

栃木県地域福祉支援計画推進委員会　委員名簿

（５０音順、敬称略）

No.	氏　名	団体名・役職名	備　考
1	梅 沢　正 春	栃木県町村会（上三川町健康福祉課長）	
2	大 橋　純 子	栃木県人権擁護委員連合会 高齢者・障がい者人権委員会委員	
3	角 田　充 仙	下野市社会福祉協議会　事務局次長兼総務課長	
4	神 永　正 之	栃木県市長会 （宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課長）	
5	興 野　憲 史	栃木県精神保健福祉会　会長	
6	桑名　恵理子	公募	
7	小西　久美子	栃木県ボランティア連絡協議会　会長	
8	小 林　敦 雄	栃木県社会福祉協議会　常務理事	
9	小 林　雅 彦	国際医療福祉大学　医療福祉学部 医療福祉・マネジメント学科　学科長・教授	委 員 長
10	千葉　加代子	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会　副会長	
11	沼 尾　成 美	栃木県社会福祉法人経営者協議会　常任協議員	
12	檜 山　和 子	栃木県民生委員児童委員協議会　理事	
13	藤　本　　早	栃木県児童養護施設等連絡協議会　副会長	
14	麦 倉　仁 巳	栃木県身体障害者団体連絡協議会　会長	副委員長
15	山 﨑　富 子	栃木県心身障害児者親の会連合会　理事	
16	依 田　祐 輔	栃木県医師会　常任理事	

栃木県地域福祉支援計画（第４期）の策定経過

令和２年　７月１０日	第１回栃木県地域福祉支援計画推進委員会
（２０２０）	・「栃木県地域福祉支援計画（第３期）」の進捗状況について
	・「栃木県地域福祉支援計画（第４期）」の策定について
１０月１８日	第２回栃木県地域福祉支援計画推進委員会
	・「栃木県地域福祉支援計画（第４期）」骨子（案）について
１２月２４日	第３回栃木県地域福祉支援計画推進委員会（オンライン開催）
	・「栃木県地域福祉支援計画（第４期）」素案について
令和３年　３月　８日	第４回栃木県地域福祉支援計画推進委員会（オンライン開催）
（２０２１）	・「栃木県地域福祉支援計画（第４期）」（案）について

用　語　解　説

（５０音順）

用　　語	解　　説
あ行	
アウトリーチ	援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、訪問等により積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。
いのちを支える栃木県自殺対策計画	自殺対策基本法に基づく都道府県自殺対策計画。自殺対策に関わる関係機関・団体等と有機的な連携を図り、本県における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するもの。現在の計画は、平成 30(2018)年３月に策定され、平成 30(2018)年度から令和４(2022)年度までの５か年間。
か行	
輝くとちぎの人づくり推進基金	地域課題の解決に向け、女性、若者、高齢者、障害者等を地域活動の担い手として育成するとともに、その自主的・主体的な活動の促進を図るため、平成 28(2016)年に県に設置した基金。女性活躍や若者の地域づくり活動、子ども・若者等のひきこもり等の相談、障害者の雇用促進や社会参加促進の事業などに活用している。
通いの場	高齢者の社会参加や介護予防を目的として設置。運動等を通じた運動機能の維持などを行うとともに、運営の担い手として高齢者自身が参加することが期待される。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者、知的障害者、精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行う。市町又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。
ケアマネジメント	障害者の地域における生活を支援するため、支援を希望する障害者の意向を踏まえて、福祉、保健、医療のほか、教育、就労など幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。
合計特殊出生率	その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
合理的配慮	障害がある人にとっての社会的障壁（日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物や慣行など）を取り除くために、障害がある人からの求めに応じて必要かつ適当な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないもの。
こどもエコクラブ	幼児（３歳児）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。グループの形態は、幼稚園や保育園、学校のクラスや委員会のほか、近所や地域の友達、家族や親戚、子ども会、児童館や公民館のクラブ、ボーイスカウトやガールスカウトなど自由。
さ行	
災害時外国人サポーター	災害が発生したときに、避難所等において、在住外国人への支援活動（災害に関する情報の翻訳・通訳、翻訳・通訳に係るコーディネート、外国人への情報提供等）に協力できる人。
シニアサポーター	地域における生涯現役社会の実現に向けた機運づくりを推進するため、各市町と連携を図りながら地域に密着した活動を行う方をサポーターとして委嘱するもの。
自立支援協議会	障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関、団体、障害者やその家族、障害福祉サービス事業所や医療、教育、雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制について協議を行う場。自治体が単独又は共同で設置する。

重層的支援体制整備事業	地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する、市町村における包括的な支援体制を整備するため、介護・障害・子ども・困窮等の分野・属性にかかわらず、「相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援）」、「参加支援（本人・世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを回復する支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援）」の３つの支援を一体的に行う、令和２(2020)年改正社会福祉法第 106 条の４に基づく任意事業。令和３(2021)年４月から施行される。
住宅確保要配慮者	低額所得者（公営住宅法に定める算定方法による月収（政令月収）が 15 万８千円以下の世帯）、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯（18 歳未満の子どもがいる世帯（18 歳となった子どもが年度末に至るまでの間を含む。））のほか、省令において、外国人などが定められている。
住宅セーフティネット制度	「住宅確保要配慮者（「住宅確保要配慮者」参照）の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（セーフティネット住宅）」、「登録住宅の改修・入居への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」の３つの柱から成り立つ住宅セーフティネット法に基づく制度。
生活困窮者自立支援制度	平成 27(2015)年４月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力を十分に発揮できない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を保護し、支援する制度で、平成 12(2000)年４月から施行されている。 判断能力の程度などにより、「後見」、「保佐」、「補助」の３つに区分される「法定後見制度」と、判断能力がある時にあらかじめ代理人を選任し、任意後見契約を結んでおく「任意後見制度」がある。
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進法に基づく計画。成年後見制度（「成年後見制度」参照）の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を市町村が定めるもの。
相対的貧困率	等価可処分所得（いわゆる手取り収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線といい、貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を相対的貧困率という。子どもの貧困率は、17 歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合。
相談支援コーディネーター （相談支援包括化推進員）	複合化・複雑化した個人や世帯の課題を受け止めた際、様々な支援関係機関の協働・連携したチームアプローチによる支援が行われるよう、相談支援機関等との連絡調整やネットワークの構築、会議の開催など、相談者を必要な支援へと適切につなぐ役割を担う人材。国が示す「相談支援包括化推進員」をいう。
相談支援専門員	ケアマネジメント（「ケアマネジメント」参照）の手法を用いて、障害者等の幅広い相談に応じ、本人や家族が希望する生活の実現のための助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、適切な福祉サービスの提供が行われるための根拠となるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行う人。 また、個別支援から地域課題を抽出し、地域自立支援協議会（「自立支援協議会」参照）等を活用して社会資源の開発・改良を提言、実践する役割も担っている。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員（一定の実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件）を置く必要がある。

た行	
地域における公益的な取組	平成 28(2016)年改正社会福祉法第 24 条第２項において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、全ての社会福祉法人に対し、①社会福祉事業及び第 26 条第１項に規定する公益事業を行うに当たっては、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、③無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない旨の責務規定が創設された。
地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として、市町村等が設置する機関。①総合相談支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントを担うほか、⑤在宅医療・介護連携推進、⑥生活支援体制整備、⑦認知症総合支援の各事業を行うことができ、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員が配置され、連携・協力して、総合的な支援を行う。
小さな拠点づくり	中山間地域等において、日常生活に必要なサービスの確保、地域交流の場や地域資源を活用した仕事の創出、集落間の交通ネットワークの形成等を通じて、住み慣れた地域で将来にわたって安心して暮らしていくことができる仕組みづくり。
地区防災計画	地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画として、災害対策基本法に位置づけられているもの。計画の策定主体や防災活動の主体、地区の範囲、計画の内容などは、各地区の特性や想定される災害等に応じて自由に策定できる。地区防災計画を策定した後も、日頃から地区居住者等が力を合わせて計画に基づいた防災活動を実践し、必要に応じて評価や見直しを行うなど、防災活動を継続していくことが重要とされている。
中核機関	成年後見制度（「成年後見制度」参照）について、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。
栃木県運営適正化委員会	社会福祉法第 83 条に基づき、利用者と事業者など当事者同士では解決が困難な苦情を、公平かつ客観的な立場から適切に解決するため、県社会福祉協議会に設置されている組織。苦情申出人に対する相談・助言、実情調査、解決のためのあっせん等を行っている。
栃木県高齢者支援計画 「はつらつプラン 21（八期計画）」	老人福祉法に基づく老人福祉計画であり、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画。団塊の世代の全ての方が 75 歳以上となる令和７(2025)年を当面の目標としつつ、令和 22(2040)年も見据え、県や市町が目指すべき今後の高齢者支援施策の方向性を示すもの。現在の計画は、令和３(2021)年３月に策定され、計画期間は令和３(2021)年度から令和５(2023)年度までの３年間。
栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）	ひきこもり、ニート、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等の相談を受け付け、関係機関と連携して課題の解決を図る県の相談窓口。
栃木県再犯防止推進計画	再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画。再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本理念に基づき、国、市町及び関係団体と一体となって、罪を犯した者の円滑な社会復帰と地域での受入態勢の整備を図るもの。現在の計画は、令和２(2020)年２月に策定され、計画期間は令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの５年間。
栃木県社会福祉協議会活動推進計画	県社会福祉協議会が策定する地域福祉推進のための計画。県社会福祉協議会が目指す役割、取り組むべき課題と対応策（事業）を明らかにし、広く県民の参画を得ながら、関係者、関係機関・団体等との協働のもと、「明るく活力あふれる地域づくり」を目指した地域福祉の総合的な推進を図るもの。
栃木県障害者計画 「とちぎ障害者プラン 21」	障害者基本法に基づく都道府県障害者計画。本県の障害者施策の基本的指針となる。現在の計画は、令和３(2021)年３月に

	策定され、計画期間は令和３(2021)年度から令和５(2023)年度までの３年間。
栃木県障害者差別解消推進条例	障害者差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進し、もって共生社会の実現を図ることを目的として、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮等について定めた県条例で、平成 28(2016)年 10 月に施行された。
栃木県障害者差別対応指針 ～障害者差別解消のための道しるべ～	栃木県障害者差別解消推進条例（「栃木県障害者差別解消推進条例」参照）に基づく指針。様々な企業や団体などを含む全ての県民が、障害者差別解消を推進するための具体的な行動につながる「道しるべ」として、障害者差別解消を推進するための基本的な考え方や障害に関する基礎的な知識、障害者差別解消のための手がかりを記載したもの。
栃木県障害福祉計画（第６期計画） 栃木県障害児福祉計画（第２期計画）	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく都道府県障害・児福祉計画。障害福祉サービス等の必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を図り、制度の円滑な実施を確保しようとするもの。現在の計画は、令和３(2021)年３月に策定され、計画期間は令和３(2021)年度から令和５(2023)年度までの３年間。
栃木県人権施策推進基本計画	栃木県人権尊重の社会づくり条例（「栃木県人権尊重の社会づくり条例」参照）に基づく計画。不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する取組方向を示すもの。現在の計画は、平成 28(2016)年３月に策定され、推進期間は平成 28(2016)年度から令和７(2025)年度までの 10 年間。
栃木県人権尊重の社会づくり条例	人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする県条例で、平成 15(2003)年４月に施行された。
栃木県地域生活定着支援センター	高齢者又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする刑務所等の矯正施設退所予定者を対象に、退所後、円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）が受けられるよう、地域における社会生活への移行や自立促進を図るための支援機関。
栃木県地域福祉振興基金 （栃の実基金）	地域における民間活動の推進及びボランティア活動の推進を図るため、安定的な財源を確保することを目的に、昭和 56(1981)年に県社会福祉協議会に設置された基金。運用から生まれる果実（利子）を、地域における民間福祉活動の推進とボランティア活動の振興を図るための財源として活用している。
栃木県地域福祉基金	地域福祉を推進するため、平成３(1991)年に県に設置した基金。基金は、明るい長寿社会の推進や障害者理解の促進、おもいやり駐車スペースの確保や周知・啓発などの事業の財源に活用している。平成 19(2007)年度からは、県の積立金のほか、民間からの寄附金により基金の充実を図っている。
栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	高齢者、障害者等を含むすべての県民が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるひとにやさしいまちづくりを目指して、不特定多数の人が利用する公共的施設の整備基準や県民の思いやりの心づくりについて定めた県条例で、平成 11(1999)年 10 月に施行された。
栃木県福祉人材・研修センター	社会福祉法第 93 条の規定に基づき、社会福祉従事者の確保を目的として都道府県に１ヵ所設置されており、本県においては、研修部門を併せ持つセンターとして県社会福祉協議会に設置されている。

とちぎ国際戦略	栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」（「とちぎ未来創造プラン」参照）に掲げる、めざすとちぎの将来像の実現に向け、本県が目指す国際化を推進するための考え方や取組の方向性等を示す、令和３(2021)年度から令和７(2025)年度までの５か年間の戦略。
とちぎ子ども・子育て支援プラン（２期計画）	とちぎの子ども・子育て支援条例第 10 条に基づく子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、子ども・子育てに関する基本的な計画。基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策の内容等を示すもの。現在の計画は、令和２(2020)年３月に策定され、計画期間は令和２(2020)年度から令和６(2024)年度までの５年間。
とちぎ成年後見支援センター	県内の権利擁護体制の、総合的かつ安定的な展開並びに成年後見制度の普及啓発を目的として、県社会福祉協議会に設置されたセンター。法人後見支援員の育成等の業務を行っている。
とちぎ第三者評価推進機構	第三者評価事業の推進を担うため、平成 17(2005)年４月に県社会福祉協議会に設置された組織。第三者評価事業の普及推進及び平準化を図るため、評価機関の認証や評価基準の策定等の業務を行っている。
とちぎボランティアＮＰＯセンター（愛称：ぽ・ぽ・ら）	ボランティア活動をはじめとする県民の社会貢献活動を促進するため、人と情報のネットワークの構築や各種支援策の拠点となる施設。
とちぎ未来創造プラン	中長期的な展望のもと、とちぎの目指すべき将来像を描き、その実現に向け、県民と共有すべき基本的な考え方や目標を明らかにするとともに、県が取り組む施策の進め方等を示す県政の基本指針。計画期間は、令和３(2021)から令和７(2025)年度までの５年間。
な行	
日常生活自立支援事業	自らの判断で福祉サービスを利用することが難しい方が、サービスを利用しようとする際の支援や金銭管理などの日常生活の支援を行うために、県社会福祉協議会に設置されたとちぎ権利擁護センター（あすてらす）が実施しているもの。
認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受講・修了した人で、認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、友人や家族に学んだ知識を伝えたり、認知症になった人や家族の気持ちを理解するよう努めるなど、できる範囲での手助けを行う。
は行	
バリアフリー	高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。
避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者（要配慮者）のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難であって、特に支援を必要とする方。災害対策基本法により、市町には、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられており、当該名簿の活用により実行性のある避難支援を行うことが求められている。
福祉サービス第三者評価制度	社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、福祉サービスの質の向上を図る制度。評価結果は原則として公表され、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となるもの。
福祉避難所	介護を必要とする高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す方に対して、ポータブルトイレや手すり、仮設スロープの設置など、バリアフリー化が図られるなどの特別な配慮がされた避難所。
法人後見支援員	市町社協が法人後見人に選定された場合に、後見事業の一部を補助する者の呼称。「とちぎ成年後見支援センター」が実施する法人後見支援員養成研修を受講する必要がある。

や行	
やさしい日本語普及員	普段使われている言葉を、外国人にも分かりやすく工夫した日本語（やさしい日本語）として、地域の中での活用や普及啓発を図ることが期待される人。
ヤングケアラー	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障害・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を受けている主に 18 歳未満の子ども。

評 価 指 標 一 覧

施　策	年度／項目	単位	現状値	2023（見直し期）	最終値
１（１）	とちまる見守りネット協定締結事業者数	者	22（2020）	25	28
	介護予防につながる通いの場への高齢者の参加率	%	6.5（2019）	7.5	※
	認知症サポーター養成数	人	229,319（2020.12）	231,000	※
１（２）	避難行動要支援者に係る個別計画策定市町数	市町	21（2020）	25（最終値）	
１（３）	おもいやり駐車スペース協力施設数	事業者	817（2019）	910	1,000
２（１）	包括的な支援体制の構築に取り組む市町数	市町	8（2020）	16	25
	認知症サポーター養成数＜再掲＞	人	229,319（2020.12）	231,000	※
	困ったときに、家族・親族以外で相談できるところ（相手）がいない県民の割合	%	10.6（2020）	－	減少を目指す（2025）※
２（２）	高齢者の社会貢献活動参加率	%	52.3（2020）	上昇を目指す	※
２（３）	介護に関する入門的研修実施市町数	市町	5（2019）	25	※
	とちぎ介護人材育成認証制度の審査・認証法人数	法人	39（2020）	100	※
３（１）	包括的な支援体制の構築に取り組む市町数＜再掲＞	市町	8（2020）	16	25
	介護予防につながる通いの場への高齢者の参加率＜再掲＞	%	6.5（2019）	7.5	※
	基幹相談支援センター設置市町数	市町	14	25	※
	子ども家庭総合支援拠点設置市町数	市町	2（2019）	－	25（2024）
	在県外国人支援に係る人材の登録者数	人	355（2019）	－	600（2025）※
３（３）	成年後見制度に係る中核機関設置市町数	市町	2（2020）	14	25
３（４）	第三者評価受審件数	件	235（2019）	290	350

※ 各個別の計画期間満了後は、次期関連計画等と整合を図る。

栃木県地域福祉支援計画（第４期）

令和３（2021）年３月発行

編集・発行　栃木県

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田１丁目１番 20 号

保健福祉部保健福祉課　電話　028-623-3047

印刷　社会福祉法人足利むつみ会

栃木県地域福祉支援計画（第４期）